

ISSN 1348-8384



拓殖大学
語学研究
Takushoku Language Studies

2020. 10

No. 143

拓殖大学 語学研究

2020 年 10 月

第 143 号

目 次

〈論文〉

言語音を表す「音韻」……………阿久津 智（ 1 ）

“幫”を用いた文のポライトネス性について

……………永江 貴子（ 25 ）

常州府中学堂の創立と教育

—— 中学時代の劉天華を知るために —— ……………久米井敦子（ 43 ）

共同研究 〈諸言語圏・諸文化圏における「花」〉

16 世紀にトゥルシーダースが詠った叙事詩

『ラーマの行いの湖』で天から降る花

—— 誰が どのようなときに 誰に 花を降らせたのか ——

……………坂田 貞二（ 63 ）

中国語領有者比較文 “X 的 N 比 YW” の形成メカニズム

—— 主述述語文を指標として —— ……………平山 邦彦（ 89 ）

A Study of Demotivators

for High School Students in Japan ……………保坂 芳男（115）

〈研究ノート〉

単語導入から始めるリスニング指導の試み……………見上 晃（131）

〈解題・翻訳〉

翻訳：ジョルジェ・コウト著

『ジョアン 6 世統治期のブラジル国境線』……………浜岡 究 (141)

拓殖大学研究所紀要投稿規則

拓殖大学言語文化研究所 『拓殖大学語学研究』執筆要領 … (193)

Takushoku Language Studies

No. 143

Contents

〈Articles〉

On-in which Means Speech Sound AKUTSU Satoru (1)

An Analysis Based on the Politeness
of Sentences Using the Word “Bang” NAGAE Takako (25)

A Study on the Foundation and the Education
of Changzhou High School (常州中学堂)
— as a Basic Research on Liu Tianhua (劉天華)’s School Days —
.....KUMEI Atsuko (43)

The Flowers or Sumana in Hindi fell from the Heaven
in Rāmcaritmānas:
Who Fell the Flowers, to Whom and on Which Occasions?
.....SAKATA Teiji (63)

The Forming Mechanism of Possessor Comparative Sentence
“*X* 的 *N* 比 *YW*” in Chinese:
with an Index S-P Predicate SentencesHIRAYAMA Kunihiko (89)

A Study of Demotivators for High School Students in Japan	HOSAKA Yoshio (115)
--	---------------------

〈Study Note〉

A Study of Listening Comprehension Class — Starting from Vocabulary Introduction —	MIKAMI Akira (131)
---	--------------------

〈Answer • Translation〉

Tradução: <i>Fronteiras do Brasil no Governo Joanino</i> por Jorge Couto	HAMAOKA Kiwamu (141)
---	----------------------

Submission of Manuscript

Instructions for Contributors

〈論 文〉

言語音を表す「音韻」

阿久津 智

要 旨

日本語と中国語における「音韻」という語のもつ複数の意味・用法のうち、言語音を表す用法について、各種（古今の）文献資料を用いて、調査・分析した。その結果、(a) 中国語の「音韻」が、主に漢字音（中国語音）に限られるのに対して、日本語の「音韻」は、広く諸言語の音に使われる、(b) 中国語の「音韻」が、学問や体系を表すことが多いのに対して、日本語の「音韻」は、言語音全体を表すほかに、単位音として使われることが比較的多い、ということが確認できた。

キーワード：音韻，漢字音，単位音，音韻学，『鏡花縁』

1. はじめに

本稿では、日本語と中国語における、「音韻」という語のもつ、いくつかの意味・用法のうち、言語音を表す用法について、見ていきたい。それは、この用法に関して、日本語と中国語とに、分離（あるいは、ニュアンスの違い）が見られ、そこにこの語の日本語としての特徴がうかがえるように思うからである。

筆者は、先に、「音韻」の語誌に関して、いくつかの論考（阿久津 2017, 阿久津 2018a・b など）を発表している。それをまとめると、次のようになる（〔 〕 内は、本稿で補った）。

「音韻」という語は、平安時代の初期に、中国から日本に、その主な3つの意味（①調和した音、②詩のリズムや韻律、③漢字音）とともに伝わり（これらは、現代中国語の「音韻」の主要な意味でもある）、このうちの③《漢字音》が、日本において、中国経由で伝来した（中国では、早くに廃れた）梵語音（悉曇）とともに、研究対象としての「音韻」となり、やがて、それが日本語（および他の言語）にも及んだ。〔ちなみに、日本における「音韻」の初出例については、『日本国語大辞典 第二版』では、『経国集』（827 頃）に収める巨勢識人の漢詩からとり、釘貫（2007: 22）では、空海著『文鏡秘府論』（820 頃）における、『宋書』謝靈運伝からの引用を挙げているが、藤原浜成著『歌経標式』（772）に見える、「尽雅妙之音韻」、「未知音韻」、「同音韻」（沖森ほか 2008: 161-162）が古いようである（そうなると、「音韻」という語の伝来は、奈良時代以前ということになる）。同書は、漢詩に範をとり、和歌の規則（歌式）について論じており、これらの「音韻」は、『詩のリズムや韻律』に近いと思われる。〕

また、日本では、20 世紀にヨーロッパから伝わった phonology に「音韻論」を（当初は「音韻学」も）、phoneme に「音韻」（あるいは「音素」）を当てたが、中国では、phonology に「音位学」、あるいは「音系学」を（ただし、台湾では、主に「音韻学」）、phoneme に「音位」を当てている〔中国語の「音素」は、phone（日本語の「単音」）に当たるが、場合によっては、phoneme に使われることもある。「音素」という用語は、中国では、1913 年頃から、「読音統一会」の議論の中で、声母・韻母を指すのに使われ始め、日本では、1928 年頃から、日本式ローマ字論者によって、phoneme の訳語として使われ始めたようである（阿久津 2016: 38, 36）〕。〔「音素」の初出は、筆者の調べた限りでは、兵庫県姫路師範学校編『普通教育 国語綱要』（1910 年刊）にある「各行に発声〔子音〕と称する特殊の音素あり。」である（この「音素」は、phoneme の訳語ではないと思われる）。〕

こういったことから、言語音を表す（あるいは、言語音研究の用語としての）「音韻」には、日中両言語において、次のような（ニュアンスの）違いが見られるように思われる。

(a) 中国語の「音韻」が、主に漢字音（中国語音）に限られるのに対して、日本語の「音韻」は、広く諸言語の音に使われる。

(b) 中国語の「音韻」が、学問や体系を表すことが多いのに対して、日本語の「音韻」は、単位音として使われることが比較的多い。

筆者は、これらの点について、すでに部分的には触れたことがあるが（たとえば、日本語の「音韻」の《単位音》を表す用法については、阿久津 2019 で触れている）、本稿では、広く、この 2 点について、主に文献資料によって、語誌的に確認していきたいと思う。以下、2 節では、(a) について、古典を中心に見ていく。3 節では、(b) について、現代の文献を中心に見ていく。なお、文献資料は、これまでの調査で収集したもの（阿久津 2017 など。一部誤りを修正）のほかに、新たに収集したものをを用いる。以下、漢字の字体は、現代日本語の通用字体で示す（「音韻」と「音韻」は、「音韻」に統一する）。また、言語の音（発音）を表すのに、広く「音声」を用いる（ここでは、現代言語学的な意味で、「音声」と「音韻」とを区別することはしない）。

2. 「音韻」が《漢字音以外の言語音》を表す用法

個別の用法・用例を見る前に、まず、日本語と中国語とを合わせて、「音韻」の意味・用法（全般）について、概観しておく（表 1）。表 1 の分類は、主に、『日本国語大辞典 第二版』（小学館 2000～2002）と『漢語大詞典』（上海辞書出版社 1986～1994）における「音韻」の意味区分に基づいている。「細かい意味・用法」は、筆者の調査に基づくものである（阿久津 2016, 阿久津 2017 など）。

表1 「音韻」の意味・用法の分類

『日本国語大辞典』	『漢語大詞典』	細かい意味・用法	本稿での分類
①音とひびき	①調和した音	音の響き、楽器の音色、歌声、声の響き、ことばの響き	㊦音楽的な響き（詩のリズムや韻律を含む）
	②詩のリズムや韻律	詩のリズムや韻律	
③漢字音	③漢字音	漢字音（中国語音）の体系・要素（全体）、漢字音の構造、漢字音の音声、漢字音に関する学問（知識）	㊦漢字音（中国語音を含む）
②（漠然と）言語音		（漠然と）言語音全体、言語音の体系、言語音の構造、音声、単位音（音素・音節・モーラ等）、言語音に関する研究領域	㊦漢字音以外の言語音（言語学的な音を含む）
④言語学的な音			

表1には、『日本国語大辞典 第二版』と『漢語大詞典』の語釈を簡略化して挙げたが、以下に、原文を挙げておく（〔 〕内は筆者による訳文。以下同じ。用例は省略する）。

『日本国語大辞典 第二版』

- ① 音とひびき。また、その調和。音色（ねいろ）。
- ② （漠然と）言語音をいう。
- ③ 漢字の表わす一音節の頭初の子音とそれを除いた後の部分。音（声母・頭子音）と韻（韻母）。
- ④ 言語学で、具体的な音声から音韻論的な考察を経て抽象された言語音をいう。

『漢語大詞典』

- ① 抑揚頓挫的和諧声音。〔めりはりがあって調和した音。〕
亦指女子的風度儀態。〔また、女子の容姿・態度を指す。〕

- ② 指文学作品の音節韻律。[文学作品のリズムや韻律を指す。]
- ③ 漢字字音中声母、韻母、声調三要素的総称。[漢字字音中の声母・韻母・声調の三要素の総称。]

本稿では、日本語と中国語との対照を考え、『日本国語大辞典 第二版』の①～④と、『漢語大詞典』の①～③とを組み合わせ、3分類とした(表1の「本稿での分類」)。「漢語大詞典」の①と②とを1つ(⊖)にまとめたのは、日本語の詩歌には、平仄や押韻などの格律がなく、この両者に区別のつけにくい部分があるからであり、『日本国語大辞典 第二版』の②と④とを1つ(⊕)にまとめたのは、この両者は隔たりが大きく、両者を分けると、「言語学」以前の)伝統的な言語研究における「音韻」などが扱いにくくなる(どちらにも入れられなくなる)からである。また、⊖《漢字音》に中国語音を含めたのは、漢字音と中国語音とは、日本語では区別されるが、中国語にはその区別がないためである(以下、「漢字音」は、中国語音を含むものとする)。

以下、これに基づき、「音韻」の意味・用法について見ていく。

2.1 日本語の例

はじめに、日本語の「音韻」について見ていく。ここでは、まず、全文検索ができるデータベースを用いて抽出した「音韻」の用例を⊖～⊕に分類した結果を、まとめて示す(表2)。ここで用いたデータベースは、古典では、「ジャパンナレッジ」の『新編 日本古典文学全集』(全88巻)、同じく『群書類従』(正・続・続々の133冊。以下、『群書類従』)、同じく『東洋文庫』(2019年の第5回公開までの772冊)、現代語では、「ジャパンナレッジ」の『文藝春秋』(1923～1950)、「現代日本語書きことば均衡コーパス」(検索サイト「少納言」を利用。以下、英語の略称「BCCWJ」を用いる)である(これらの内容に重なりはない)。これらで「音韻」を検索し、現れた用例1つ1つについて、「音韻」の用例であるか、そうであ

た場合、それがどのような意味・用法であるか、確認を行った。

表2 「音韻」の意味・用法（日本語）

	㊦音楽的な響き	㊦漢字音	㊦漢字音以外の言語音
『群書類従』 平安～江戸時代	16 例（14 文献）	19 例（7 文献） 書名：2 例（1 文献）	3 例（3 文献）
『東洋文庫』 江戸時代	1 例（1 文献）	10 例（8 文献） 書名：4 例（1 文献）	9 例（3 文献）
『文藝春秋』 1923～1950	6 例（5 記事）	12 例（7 記事） うち、複合語： 5 例（2 記事） 書名：2 例（1 記事）	18 例（13 記事） うち、複合語： 12 例（8 記事） 書名：1 例（1 記事）
BCCWJ（書籍） 1971～2005	17 例（8 文献） うち、複合語： 1 例（1 文献）	11 例（6 文献） うち、複合語： 5 例（4 文献） 書名：1 例（1 文献）	94 例（43 文献） うち、複合語： 67 例（34 文献） 書名：2 例（1 文献）

古典では、『群書類従』所収の古典（本文）に、{書名 2 例（1 文献）を除き} 38 例（22 文献）が、『東洋文庫』所収の日本の古典（江戸時代以前のもの）の本文（原文）に、{書名 4 例（1 文献）を除き} 20 例（11 文献）が見られた（『新編 日本古典文学全集』所収の古典（本文）には、用例がなかった）。

現代語では、『文藝春秋』に、{書名 3 例（2 記事）を除き} 36 例（25 記事）が見られた。BCCWJ では、「書籍（1971～2005）」に、{書名 3 例（2 文献）を除き} 122 例（57 文献）、「Yahoo! 知恵袋（2005）」に 7 例が見られた（「雑誌」、「新聞」、「白書」、「教科書」等には、用例がなかった）。表 2 には、「書籍」の用例数のみを挙げた。

表 2 では、書名（『国語音韻論』など）は別扱いにし、複合語 {「音韻変化」、「音韻論」、「音韻学者」、「音韻法則」、「音韻体系」など（「音韻的」、「音韻上」、「音韻面」は、複合語に含めない）} については、内数で示し

た。

表2からは、ごく大まかな傾向として、とくに現代語の「音韻」について、㊦《漢字音以外の言語音》が主要な意味・用法になっている(古くは、そうではなかった)、ただし、㊧《音楽的な響き》や㊨《漢字音》の意味・用法で使われることもある、ということがうかがえる(なお、現代の小型(学習)国語辞典には、㊦のみ、あるいは、㊧と㊦の意味・用法しか挙げられていない(阿久津 2016: 23))。

以下、㊦《漢字音以外の言語音》について、古典を中心に見ていく。

「音韻」が㊦《漢字音以外の言語音》を表す用例は、『群書類従』に3例(3文献)、『東洋文庫』に9例(3文献)見られた。

『群書類従』の3例は、以下のとおりである(一部訓点を補った。下線は筆者。以下同じ)。

- (01) 音韻少異。大意相似也。(『香字抄』平安後期)
- (02) 明通悉曇之音韻。(三善為康『拾遺往生伝 卷中』1111頃)
- (03) 殊朗悉曇之音韻也。(宗蓮『大法師浄藏伝』1231)

室町時代以降の用例はなかった。これらの「音韻」は、すべてインドの言語(梵語)の音声を意味すると思われる。

『東洋文庫』の例は、以下のとおりである(「検索」で現れなかった3例(05・06・13)を補い、12例を挙げる。また、本文(原文)は、「早稲田大学図書館 古典籍総合データベース」で確認した(表記・校訂は『東洋文庫』に従う))。

- (04) 音韻ノ通ジ難キ事アリ。(前野蘭化『蘭語随筆』1770頃)
- (05) 「ヲランド」ノ人ニモ音韻分明ナラザル者アリ。(同上)
- (06) 訳者ノ中ニモ音韻ノ異同アリテ、(同上)
- (07) 国字ニテ彼音韻訳文等ノ解ヲ(前野蘭化『蘭語訳筈』1785)
- (08) 字体音韻(同上)
- (09) 字体・音韻ヲ検シテ、(同上)

- (10) 訳字体音韻 (同上)
- (11) 字体・音韻ノ浅考ヲ載ス。(同上)
- (12) 音韻相紛レザル者ト, (同上)
- (13) 全キ「スラホニヤ」ノミノ文字音韻ヲ知ベキ事ヲ希フ者ナリ
(前野蘭化『東察加志』1789)
- (14) 「ヘブレエウス」ノ文字・音韻・言語ヲ (同上)
- (15) 余ノ六種モ只文字音韻ヲ考察シタルマデニテ, (同上)

これらは、すべて前野蘭化(良沢)の著作中のものである。このうち、(04)～(12)は、オランダ語の音声、(13)は、「スラホニヤ」(スロベニア)の音声、(14)は、「ヘブレエウス」(ヘブライ)の音声、(15)は、6言語 {朝鮮・蒙古・韃靼・梵文・「マレイス」(マレー)・「ギリイキス」(ギリシャ)} の音声を意味すると思われる。このうちの7例で、「字体」(「文字」と「音韻」とを並立させている点が注目される {前野良沢は、外国の文字に大きな関心をもっていたようである (岩崎 1996: 135)}。

さらに、用例を補うため、『古事類苑』(「ジャパナレッジ」所収)、大西(1934)、馬淵(1993)、釘貫(2007)などの諸先行研究に引かれている用例のうち、「国立国会図書館デジタルコレクション」、「国文学研究資料館 新日本古典籍総合データベース」、「早稲田大学図書館 古典籍総合データベース」等により原文を確認できたもの、および、その他の江戸時代の語学書に現れた用例について、その意味・用法を確認した。その結果、主に江戸時代の学者の著作に、㊦《漢字音以外の言語音》を表す「音韻」の用例が見られた。

いくつか例を挙げる(本文は、上掲のデータベースによる)。

- (16) 南天は中天に次で。東天北天よりも音韻詳雅なり。(契沖『和字正濫鈔 卷一』1693成立, 1695刊)
- (17) 京都中国板東北国等の人^{おんるん}に逢て其音韻を聞に(鴨東蕨父『仮名文字使 蜷縮涼鼓集 上』1695刊)

- (18) 東方音韻五十母字（新井白石『東音譜』1719 序）
- (19) 人言有_二自然之音韻_一焉（文雄『磨光韻鏡 上』1744 刊）
- (20) 又御国ノ音韻ハ甚悉曇ニ似タルコト多シ（本居宣長『字音仮字用格』1776 刊）
- (21) 二十六ノ文字ヲ二字或三四字以上ヲ連合シテ音韻ヲ^{カナ}諸へ（大概玄沢『蘭学階梯 下巻』1783 成立, 1788 刊）
- (22) 殊に音韻言語は。太古より毎国^{クニゴト}にとなへ来たりし者なるを。（上田秋成『靈語通 第五』1795 序）

(16) は、梵語の音声 {この記事は、安然『悉曇藏』(880) によると思われる}, (17) は、日本語の方言（京都・中国・板東・北国等）の音声, (18)・(20) は、日本語の音声, (19) は、人類（一般）の音声, (21) は、オランダ語の音声（とくに音節）, (22) は、各言語の音声を意味すると思われる。

これらの用例から、日本語では、江戸時代以前から、「音韻」を、日本語を含め、諸言語の音声に使っていたことが確認できる。

近代以降では、《言語学的な音》を表す用例が多くなるが、ここでは、特定（個別）の言語の音声を表す「音韻」の用例をいくつか挙げるにとどめておく {『文藝春秋』, BCCWJ の用例のほか, 「国立国会図書館デジタルコレクション」, 『雑誌太陽』（「ジャパンナレッジ」所収）の「見出し」検索で求めた用例を挙げる}。

- (23) 文字及音韻 (Letters and sounds)（バシル・ホール・チャムブレ
ン『英文典』1893）
- (24) 朝鮮の諺文は精密に音韻を写すに適するが故に（井上哲次郎
「国字改良論（承前）」『雑誌太陽』4-19 1898）
- (25) 我国の音韻は単純であり, [...] 世界にはこれよりも猶音韻の単
純な国語があり,（上田万年「二十世紀に於ける国語学の位地」
『雑誌太陽』12-9 1905）

- (26) 琉球語の単語は、日本語のにすげかへられ、その音韻・語法さ
ては言ひあらはしまで、日本的になつたことは、(伊波普猷「琉
球と大和口」『文藝春秋』8-3 1930)
- (27) 英語は、文法や音韻でもフランス語が上層言語になっているが、
これは語彙で見られるほどはっきりと現われてはいない(ス
ティーヴン・ロジャー・フィッシャー、鈴木晶訳『ことばの歴
史』研究社 2001)

2.2 中国語の例

つづいて、中国語の「音韻」について見ていく。まず、全文検索ができ
るデータベースを用いて抽出した用例を㊦～㊨に分類した結果を、まとめ
て示す(表3)。ここで用いたデータベースは、古典では、「中国哲学書電
子化計画」,「漢籍電子文献資料庫」,現代語では、「BCC 漢語語料庫」
(BCC:北京語言大学コーパスセンター。以下、「BCC」)である。「中国
哲学書電子化計画」は、「先秦兩漢」,「漢代之後」で検索した。「漢籍電子
文献資料庫」の分析対象は、「正史」(『清史稿』は除く)と「小説」に
限った。両者の内容に重なりはない。BCCは、「多領域」で検索した。
「多領域」には、新聞、文学、ミニブログ(「微博」),科学技術文献(「科
技文献」),古典などが含まれ、均衡コーパス(「平衡語料庫」)になっ
ている(苟ほか2016: 95)。このうち、古典の用例(他のデータベースと
重なる35例、および、『水滸伝』1例、『紅樓夢』1例の計37例)は対象
からはずした。また、同じ用例が重複して現れた(「全文」が同じ)場合
は、1と数えた。BCCの本文(「全文」)には、誤字や脱字があると思わ
れるものが多く、分類しにくいものもあるため、数字は大まかなものであ
る。また、BCCでは、「微博」,「科技文献」,『人民日報』に標題がなく、
文献(記事)の同定ができないため、表3に文献数は入っていない。こ
れらで「音韻」を検索し、現れた用例1つ1つについて、「音韻」の用例

であるか、そうであった場合、それがどのような意味・用法であるか、確認を行った。

表3では、書名等（『中原音韻』などの書名のほか、曲名・講座名などを含む）は別扱いにし、「音韻学」等（「音韻学」のほか、「漢語音韻学」などの「～音韻学」, 「音韻之学」, 「音韻学家」を含む）については、内数で示した。

表3 「音韻」の意味・用法（中国語）

	㊦音楽的な響き	㊦漢字音	㊦他の言語音
「中国哲学書電子化計画」 南北朝～清代	65 例（11 文献） 内訳： ①調和した音： 54 例（10 文献） ②詩のリズムや韻律： 11 例（3 文献）	3 例（2 文献） 書名：3 例（2 文献）	
「漢籍電子文献資料庫」 南北朝～清代	47 例（14 文献） 内訳： ①調和した音： 36 例（10 文献） ②詩のリズムや韻律： 11 例（7 文献）	25 例（5 文献） うち、「音韻之学」： 1 例（1 文献） 書名等：10 例（3 文献）	
BCC（多領域） 近現代	489 例 内訳： ①調和した音： 281 例 ②詩のリズムや韻律： 218 例 書名：1 例	244 例 うち、「音韻学」等： 111 例 書名等：63 例	5 例 うち、「音韻学」等： 2 例

表3からは、「音韻」について、㊦が主要な意味であるが、㊦も多く見られ、㊦はほとんど使われない、ということがうかがえる。また、全体的に用例数が多く、中国語では、日本語に比べて、「音韻」の使用頻度が高いことがうかがわれる（筆者による、2014～2015 年発行の新聞の調査で

は、「音韻」の用例数（複合語や書名等を含む）は、日本の『朝日新聞』が14例であったのに対し、中国の『光明日報』は70例であった（阿久津2016で用いたデータによる）。

なお、（表3には挙げていないが）ほかに、BCCに、ウーロン茶の《鉄観音（の味や香り）》を表す用例が見られた（8例）。例を挙げておく。

- (28) 安溪鉄観音属半発酵的烏龍茶極品，有一種特殊的“音韻”，[安溪の鉄観音は半発酵のウーロン茶の最高級品に属し，一種の特別な「音韻」があり，]（李宇思「北国茶韻」『福建日報』2006/01/25）

以下，㊦《漢字音以外の言語音》について，古典を中心に見ていく。

「音韻」が㊦《漢字音以外の言語音》を表すと思われる用例は，「中国哲学書電子化計画」（「先秦兩漢」，「漢代之後」），「漢籍電子文献資料庫」（「正史」，「小説」）の文献には，見られなかった。しかし，中国以外の（伝説上の）国々における「音韻」研究（あるいは，音韻の知識）を表す例が，清代の長編小説である『鏡花縁』に見られた {このほかに，「漢籍電子文献資料庫」の「釈家」の『大正新脩大藏經』所収の玄奘著『大唐西域記 卷十二』(646)に，「印度」の言語の音声を表すと思われる「音韻」の例が見られた}。

『鏡花縁』は，1818年初刊（蘇州原刻本）の白話小説（章回小説）で，『広辞苑 第7版』（岩波書店2018）には，「清代の長編小説。李汝珍の作。一〇〇回。唐の則天武后のとき人間界に流された花神が不思議な国を遊覧したり，武后が女性の科举を行なったりする話。社会風刺に富み，女権の主張が見られる。」とある。作者の李汝珍は，『李氏音鑑』（1805成立，1810刊）という著作をもつ音韻学者であり，『鏡花縁』の中にも，音韻に関する知識（蘊蓄）がしばしば登場する（張1955: 3は，「文字，音韻的遊戯」という表現を用いている。加部2019: 240は，「音韻遊戯」について，「教育と大いに関連していたものであったといい」と述べている）。

『鏡花縁』に現れた「音韻」の用例(22例)をすべて挙げておく〔本文は、張友鶴校注本による。〔 〕内の日本語訳は、田森 1961 による(ただし、50 は筆者による)。〔 〕内は筆者による注釈。以下同じ。なお、『鏡花縁』には、(古くから「音韻」の同義語として使われている)「声韻」は使われていない〕。

- (29) 《毛詩》句子總是叶著音韻。〔毛詩の句は全部が音韻にかなっているといいます。〕(『鏡花縁』第 17 回)
- (30) ‘大老’ 二字，按音韻呼去，為何不是‘鳥’字？〔『大老』の二字は音韻からいってみてなぜ『鳥』にならないのですか？〕(『鏡花縁』第 19 回)
- (31) 老夫向聞歧舌国音韻最精，〔歧舌国では音韻学に精通していると聞いておりますから，〕(『鏡花縁』第 19 回)
- (32) 何以彼処曉得音韻？〔なぜそこ〔歧舌国〕では音韻学に明るいのですか？〕(『鏡花縁』第 19 回)
- (33) 上面載著諸子百家，人物花鳥，書画琴棋，医卜星相，音韻算法，〔その中〔『少子』〕には諸子百家，人物花鳥，書画琴棋，医卜星相，音韻算法など，〕(『鏡花縁』第 23 回)
- (34) 考試之例，各有不同：或以通經，或以明史，〔…〕或以樂律，或以音韻，〔試験の規則はそれぞれ違っております。経書，歴史，〔…〕音律学，音韻学，〕(『鏡花縁』第 24 回)
- (35) 小弟正因音韻学問，盼望歧舌，〔僕は音韻の学問のために歧舌を待ちわびているのですが，〕(『鏡花縁』第 26 回)
- (36) 何不前去探聽音韻来路呢？〔ひとつ音韻の来歴を探ってごらんになっては如何です？〕(『鏡花縁』第 28 回)
- (37) 趁勢談起音韻，求他指教。〔ついでに音韻の話始めて教えてくれとたのんだのでございます。〕(『鏡花縁』第 28 回)
- (38) 音韻一道，乃本国不伝之秘。〔音韻の道はわが国〔歧舌国〕の門

外不出の秘密です。〕（『鏡花縁』第28回）

- (39) 如将音韻教会, 〔もし音韻を教えてくれるなら, 〕（『鏡花縁』第28回）
- (40) 不意習学音韻竟如此之難, 〔音韻の勉強がこんなにむずかしいとは思ひもかけませんでした, 〕（『鏡花縁』第28回）
- (41) 這個音韻, 拋老夫看来, 只好来生托生此地再学罷。〔音韻というものは, 来世でこの国〔歧舌国〕に生まれ変わって改めて勉強するしかないようでございますよ。〕（『鏡花縁』第28回）
- (42) 那些少年聽見問他音韻, 〔その若い者が音韻のことを聞かれたとなりますと, 〕（『鏡花縁』第28回）
- (43) 其能与隣邦並駕齊驅者, 全仗音韻之学, 〔それでも隣国と太刀打ちできるのは全く音韻の学による〕（『鏡花縁』第28回）
- (44) 他恐隣国再把音韻学去, 更難出人頭地, 〔隣国がこのうえ音韻学を学び取ってしまったら, いよいよ人のうえに頭が出せなくなるという心配から, 〕（『鏡花縁』第28回）
- (45) 如将音韻伝与隣邦, 〔もし音韻を隣邦に伝授せし者は, 〕（『鏡花縁』第28回）
- (46) 因想起音韻一事, 甚覺後悔, 〔音韻の件を思い出してはなはだ後悔し, 〕（『鏡花縁』第29回）
- (47) 並未学過音韻。〔音韻学は学んだことがございません。〕（『鏡花縁』第31回）
- (48) 枝小姐既不曉得音韻, 〔枝のお嬢さんに音韻がわからないとしますと, 〕（『鏡花縁』第31回）
- (49) 而且音韻一道, 亦莫非学問, 〔おまけに音韻の道は学問でございます。〕（『鏡花縁』第31回）
- (50) 俺自從在歧舌国会音韻, 〔俺は歧舌国で音韻を学んでから, 〕（『鏡花縁』第52回）

これらの「音韻」は、多くが学問としての「音韻」(あるいは、音韻の知識)、すなわち「音韻之学」(「韻学」)を表すと思われる。また、その「音韻」は、ほとんどが「海外」の国々における「音韻」である[30は「黒齒国」、34は「淑士国」、残りは、(29・33を除き)「歧舌国」における「音韻」である。29は、『毛詩』の「音韻」(韻律)、33は、『少子』(『老子』のもじりの架空の書物)所載の「音韻」。しかし、本文中で、実際に「音韻」として取り上げられているのは、いずれも漢字音である。

その「音韻」の内容については、胡(1980: 520)によれば、第31回に出てくる「歧舌国」の「字母」(33行×22字の表)が、『李氏音鑑』の33声母・22韻母と一致していて、『李氏音鑑』の「要点」というべきものになっている。そこには、「南方韻学家」の「影響」があるものの、『中原音韻』(1324)以来の(「実用」や「今音」を重んじる)「北方音韻学」の「遺風」が見られるという。また、李(1983: 395)は、『李氏音鑑』には、南北の方言音が包括されており、『切韻』(601)序文にある「論南北是非、古今通塞」[南北・古今の異同を論じる]の「観念」が見られると述べている。ここには、「音韻(之学)」のもつ、実用性への志向と普遍性への志向とが、ともに見られる(阿久津 2020b: 10)。

つまり、『鏡花縁』に登場する「海外」諸国の「音韻」は、中国の「音韻」そのものということになる(小説中では、「歧舌国」において、「音韻」は、国の安全保障上の重要な技術として、国家機密とされている)。そもそも、『鏡花縁』に出てくる「海外」諸国の言語は、中国語(「本朝」の言語)とほぼ同じであり{たとえば、「黒齒国」の言語は、「語言也還易懂。」[言葉もまあわかりやすいほうです。](第16回)と描写されている}、「海外各国語言惟歧舌難懂。」[海外の諸国の言葉のうち、歧舌だけが分かり難い](第28回)とされる「歧舌国」の言語でさえ、「本朝」の者には、半月の学習で習得できるものである{「住了半月、每日上来聽他說話、就便求他指点、学来学去。」[半月ほど逗留し、毎日彼らの話を聞きに上陸し

て、折を見て教えてくれとたのみ、あれこれと勉強しますうちにやっと覚えこみました。】（第28回）とある。中野（1974: 21）は、これらの国々について、「どんな未知の国でも、人々は唐敖ら〔「本朝」からの旅行者〕と同じ言葉を話すから、意志の疎通にこと欠くことはなく、倫理観も同じであるために生命の危険はほとんどない。危険はあっても、予測可能である。つまりは、『鏡花縁』に登場する三十あまりの国々は、住民の顔かたちや習俗にいくらか変わったところがあるだけである。」と述べている。

いずれにしても、『鏡花縁』に出てくる「海外」諸国の「音韻」は、中国語の「音韻」と同じであり、『鏡花縁』に見られる「音韻」は、いずれも㊦《漢字音以外の言語音》を表す例には当たらないということになる（㊦《漢字音》に当たる）。

中国においては、近代以降も、言語音としての「音韻」は、ほぼ㊦《漢字音》に限られていたようである。1930年頃に、ヨーロッパから伝来した phonology に「音韻学」が当てられたが、1950年代頃からは、これに「音位学」〔本来は、phonemics（音素論）の訳語。1980年頃からは「音系学」も〕が使われるようになり、今日、「音韻学」は、ほぼ中国語を対象とする伝統的な研究（「漢語音韻学」）だけ表すようになっている（台湾では、「音韻学」は、広く phonology に使われ、中国伝統の音韻学は、主に「声韻学」と呼ばれている）（阿久津 2018a: 50）。

ただし、BCC には、㊦《漢字音以外の言語音》を表すと思われる例が5例（うち、「～音韻学」が2例）見られる。例を挙げる（一部表記を改めた）。

- (51) 半農到德法研究了音韻好幾年，〔半農（嚴復）は、ドイツ・フランスに行き、「音韻」を数年間研究した。〕（魯迅『為半農題記《何典》後作》1926）
- (52) 他運用有関滿、蒙文音韻方面的知識，比各種史料，對原書進行校勘，和注釈。〔彼（沈曾植）は、滿語、モンゴル語の「音韻」

に關係する方面の知識を運用して、各種の史料を比べ、原書(『蒙古源流』)に対する校勘・注釈を進めた。](「科技文献」)

- (53) 背誦也讓學生進入英語語境，體驗英語的音韻語法句型及表達邏輯。[暗誦もまた、學生に、英語の文脈に入って、英語の「音韻」・文法・文型、および、論理を表現することを体験させる。](「科技文献」)

(51)～(53)の「音韻」は、それぞれ、ドイツ・フランスの「音韻(学)」，満語・モンゴル語の「音韻」，英語の「音韻」である。(53の「音韻」は、あるいは、英語のリズムや韻律ととることも可能かもしれない)。ほかに、「～音韻学」に、「《古蘭經》音韻学」[「コーラン」音韻学]，「阿文音韻学」[アラビア語音韻学]が見られた。

3. 「音韻」が《言語音(体系)全体》や《単位音》を表す用法

言語音(㊟《漢字音》，および，㊟《漢字音以外の言語音》)を表す「音韻」には，細かく見ると，いくつかの意味・用法がある。これまでに挙げた例でいうと，『鏡花縁』の「音韻」は，多くが《漢字音に関する知識や学問》であるが，ほかの例を見ると，特定(個別)の言語における，《言語音(体系)全体》(02・08・20など)，《個別音(音声)》(04・17・18など)，《言語音(漢字音)の構造》(30)などを表す用法が見られる。本節では，このうちの《言語音(体系)全体》，《個別音》(分節音，単位音)を中心に見ていきたい(以下，音声学のか，音韻論のか，単音・音素レベルか，音節・モーラレベルか，などにかかわらず，分節音(個別音)を，広く《単位音》と呼ぶことにする)。

3.1 日本語の例

まず，日本語について，現代の文献を中心に見ていく。BCCWJには，

㊦《漢字音以外の言語音》を表す「音韻」に、次のような意味・用法が見られた（編者名は省略する）。

・《言語音全体》

- (54) 言語のドリフトによって、言語は音韻、形態、語彙の領域において変化するが、しかし言語の基本的な体系、すなわち構造型は変化に抵抗する。（平林幹郎『サピアの言語論』勁草書房 1993）
- (55) それまでの言語学の主流は言語の音声や音韻の史的变化を問題とするものであった。（丸山圭三郎『言葉とは何か』夏目書房 2001）
- (56) 音韻の調査は、その土地のことばの音声的な違いを聞き取ろうとするため、必然的に録音機を多用することになる。（佐藤和之『ガイドブック方言研究』ひつじ書房 2003）

・《単位音》

- (57) この表意性は一面で歴史的仮名遣いにおいては一層強かったが、仮名という文字は、平安時代以後に変化したり新しく発生したりした音韻に対応する記号をいちいち創作することはせず、既存の字母を工夫することで済まそうとしてきた傾向が強い。（阪倉篤義『漢字百科大事典』明治書院 1996）
- (58) 玄奘三蔵法師は真諦三蔵や鳩摩羅什三蔵による梵語の pudgala の漢訳が音韻を訳しただけの「補特伽羅」であるが、この一事が唯識教学にとって重大事であることを痛感されました。（松久保秀胤『安らぎを求めて』善本社 2001）

BCCWJ の㊦《漢字音以外の言語音》を表す「音韻」（書名・複合語は除く）では、《言語音全体》の用例が多数を占めるが {20 例 (10 文献)}, 《単位音》を表す例も見られた {6 例 (5 文献)} {ほかに、《言語音の構造》を表すと思われる例 (1 例) も見られた}。なお、㊦《漢字音》について

は、ほぼ《言語音全体》の用例しか現れなかった。

日本語学(音韻論)では、「音韻」を《単位音》(具体的には、モーラ、あるいは、音素)としてとらえることが多い(阿久津 2019: 234-236)。『朝日新聞』の記事から、「音韻」が《単位音》を表す用例を補っておく(『朝日新聞記事データベース』(聞蔵Ⅱビジュアル)を利用した)。

(59) それより前の神代では、もっと音韻の数が多かったのが常識なのに、仮名時代とおなじ数というのはふしぎである。
(2003/11/10)

(60) さらに分析すると、「た・と・ぼ・ん」の4音で組み立てていることが分かります。少ない音韻を様々に合成させて、快いリズムを生み出しているのです。(2012/08/02)

(61) 例えば「ベートーベン」を「ベートーヴェン」と表記しても、通常は「ヴェ」の発音を1拍目の「ベ」とことさらに区別しないはずです。これは、日本語の「音韻」に^{おんいん}vがなく、bで置き換えられるためです。実は音韻は、それぞれの言語によって種類が異なるものです。逆の例から見てみましょう。「新聞」は、ヘボン式ローマ字で「shimbun」とつづります。2拍目の「ん」を「m」、4拍目の「ん」を「n」と表記するのは、英語などでは両者を別々の音韻と捉えるため。しかし日本語話者は「ん」という一つの音韻と考えるので、日本語では「しんぶん」と書きます。(2019/05/11)

(62) たばことたまごには、誤って伝わりやすい音韻があるという。「ば」と「ま」には上下の唇で発する両唇音^{りょうしんおん}という子音が含まれ、同様に子音でみると声帯を振動させない無声音の「こ」は振動させる有声音の「ご」に変化しやすいそうだ。(2020/04/25)

(59)・(60)の「音韻」は、音節(あるいは、モーラ)を表し、(61)・(62)の「音韻」は、音素を表していると思われる。日本語の「音韻」に

は、このように、《単位音》を表す用法が見られる。「音韻」が《単位音》を表す用法は、日本語では、古くから見られるが（阿久津 2019: 237-238）、明治初期までは、「音（頭子音）＋韻（母音）」という意味合いが残っていたようである（阿久津 2020a: 10-11）。

3.2 中国語の例

つづいて、中国語について、現代の文献を中心に見ていく。BCC では、
①《漢字音》を表す「音韻」（書名は除く）を細かく見ると、《漢字音に関する学問（知識）》を表す用例が多数を占めるが（「音韻学」等を除き、83 例）、《漢字音の体系》を表す例も多く見られ（37 例）、《漢字音の音声》を表す例も見られた（11 例）{ほかに、《言語音の構造》を表すと思われる例（2 例）も見られた}。例を挙げてみる（65・66 は、「音韻学」の例）。

・《漢字音に関する学問（知識）》

- (63) 吉備真備在唐 18 個年頭，鑽研儒家經典，學習律令、礼儀、音韻、天文和曆法。[吉備真備は，唐に足かけ 18 年いて，儒家の經典を研究し，律令・礼儀・「音韻」・天文・曆法を学んだ。]（『人民日報』1998）
- (64) 外国考官用英語問吳飛：“你能告訴我什麼是音韻嗎？”他歪着腦袋想了半天，急中生智。“[英文略]它告訴你一個字在古代的發音。”[外國人の試験官は，英語で吳飛に尋ねた。『「音韻」とは何か教えてください。』彼は，頭を傾けて長いこと考えて，よい考えが浮かんた。「単語の古代の発音を教えてください。」]（張曉鳴「“大学生郭靖”將読研」『文滙報』2004/06/24）
- (65) 漢語專業非常枯燥，我是說除非你真對音韻學、漢語史什麼的感興趣，否則你根本搞不好這門學問。[中国語專攻はとてもつまらなく，「音韻学」や中国語史などに本当に興味がなければ，この学問はまったくうまくやれない。]（范偉『我的倒兒爺生涯』

1999)

- (66) 它包括医学、音韻学、音位学、文学、社会学、文化学、美学、楽学、曲学等多種学科。[それ(「声楽芸術」)は、医学・「音韻学」・音位学・文学・社会学・文化学・美学・音楽学・曲学等の多くの学科を含む。](「科技文献」)

・《漢字音の体系》

- (67) 漢語言曾在字体、音韻上經歷多次的變化和發展，[中国語は、かつて字体・「音韻」の上に多くの変化と發展を経験してきた、](「科技文献」)
- (68) 入声字雖已在京劇音韻中派入平上去三声，[入声字は、すでに京劇の「音韻」の中では平声・上声・去声の3声に分かれて入っているが、](翁思再「程硯秋的唱論及其他」『文滙報』2004/01/28)
- (69) 閩中有許多吳語音韻，吳閩方言有着密切的關係。[閩語の中には、多くの吳語の「音韻」があり，吳方言と閩方言には密接な関係がある。](「科技文献」)

・《漢字音の音声》

- (70) 他們的對話裡，回響着四川方言的音韻。[彼らの對話の中で，四川方言の「音韻」が響き渡っている。](白先勇『台北人』1968)
- (71) 《礼記》有“鶉”的記載，和鶉同義，音韻也很近。[『礼記』に「鶉」の記載があり，「鶉」と同義で，「音韻」も近い。](「科技文献」)
- (72) 他主張首先要大量聘請著名學者，分發到各學校，弁以四声，糾正音韻，革除錯誤發音，[彼は、まず大量に著名な學者を招聘して，各學校に配属し，四声を弁別し，「音韻」を正し，誤った發音を改めるように主張した、](張章鈺「足迹半天下文章發其勝：王沅和他的《漫遊紀略》」『福建日報』1982/06/13)

(63) は、諸学問の1つとして、「音韻」が挙げられている例である。このように、学問分野を列挙する例は、非常に多く見られた。(66) もその1つであるが、ここでは、「音韻学」と並んで、「音位学」(日本語の「音韻論」、または「音素論」に相当)が挙げられており、「音韻学」と「音位学」とが別扱いされている点が注目される。(64)・(65) は、「音韻 (学)」という学問が、つまらなくて、役に立ちそうにないということを述べているものである。(67)～(69) の「音韻」は、それぞれ、中国語、京劇(に残る古い方言)、閩方言・呉方言の音韻体系(あるいは、その特徴)を表している。(70) の「音韻」は、四川方言の(全体的な)発音について述べている。(71) の「音韻」は、個別の漢字の読音について述べている{あるいは、これを、《単位音》(音節)を表す例とすることもできるかもしれない}。(72) の「音韻」は、矯正対象としての、福建なまりの発音を指している。

このように、中国語の「音韻」には、《漢字音に関する学問》、あるいは、《漢字音の体系》を表す用例が多く見られるが、《単位音》を表すと思われるものは、ほとんど見られなかった{日本語の例(59～62)では、《単位音》を表す「音韻」が、数詞、「多い」、「少ない」、「ある」、「ない」などと共起していることから、BCCで、いくつかの「検索式」を用いて(「q 音韻」、「音韻*多」、「少*音韻」、「有*音韻」、「音韻*没」などで)、検索してみたが、ここからは、《単位音》を表す用例は見つからなかった}。

5. おわりに

以上、《言語音》を表す「音韻」について見てきて、日本語と中国語とで、その用法に違いが見られることが確認できた。その違いは、次のとおりである。

- (a) 中国語の「音韻」が、主に漢字音(中国語音)に限られるのに対して、日本語の「音韻」は、広く諸言語の音に使われる。
- (b) 中国語の「音韻」が、学問や体系を表すことが多いのに対して、日本語の「音韻」は、言語音全体を表すほかに、単位音として使われることが比較的多い。

参考文献

- 阿久津智(2016)「現代日本語における「音韻」の意味」『立教大学日本語研究』23 立教大学日本語研究会 pp. 22-39
- 阿久津智(2017)「「音韻」の語誌」『拓殖大学 語学研究』136 拓殖大学言語文化研究所 pp. 177-201
- 阿久津智(2018a)「「音韻論」と「音声学」の語誌」『立教大学日本語研究』25 立教大学日本語研究会 pp. 35-53
- 阿久津智(2018b)「「音韻学」の語誌：音韻の研究を表す語について」『立教大学大学院日本文学論叢』18 立教大学大学院文学研究科日本文学専攻 pp. 157-173
- 阿久津智(2019)「「音」と「音韻」」『立教大学日本文学』121 立教大学日本文学会 pp. 233-247
- 阿久津智(2020a)「明治前期の「音韻」」『拓殖大学 日本語教育研究』5 拓殖大学日本語教育研究所 pp. 1-29
- 阿久津智(2020b)「音韻の実用性と普遍性」『立教大学日本語研究』26 立教大学日本語研究会 pp. 2-15
- 岩崎克己(1996)『前野蘭化2：解体新書の研究』(東洋文庫) 平凡社
- 大西雅雄(1934)『音声学史』(国語科学講座－Ⅱ－音声学) 明治書院
- 沖森卓也・佐藤信・平沢竜介・矢嶋泉(2008)『歌経標式：影印と注釈』おうふう
- 加部勇一郎(2019)『清代小説『鏡花縁』を読む：一九世紀の音韻学者が紡いだ諸譚と遊戯の物語』北海道大学出版会
- 釘貫亨(2007)『近世仮名遣い論の研究：五十音図と古代日本語音声の発見』名古屋大学出版会
- 胡適(1980)「鏡花縁考証」『中国章回小説考証』上海書店(初出1923) pp. 513-571
- 荀恩東・饒高琦・肖曉悦・臧嬌嬌(2016)「大数拠背景下 BCC 語料庫的研制」

- 『語料庫言語学』3-1 外語教学与研究出版社 pp.93-118
- 田森襄訳 (1961) 『鏡花縁』奥野信太郎・常石茂・村松暎・田森襄訳『児女英雄伝 下 鏡花縁』(中国古典文学全集 30) 平凡社 pp.328-546
- 張友鶴 (1955) 「鏡花縁 前言」李汝珍, 張友鶴校注『鏡花縁 上』人民文学出版社 pp.1-10
- 中野美代子 (1974) 『中国人の思考様式: 小説の世界から』講談社
- 馬渕和夫 (1993) 『五十音図の話』大修館書店
- 李汝珍, 張友鶴校注 (1955) 『鏡花縁 上・下』人民文学出版社
- 李新魁 (1983) 『漢語等韻学』(韻学叢書) 中華書局

- 【使用データベース類】(いずれも最終閲覧は, 2020 年 6 月)
- 「朝日新聞記事データベース」(聞蔵Ⅱビジュアル) 朝日新聞社
<https://database.asahi.com/index.shtml>
- 「現代日本語書き言葉均衡コーパス 少納言」国立国語研究所
<http://www.kotonoha.gr.jp/shonagon/>
- 「漢籍電子文献資料庫」中央研究院 歴史語言研究所
<http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw>
- 「国立国会図書館デジタルコレクション」国立国会図書館
<http://dl.ndl.go.jp>
- 「古典籍総合データベース」早稲田大学図書館
<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/>
- 「ジャパンナレッジ」ジャパンナレッジ
<http://japanknowledge.com>
- 「新日本古典籍総合データベース」国文学研究資料館
<https://kotenseki.nijl.ac.jp>
- 「中国哲学書電子化計画」中国哲学書電子化計画
ctext.org/zh
- 「BCC 語料庫」北京語言大学
bcc.blcu.edu.cn

〈論文〉

“帮”を用いた文の ポライトネス性について⁽¹⁾

永 江 貴 子

要 旨

中国語の“给”は受益者を導くと規定され、この“给”に関する先行研究が多数報告されてきた。近年、この“给”が用いられる受益者を導く位置で、“帮”を用いる例が散見される。この“帮”の振る舞いを注視すると、従来の「助ける」という意味からやや離れた例が散見される。

本稿では、この“帮”が有する意味的特徴に着目し、ポライトネスを示す例、近年におけるこの例の拡がり、更に従来の意味からやや逸脱した例を提示し、ポライトネスを意図する場面で何故多く観察されるのかに関し、そのメカニズムを述べる。

キーワード：ポライトネス、文法化、要求表現

1. “帮”を用いた文のポライトネス性

次の(1)の例のように、学生が先生に要求する際、“给”を用いたa文は失礼に聞こえるため、“帮”を用いたb文の方が好ましい。

(1) ??a. 老师，麻烦您，给我打开窗户好吗？

b. 老师，麻烦您，帮我打开窗户好吗？

(先生，すみませんが，窓を開けてくれますか？)

そこで、要求表現⁽²⁾における“帮我”と“给我”についてその使用状況を調査した結果，“给我”を用いた場合は失礼さを感じさせるため、先生や年上の人など、いわゆる目上の人には“给我”を用いず，“帮我”を用いて依頼することがわかった。そこから，“帮我”は要求表現における一種のポライトネスマーカーになっているのではないかと述べた⁽³⁾。

言語表現におけるポライトネスに関し、Brown & Levinson 1987 によると、face (フェイス) を維持することで適切なコミュニケーションが成立するという。この face (フェイス) 維持のため、ポライトネスが表現・伝達される手段をポライトネス・ストラテジー (方略) と呼ぶ⁽⁴⁾。その他に、Leech 1983 では politeness principle (丁寧さの原則) を挙げている⁽⁵⁾。以上を踏まえ，“帮我”はポライトネス・ストラテジーとして、要求表現において用いられていると考えられる。

では、なぜ要求表現において“帮”を用いた場合はポライトネスに配慮した表現となり、“给”を用いた場合は失礼さが付与されるのか。“帮”と“给”の意味的特性から述べていく。

2. “给”を用いた文の一義性と“帮”を用いた文の不確定性

動詞としての“帮”⁽⁶⁾は《现代汉语词典 第七版》によると，“帮助”（助ける）及び“指从事雇佣劳动”（賃金労働に従事する）、《现代汉语八百词增订本》では“帮助”（助ける）及び“赠送，补助”（送る，補助する）と記述されている。

この“帮”の意味について中川 1991 では、「当事者がなすべきことの一部を肩代わりし、その肩代わりした部分については全面的に責任を持って

する」というニュアンスの強い語で、「前後の状況、とりわけ後続の述語動詞によってはちょっと手を貸すといった軽い手伝い方を意味する場合もある」と述べ、以下の(1)(2)(3)を示す。

- (2) 许多家长晚上帮孩子默字，背课文。→ちょっと手を貸す
(多くの父兄は夜、子供が字を覚えたり、テキストを暗誦したりするのを手伝う。)
- (3) 请你帮我抬一下箱子。→半分だけ手伝う
(箱を運ぶのを手伝って下さい。)
- (4) 我的被子晒在楼下，下午要是回来晚了，请帮我收一下好吗？
→かわりにする
(わたしのふとん、階下にほしてありますが、午後帰りが遅くなりましたら、しまっておいてくれませんか)

この“帮”を用いた文の意味に関する不確定さについて刑欣 2004：59-60 でも指摘されている。それは“帮”を用いた文は、兼語式の文でも‘这类动词句型中存在着指代上的随意性，还会造成歧义结构’（これらの動詞の文型では指示上の随意性が存在し、意味的に曖昧な構造を形成する）と述べている。例えば“(我)帮你复习。”という文は「あなたが復習した」とも「私とあなたが一緒に復習した」とも解釈ができる。更に“你帮我改了多少篇稿子……”という文は兼語式の解釈に加えて連動式の解釈も可能なため、「私が何本もの原稿を修正した」や「あなたと私が一緒に何本もの原稿を修正した」といった兼語式の解釈に加えて「あなたが何本もの原稿を修正した」という連動式の解釈もできる、という。

次の(5)(6)は“帮”と置き換え可能な“给”⁽⁷⁾を用いた文である。“帮”を用いた文が上述の通り複数解釈が可能である一方、この“帮”と置き換え可能な“给”を用いた文は一義的である⁽⁸⁾。

- (5) a. 小红给小王梳头发。

(シャオホンが王君のために髪を梳かしてやった)

- b. 小红帮小王梳头发。

(シャオホンは王君のために髪をちょっと梳かしてやった /
シャオホンは王君を助けて髪を代わりに全て梳かしてやった)

- (6) a. 妈给他开门。(母は彼にドアを開けてやった)

- b. 妈帮他开门。

(母は彼のためにドアを開けてやった /
母は彼を助けて代わりにドアを開けてやった)

この“帮”を用いた文が多義に解釈できるがゆえ，“帮”を用いた文はポライトネスに配慮した表現になり得るのではないか。前掲の(1)を参照されたい。

- (1) ??a. 老师，麻烦您，给我打开窗户好吗？

- b. 老师，麻烦您，帮我打开窗户好吗？

(1) a の“给”を用いた文は、先生に対し「ドアを開けて下さい」とだけ依頼しているのに対し、(1) b の“帮”を用いた文⁽⁹⁾は「ドアを開けるのに助けて欲しい」という意味で、その助け方が「ドアを開けるのにちょっと力が欲しい」、「ドアを開けるのに自分の代わりに力を出して欲しい」であるのか、複数の意味が想定される。聞き手にとっては、複数解釈ができる“帮”を用いた文の方が、その動作を少しだけするのか、代わりに全面的に行うのか動きの幅を選択できる。

なお、Brown & Levinson 1987 では、言語の現れるポライトネス・ストラテジーの1つとして、“Be vague or ambiguous” (曖昧にまたは多義的に言え) を挙げている。「技術的には間接性を用いたこと」により、H (聞き手) の「フェイスに敬意を払ったことになり、それゆえ FTA の脅

威を最小化したことになるだろう」と述べられている⁽¹⁰⁾。複数解釈ができる“帮”を用いた文は、「曖昧」かつ「多義的」に言うポライトネス・ストラテジーに当てはまる文であるがゆえ、この“帮”を用いると“给”を用いた場合に比較して、ポライトネスに配慮した言語表現になり得ると考えられる。

3. “帮”を用いた文の拡がり

近年、中国大陸において従来と異なる用法の“帮”を用いた文が観察される。2013年から2017年に中国大陸で放送されたテレビドラマ⁽¹¹⁾から用例を抽出し、その拡がりをポライトネス・ストラテジーに起因するものという視点から、考察する。

3-1. 要件を問う際に用いる“帮”

客が来店や来訪した際、店員あるいは職員は“欢迎光临”（いらっしゃいませ／ようこそ）に続け、その客の要件を尋ねる。

（7） 欢迎光临肯德基，请问需要点什么？（BCC）

（いらっしゃいませ。ケンタッキーへ。何をご注文されますか。）

（8） 你好，欢迎光临建行。请问办什么业务？（BCC）

（こんにちは。ようこそ中国建設銀行へ。どのようなお手続きをされますか）

（7）は「ケンタッキー」というお店に来店した客に対し注文内容（“需要点什么”）を、（8）は「中国建設銀行」にきた顧客に手続き内容（“办什么业务”）を問うている。

来店した客に対し、次の（9）のような“帮”を用いた例が観察される。

(9) 欢迎光临,有什么要帮您的吗?《我的前半生 17》

(いらっしゃいませ。何かお手伝いする必要がありますか)

(9)の例はデパートの衣料品店に来店した店員が客に用件を尋ねた例である。“帮”を用いることで店員が客に「何が欲しいか」と要件を直接聞くのではなく、「(何か必要なものを得るために)何の助けができるか」という一段置いた表現で尋ねている。例えば、「ウインドーショッピングをしており、興味があったら購入しよう」という、必ずしも購入を目的としていない客にとっては、「どのような洋服が欲しいか」と問われた場合「不要です」と店を立ち去る可能性が高い。その一方、(9)のように“有什么要帮您的吗?”ならば、「このスカートに合わせるシャツを探していて」、「通勤にさえそうな靴がないかと思って」等と複数の回答ができ、更にその客の好みに合うものが見つかれば、商品の購入にもつながる。

(10)は電話でデパートの外商部門に電話した客と店員のやり取りである。店員(A)が客(B)に(1)と同様に“帮”を用いた文で客に用件を問う、客が“帮”を用いて自分の要件を依頼している。

(10) A:喂,您好!VIP(贵宾)导购。请问,有什么可以帮您的?

(もしもし,こんにちは。外商です。恐れ入りますが,何かお手伝いできることございますか)

B: 帮我送一套正装上来。尽快。《繁星四月 08》

(私に正装を一着持ってきて下さい。なるべく早く)

(10)Aでも“要什么?”(何が欲しい)ではなく,“帮”を用いた「何の助けができるか」と聞く。“要什么?”は「何が欲しいか」,即ち欲しいものを答えなければならないという答えの選択肢が限られているが,“帮”を用いた「何の助けができるか」という問いには,「赤い色のコートを探

している」や「大切な顧客に合うような服を探しているのだけど」など、様々な答えが想定できる。

以上挙げたようにある職業に従事している者が，“帮”を用いて客に用件を問う例は，回答者が多様な答えを出せる複数解釈が可能であるポライトネスに配慮した表現であり，会話を進めることで客の購入にもつながる利便性の高い語であるゆえ，観察されるようになったと推測される⁽¹²⁾。

3-2. 話し手の品格保持としての“帮”を用いた表現

永江 2005 や永江 2018 では，電話交換台に「国際電話をつないでもらえないか」と要求する場合，“帮我”，“给我”，“×”のどれを選ぶかという(11)のような調査を実施した⁽¹³⁾。

- (11) 喂，你好。麻烦你，(a. 帮我 / b. 给我 / c. ×) 开一下国际长途。
(もしもし，こんにちは。すみませんが，国際電話をつないでもらえませんか)

この調査の結果，電話交換台に要求する文において，“帮我”選択者は北京 20 歳前後 28 人 (56%)，北京 50 歳前後 23 人 (46%) というように 50%前後に留まり，“给我”の選択は，北京 20 歳前後 18 人 (36%)，北京 50 歳前後 18 人 (36%) のように“给我”を選択する割合も“帮我”を選択する割合と同じぐらいだとわかる。なお，この項目について“给我”を選択した大陸の被験者に理由を聞いたところ「要求される相手はそれを職業としているのだから，わざわざ“帮我”を用いて丁寧に話さなくても良い」と回答し，“帮我”を選択した被験者に理由を尋ねたところ「要求される相手はそれを職業にしているけれども，見知らぬ相手に要求するため“帮我”を用いて丁寧に要求した方が良い」との回答を得た。なお，当時調査したコーパスでは，上記の(11)のような場面では“给我”を用いて

依頼がされていた。

今回、ある仕事に従事する人に、その仕事内容を要求する文において、“給”ではなく“帮”を用いる例が、永江 2005 や永江 2018 で調査した当時と比較し、多数抽出できた。次の (12), (13), (14) を参照されたい。

- (12) A：喂，您好！VIP（贵宾）导购。请问，有什么可以帮您的？
（もしもし、こんにちは。外商です。恐れ入りますが、何かお手伝いできることございますか）
B：帮我送一套正装上来。尽快。《繁星四月 08》
（私に正装を一着持ってきて下さい。なるべく早く）
- (13) 喂，帮我订一张明天去西安的机票。明天上午的，越早越好。
（もしもし、私のために明日の西安行きの航空券を一枚予約して下さい。明日午前のを、早ければ早いほど良い）《敢爱 26》
- (14) 剩下那些我也都要了，但是麻烦你帮我做熟了，我带走。
（残ったのも全部私に下さい。ただ面倒をかけるが調理してくれない。持ち帰るよ）《我的前半生 01》

以上、(12) B は顧客が店員へ要求、(13) は航空券の予約のためにその仕事に従事する人への電話、(14) は客がレストランで料理人への要求であるが、“帮”を用いて依頼する場面が散見される。3 章 1 節ではある職業に従事している者が客へ要件を問う際、“帮”を用いて尋ねることで客の購入につながる利便性が高い語であるがゆえ、“帮”が用いられると述べた。上記の (12) (13) (14) で挙げた客が店員やスタッフ、即ちその職業に従事した者へ“帮”を用いて依頼する例は、回答する側が複数の回答を用意できるポライトネスに配慮した表現と考えられるが、それだけでは永江 2005 や永江 2018 で調査した当時と比較し、多数抽出できた理由とはならない。この中国語において近年「ポライトネスに配慮した表現」が増え

た事例について、中国語学では管見の限りあまり論じられてきていない。そこで、本稿では日本語の敬語史研究を取り上げながら、考察する。

辻村 1956 では、当時の敬語について、「敬語の中に自己の品格を保つために用いられている」という例が「割合に多い」とし、特に「敬語の使えないような無教養な人はともかく、少なくともその使い分けのできるような知識階級にはこの種のものが決してすくなくありません」(p. 213) と指摘し、敬語について「尊敬とか謙譲とかいうようなものとはおよそ縁遠い場合が多く、むしろ、それは社交の間、人と人との間を融和させる一種の潤滑剤として用いられるものと言うべき」(p. 216) と指摘し、素材を美化する語を美化語と称する。この美化語について、宮地 1965 では「いわゆる“品位保持”“ことばづかいの丁寧さ・上品さ”などの配慮によるものと思われる」とし、更に「話手は、自分自身の言語行動を内的に品よく（少なくとも品のわるい感じを生まないように）保とうとする気持ちで言う」と解釈されるもので、「聞手とも関係するけれども、中心は、話手自身に対する配慮、みずからのことばづかいに対する配慮による」(p. 204) と指摘する。これを受けた辻村 1967 では、宮地 1965 の「美化語」の規定は氏の規定と通じると述べている。

今回、(12) から (14) のドラマのコーパスで“帮”を用いて要求する人物は、いずれも CEO や経理（社長・チーフ）など社会的地位の高い人物であった。このような人物が“帮”を用いて要求するのは、相手に対する敬意というよりは、話し手の気品保持や上品であることを示すためではないか。つまり、“给”を用いることで聞き手に一方的に命じられていると感じさせるのではなく、“帮”の使用により聞き手にとっては複数解釈でき、動作をその中から随意に選択可能でもある。こういった性質を有する“帮”を用いることは、ポライトネスに配慮した表現を使用できることにつながり、その話し手の品格保持を示すと考えられる。

3-3. “帮”の機能語化的用法

次の(15)は、デパートの靴の売り場に冷やかしに来た客(A)が店員(B)に、うまく靴を一足買わされてしまう場面である。

(15) A：其实价钱真的无所谓的，只是我比较喜欢这一双。

(実は値段は本当にどちらでもいい。単にどちらかといえ
ばこれが好きなだけ)

B：对，我也觉得这双比较适合你，跟你整体搭配都特别协调。
来，那我帮你包起来了。

(その通り。私もこっちの方が比較的合っていると思うわ。
全体的な組み合わせが凄くバランスが取れている。さあ、
あなたのために包むわ)

A：嗯…

(ええ…)

B：这双不要了是吧？

(こっちの靴はいらないのね)

A：不要了。

(要らないわ)

B：我给你讲有时候贵呢，未必是好的。要合适自己的才行。对
吧。那我帮你刷卡。

等等啊。

(言っておきたいのだけど、時々高いものは、決して良い
とは限らないの。自分に合うものこそいいの。そうでしょ
う？ じゃあ、あなたのためにカードを切ってくるわ。
ちょっと待っててね)《我的前半生 17》

この(15)の“我帮你包起来了”と“我帮你刷卡”における“帮”は客(A)が本来すべき動作を店員(B)肩代わりして行うわけではない。店員が“包起来”((靴を)包む)と“刷卡”(カードを切る)という、客への助力のために動作を行うと述べているにすぎない。

また、筆者も北京訪問時⁽¹⁴⁾に、レストランで食べ残した皿を見た従業員に(16)のように話しかけられた。

(16) 我帮你收拾一下吧。(あなたのために、片付けましょうか)

“收拾”(片付ける)という動作は、本来従業員がすべき動作である。この“帮”を用いることで、「片付けることで、あなたのためになる」といった、一種のポライトネス・ストラテジーだと考えられる。

更に(17)は、カフェにおいて店員(A)に対し、客(B)がコーヒーを注文する場面である。

(17) A: 欢迎光临。

(いらっしゃいませ)

B: 小姐, 麻烦, 帮我做杯咖啡⁽¹⁵⁾。

(すみません, お手数ですが, コーヒーを一杯淹れて下さい)

この(17)の“帮我做杯咖啡”((私のために) コーヒーを淹れて下さい)において、“做杯咖啡”(コーヒーを淹れる)は本来、客(B)がすべき動作というわけではない。店員(A)の仕事であり、その仕事内容を客(B)が要求しているという場面である。ここで用いられた“帮”はもはや「助ける」という動作義が薄れ、日本語に訳すと「ために」という意味が対応すると考えられる。

なお、動詞から受益者を導く語への文法化として、木村 2005 において

“给”の文法化について論じられており、[授与動詞→授与目標マーカー→受益者マーカー]という拡張過程を設定している。また、蘇州及びその周辺に分布する北部呉語における18世紀から20世紀初頭の[“辣”→“拔辣”→“拔”]への変遷について論じた三木2002によると、“拔”は19世紀以降、“辣”と異なり、動詞本来の意味により「事物を受領者に与える」から「利益を受領者に与える」という機能となり、授与動詞以外の動詞と組合せて「…の為に～してあげる」の意味を表すことができるようになったと述べている。動詞から「～のために…する」という受益者を導く語への文法化プロセスは、以上のように先行研究で指摘されている現象である⁽¹⁶⁾。

本節で取り上げた“幫”は「助ける」という実質的な動作義はやや薄れているが、ある動作をすることで相手の「助けになる」という意味が残り、その結果「～のために…する」という機能語化的な用法で多用されてきているのではないだろうかと予測される⁽¹⁷⁾。

なお、永江2005、永江2018では有名人にファンがサインを頼む場面で、“幫我簽名嗎?”と要求する例を挙げながら、台湾で普く標準語として用いられている台湾華語において“幫”(“帮”)が文法化していると述べた。一方で、調査当時、扱ったコーパスでも中国大陆における調査でも(15)、(16)、(17)のような例には触れることが皆無に等しく、普通話における“幫”の文法化までは言及できなかった。ただ近年では上述のような例が散見される。この「サインを求める」場面ということで、北京語言大学の中国語コーパス⁽¹⁸⁾で“幫”と“签”が共起した例について検索してみると、“文学”(文学)や“报刊”(新聞・雑誌)では用例が0であったが、“多領域”(複合領域)では144例、“微博”(中国語版 Twitter)では101例あった。“文学”(文学)や“报刊”(新聞・雑誌)で用例が皆無であった。いわゆる“书面語”(書き言葉)で用例が皆無ということは一般的に認められた用法ではないが、“多領域”(複合領域)や“微博”(中国語版

Twitter) で用例が観察されるということは, “口語”(話し言葉) では“帮”の機能語化的な用法が見られるようになってきている⁽¹⁹⁾。

4. まとめと考察

本稿で述べた内容は次の表1のようにまとめられる。

表1 “帮”を用いた文のボライトネス性

1	“帮”を用いたボライトネスに配慮した表現の提示
2	“帮”を用いることによる, 話し手の品格保持
3	“帮”を用いた機能語法的用法

以上, 中国語ではボライトネスに配慮した“帮”を用いた表現が多用されている例を取り上げ, 考察した。本稿の考察により, 中国語教育の場面で“给”を用いた依頼を教授した結果, 失礼な印象を相手に与えてしまう中国語学習者に向けて, “帮”を用いた方が良いと提出したい。

本稿では“帮”をボライトネス性という視点から論じたが, 中国語の依頼表現で丁寧さを示す語として多用される“能”や“请”との関わりや“帮”の文文化か文型における副産物などについて, 考察が不十分であった。今後の課題とする。

《注》

- (1) 本稿は, 2018 年日本中国語学会関東支部第2回例会・お茶の水女子大学中国文学会12月例会(2018年12月8日, お茶の水女子大学)において発表した内容に加筆修正したものである。
- (2) 要求表現とは, 中国語の“祈使句”を日本語に翻訳したものである。袁1993によると“祈使句的作用主要是要求听话人做或不做某事”(要求表現の作用は主に聞き手に対してあることをするようまたはしないように要求すること)であり, “祈使句可以表示命令, 建议, 请求, 及与之相对的禁止,

劝阻, 乞免”(要求表現は命令, 建議, 依頼, 及びこれに相對する禁止, 忠告, 希求を表せる)をいう。この中国語の要求表現について, 林 1982 では中国語の「命令・依頼表現」, 大西 1988 では中国語の「要求表現」, 浜田 1995 では中国語の「命令依頼」と呼ぶ。本論では“帮”と“给”を用いた「依頼」「命令」も含めた「話し手が相手に要求する表現」を扱うため, 要求表現という用語を用いた。

- (3) 永江 2005, 永江 2018。
- (4) 相手の face を脅かす行為は FTA (face threatening act) と呼ぶ。言語行為における FTA の回避は難しく, ポライトネスは FTA に対する言語的な配慮, 即ち言語活動によりその度合いを軽減させる役割がある。
- (5) 語用論的視点から「丁寧さの原則」を述べているが, 「丁寧さの原則」中に「気配りの原則」と「寛大性の原則」の原則がある。「気配りの原則」というのは「(a) 他者に対する負担を最小限にせよ」「(b) 他者に対する利益を最大限にせよ」というもので, 「寛大性の原則」というのは「(a) 自己に対する利益を最小限にせよ」「(b) 自己に対する負担を最大限にせよ」というものである。
- (6) 《現代汉语词典 第七版》及び《現代汉语八百词 増訂本》の日本語訳は発表者による。
- (7) “帮”は「助ける」を意味する語で, “X 帮 YVP”という文は「X は Y を助けて～する」「X は Y のために～する」という意味の文なので, この文における“Y”は助けられる対象であるため, 動作の受取り手でも被害を被る対象ではなく, 利益を受ける対象, 即ち受益者と想定できるからである。認知論的観点から“给”の文法化を述べた Newman 1993 で言う mainly BENEFACTIVE の“给”(受益者を導く“给”), 木村 2005 で述べる受益者マーカの“给”に相当する。
- (8) (5)(6)の“给”を用いた文は木村 2005 より。
- (9) 木村 1987 では中国語の依頼表現では, 「相手に依頼する動作を短く少なめな形——言わば「軽減化」した形——で提示することで, こちらの控えめな要求の姿勢を示し, それによって, より円滑な依頼行為の遂行を促す働きを担っている」と述べ, この「行為の軽減化に活用される語彙的或いは文法的手段」の形式の中に「手伝う, 助ける」の意の動詞“帮”を入れて以下の例を挙げる。“请你帮我买一张票。”(キップを一枚買(うのを手伝)ってください)。この軽減化という視点もポライトネスに配慮したものであると考えられる。
- (10) この部分は田中 (2011) の訳を参考にした。

- (11) 《微时代》,《敢爱》,《我是杜拉拉》,《咱们相爱吧》,《繁星四月》,《我的前半生》。
- (12) この節で取り上げた“帮”は、英語の“May I help you?”の“help”の影響の可能性もある。ただ何れにせよ“帮”が“help”の影響を受けて、何故中国語表現の体系のあき間に入り込み用いられるのかについて、ポライトネスの視点から説明した。
- (13) 2007年3月、北京20代（19歳-22歳）50人（首都経貿大学学生・生来の北京人）。2007年3月-6月、北京50歳前後（45歳-50歳）50人、首都経貿大学学生の親・親戚及び知人、佳能信息技术（北京）有限公司に勤務する北京出身者の親・親戚及び知人の協力による。
- (14) 2018年3月
- (15) 筆者も2007年に上海の“星巴克”（スターバックス）にて“帮我拿杯抹茶的”（抹茶のを一杯下さい）と“帮”を用いて注文している客を見た。
- (16) 上海語で受益者を導く機能の語について、刘2003では“普通话里，受益主要由接受者介词兼动词“给”在动词前表示，如“我给他倒茶”，而北部吴语普遍不允许“给”义动词兼介词放在动词前，而是由伴随介词兼表受益”（普通话において受益は主に受領者を導く介詞兼動詞の“给”が動詞の前で表す。例えば（私は彼にお茶を注いだ）のように。北部呉語では全体的に“给”義の動詞が介詞を兼ねて動詞の前に置かれるのは許されておらず、随伴介詞が受益を表すのを兼ねる）と指摘する。
- (17) 永江2005の調査では、王朔の小説11作品（約62万字）の中で“帮”の後ろにアスペクト助詞を伴う例は2例でいずれも「ちょっと手助けする」（“李江云帮着新郎检查要还的东西有没有遗漏”）の意味で、「相手がすべき行為を全面的にする」という意味の場合、“帮”ではなく、共起する動詞の後ろにアスペクト助詞が付く（“我帮她看着牌。”）。“帮”と動詞に後続する動詞のアスペクト助詞を入れ換えた場合、文法的に不適格、または意味が異なる文になった。朱1982が指摘する介詞の基準（作为介词在句子里出现的时候就不能带“了，着，过”）に照らすと、実質的な意味を有する動詞というよりも、やや機能語化しつつあるのではないかと考える。
- (18) 北京語言大学 中国語コーパス
BCC 语料库 <http://bcc.blcu.edu.cn/>（2020年6月22日参照）
- (19) 本稿では“帮”について文法化について書かれた論文を取り上げながら考察したが、ポライトネス・ストラテジーとして“帮”の用法に拡がりが見られ、“帮+人+～する（動詞）”という構文において、「人のためにちょっと助けて～する／人の代わりに助けて～する／人のために助けて～

する」という潜在義が浮き上がった（“浮現义”）という視点からも考察できる。

主要参考文献

日本語

- 浜田麻里 1995「依頼表現の対照研究——中国語における命令依頼表現の方略」『日本語学』10 明治書院 pp. 69-75
- 木村英樹 1987「依頼表現の日中対照」『日本語学 10月号』VOL. 6 明治書院 pp. 58-66
- 木村英樹 2005「北京語授与動詞“给”の文法化」平成 13-16 年度科学研究費補助金（基盤研究 B(1)）『中国語普通話文法と方言文法の多様性と普遍性に関する類型論的・認知言語学的研究』
- 木村英樹 2012『中国語文法の意味とカタチ——「虚」的意味の形態化と構造化に関する研究』白帝社
- 林淑珠 1982「日本語と中国語の命令・依頼表現の比較——丁寧度の観点から——」『国語学研究 22』東北大学文学部国語学研究室内「国語学研究」刊行会 pp. 1-13
- 三木夏華 2002「北部呉語の授受構文にみられる介詞の史的変化」『中国語学』249 pp. 110-128
- 宮地裕 1965「敬語の解釈——主としていわゆる「謙讓語」とその周辺——」『ことばの研究第 2 集』国立国語研究所 pp. 187-204
- 中川正之 1991「“帮”はどこまで手伝うのですか？」『中国語学習 Q & A101』大修館書店 pp. 170-171
- 永江貴子 2005「祈使句における“帮”と“给”の選択について——台湾国語と普通話との比較から」『中国語学 252』日本中国語学会 pp. 196-209
- 大西智之 1988「中国語の要求表現」『徳山大学論叢』第 30 号 pp. 171-198
- 王志英 2005『命令・依頼の表現——日本語・中国語の対照研究——』勉誠出版
- 辻村敏樹 1956「現代の敬語意識」『国文学解釈と鑑賞 5月号』至文堂
- 辻村敏樹 1958「ことばの使い方——敬語——」『日本文法講座・5』明治書院
- 辻村敏樹 1963「敬語の分類について」
- （辻村 1956, 1958, 1963 はいずれも辻村敏樹 1967『現代の敬語』共文社に所収）
- 宇佐美まゆみ 2002 連載「ボライトネス理論の展開（1-12）」『月刊言語』31（1-13, 6 を除く）、大修館書店、2002：毎号 6 頁 総頁数 72 頁

中国語

- 刘丹青 2003< 语法化中的共性与个性—单向性与双向性—以北部吴语的同义多功能虚词“搭”和“帮”为例—>《语法化与语法研究（一）》商务印书馆 pp. 125-144
- 永江貴子 2018「祈使句中的“帮”和“给”的选择—从台湾华语和普通话的比较来看」『島津幸子教授 追悼論集 ことばとそのひろがり（6）』立命館大学法学会 pp. 461-478
- 袁毓林 1993《现代汉语祈使句》北京大学出版社
- 刑欣 2004《现代汉语兼语式》广播学院出版社
- 赵晶 2018〈浮现语法研究综述〉《现代语文 06 期》pp. 12-18
- 朱德熙 1982《语法讲义》商务印书馆

英語

- Brown, Penelope, Levinson C. Stephen 1978 Politeness Some universals in language Usage. Cambridge: Cambridge University Press（田中典子 監訳 2011『ボライトネス 言語使用における、ある普遍現象』研究社）
- Newman, John. 1993 The Semantics of Giving in Mandarin, in Richard A. Geiger (eds.), *Conceptualizations and Mental Processing in language*, Berlin; New York: Mouton de Gruyter, pp. 433-486
- Paul J. Hopper and Elizabeth Closs Traugott. 1993 *Grammaticalization*, Cambridge UP
- （日野資成訳 2003『文法化』九州大学出版会）

引用資料

引用コーパス

北京語言大学 中国語コーパス

《北语汉语语料库》(BCC) <http://bcc.blcu.edu.cn/>

口語資料（中国のテレビドラマ）

《微时代》（2014 年 7 月 21 日初回放送）、《敢爱》（2015 年 3 月 12 日初回放送）、《我是杜拉拉》（2016 年 4 月 16 日初回放送）、《咱们相爱吧》（2016 年 11 月 7 日初回放送）、《繁星四月》（2017 年 4 月 18 日初回放送）、《我的前半生》（2017 年 7 月 4 日初回放送）

〈論 文〉

常州府中学堂の創立と教育

—— 中学時代の劉天華を知るために ——

久米井 敦 子

要 旨

本論は劉天華研究の一環として、従来詳細に論じられることのなかった劉天華の中学生生活の解明を目的とする。劉天華はどのような環境で何を学んだろうか。その実像を関係資料によって読み解く。

まず、先行研究を参照にしながら、1904年に制定された近代学制「奏定学堂章程」成立の背景を解説する。次に「奏定学堂章程」の中の「学堂中学堂章程」によって当該学制における中学堂の位置づけを明らかにし、さらに常州府中学堂の成立過程を、主に新聞『申報』の関連記事からたどる。そして中学堂関係者の証言や「奏定中学堂章程」などによって、常州府中学堂の概要を、生徒たちの生活、カリキュラム、教師、課外活動の観点から論じる。

これらの考察によって、常州府中学堂が近代学制に則って伝統教育と近代教育の両方を行い、優秀な教師陣をそろえ、一定の教育成果を上げていたことが明らかになった。

キーワード：常州府中学堂、奏定中学堂章程、劉天華

は じ め に

作曲家の劉天華（1895-1932）が中学時代に常州府中学堂の軍楽隊で活躍したことはよく知られており、多くの劉天華関係の諸資料がそのことに

言及している。その中には実弟の回顧録や研究者による年譜のような資料的価値の高いもの⁽¹⁾も多く見られるが、これらの資料から常州府中学堂における劉天華の活動に関して得られる情報は、おおむね以下の3点にとどまっている。

- ①劉天華は兄の劉半農に2年遅れて1909年に常州府中学堂へ入学し、辛亥革命で授業が停止になるまで在籍した。
- ②在学中は「遊芸部」（一部資料は「遊芸課」）の軍楽隊に所属して各種楽器を熱心に練習し、その経験が後の音楽活動の基礎となった。特にトランペット（原文「小号」「小銅角」「軍号」）を得意とした。
- ③常州中学堂は1907年に創立した新式中学で、新旧の文化に精通した教員や近代的なカリキュラムなど、優良な教育環境を備えていた。

本論は劉天華研究の一環として、これらの断片的な情報を補強し、劉天華が中学時代をどのような時代背景と学習環境で過ごしたのかを具体的に解明するものである。そのために、中学堂の成立過程とその時代背景、教育内容、生徒たちの生活について論じ、中学時代の劉天華の周辺を描き出したい。

なお、劉天華の生い立ちや人物像に関しては、拙論「中国民族音楽家劉天華研究序論——その研究の意味と課題——」などにおいてすでに論じているため、そちらを参考されたい。

1. 常州府中学堂成立の時代背景

——「奏定学堂章程（癸卯学制）」の概要⁽²⁾

1904年1月13日（＝光緒29年1月26日。本論の日付は断りがない限

り新暦とする), 張百熙, 張之洞らによる「奏定学堂章程」が公布された。これは明治期の日本の学制に倣って制定された, 中国においてはじめて施行された国家主導の近代教育制度で, 制定年の干支を取って「癸卯学制」と呼ばれている。その後, 近代学校である「学堂」が全国に次々と設立された。

「奏定学堂章程」が公布された翌年の1905年, 約1300年続いた官吏登用試験である科挙が廃止され, 科挙を頂点とした伝統儒教教育は終わりを告げた。教育は一部の支配階層から全国民へと開放され, 「国民教育」という新しい概念の下で近代学校教育が始まった。

科挙は廃止されたが, 癸卯学制は「中体西用」の枠組みを超えるものではなかった。中体西用とは19世紀末の「洋務運動」の支柱となった論理で, 中国の伝統的な文化, 思想を基本(=体)としたうえで西洋の科学技術(=用)を導入しようとするものである。「奏定学堂章程」の総論「学務要綱」には以下の通りある。

この度論旨に遵って各学堂章程を改修するに, 忠孝をもって教育の本となし, 礼法をもって訓俗の方となし, 芸能を練習するをもって致用治世の具となす」⁽³⁾

癸卯学制は制度(=「用」)として近代教育制度を導入しながらも, 教育の根幹(=体)は「忠孝」「礼法」といった儒教思想で, その目的は, 国民に清朝政府への忠誠心を持たせ, 朝廷の失墜した権限を復活することにある, 国政を抜本的に改革しようとするものではなかった。

しかし癸卯学制は, 多くの人々に儒教經典とならんで算学(数学), 理化(物理・化学), 外国語などの新しい科目を学ぶ機会を与えたのである。「奏定学堂章程」公布の年に9歳だった劉天華は, こうした新旧両方の教育を受けた世代であった。

2. 常州府中学堂の創立過程

2-1. 「奏定学堂章程」における「中学堂」の位置付け

この新しい学制で「中学堂」はどのように位置づけられていたのだろうか。「奏定学堂章程」の中の「奏定中学堂章程」によって考えてみよう⁽⁴⁾。

中学堂の入学資格は高等小学を卒業した者とされるので（章第1の第1節、以下、「奏定中学堂章程」の章および節は「章・節」という形式で表記する）、標準入学年齢は満15歳となる。就学年数は5年で（2-2）、「比較的深い普通教育を施し、卒業後進学しない者は実業に就き、優秀な者は各種上級専門学堂へ進学することを宗旨」としている（1-1）。この学制が教育対象とした「国民」の大部分が農民や零細商工業者であった当時において、中学堂の生徒は少数のエリート予備軍だった。そのため、中学堂の数はたいへん少なく、各府（「府」は「省」の下の行政区分）に1カ所設置されたのみだった（1-2）。統計によれば、中学堂は1907年当時、全国に419校（生徒数31,682人）⁽⁵⁾、江蘇省では1909年に31の中学堂があり、生徒数は3,155人だった。学校数では全国4位、学生数では3位だったという⁽⁶⁾。

中学堂のうち、府あるいは直隸州ごとに国費によって設立された模範中学堂を「官立学堂」と呼んだ（1-2）。これ以外にも、地元の有力者（郷紳）が資金調達をして設立した中学堂があった。そのうち公費（府、県など）で運営したものを「公立学堂」、個人が運営したものを「私立学堂」と呼んだ（1-4）。常州府中学堂は、常州府郡守の許星璧と郷紳の惲祖初が常州府八県から資金を集めて設立した公立学堂であった⁽⁷⁾。

2-2. 常州中学堂の創立過程

本節では主に新聞『申報』の記事から常州府中学堂の創立過程を見ていきたい。

常州府中学堂は以前、当該府（＝常州府：引用中括弧内筆者、以下同様）の報告によれば、去年の9月12日（旧暦。新暦の10月10日に相当）に工事を始めた。それなのに現在まだ工事が完了していない。（「江蘇總學會復蘇學務處函」『申報』1906年8月22日）

常州府中学堂は旧来の護国寺を改築した。工事と内装・外装にかかった費用は全部で12万数千だった。去年の12月（新暦1907年1月ごろ）に工事が終わった。ただ年間経費の調達ができないので、現在まだ生徒募集の日程が決まっていない。（「詳記中學堂事 常州」『申報』1907年3月30日）

常州府中学堂は先の冬から屠元博（＝屠寛）を監督（校長に相当）、周舜卿と任逢莘を経費担当者（原文「經濟董」）に選任し、本来は今春開校するはずだったが、次々と事態が変わった。（「提學使調停學界之爭執 常州」『申報』1907年9月15日）

これらの記事によれば、常州府中学堂は1905年10月に着工して1907年1月に竣工し、同年春（旧暦1月）に開校するはずだった。工事に時間がかかり、その上開校は延期されて、結果的に同年11月となった（後述）。決して順調とは言えない滑り出しであるが、その理由は主に2つ考えられる。

まず1つ目は、経費の問題である。公立中学堂である常州府中学堂の資金源は「經濟董」と呼ばれた郷紳と常州府下の8つの県だったが、資金調達が順調ではなかった様子が以下の記事から伺われる。

中学堂は武進、陽湖、無錫、金匱、宜興、荊溪、江陰、靖江の八県の公立学堂なので、年間經常費は八県が分担する。しかし武進、陽

湖、江陰、靖江は年間經常費を策定したが、無錫、金匱、宜興、荊溪は全く（資金調達の）めどが立たないという。經濟部長（＝經濟董）に言っても「回せる資金はない」と答えるし、總教（府内の教育行政を取り仕切る役所「勸学所」のトップ「總董」のことか）は教師の給料を送って来ない。（「詳記中学堂事 常州」『申報』1907年3月30日）

常州府中学堂は周学使（府の役職）と無錫、金匱など6県の合同による訪問学務調査を受けた。そして昨日、これら学界（関係者）は（中略）学堂經濟部長に対して、すみやかに方法を講じて年間經常費2項目を調達するよう書簡で催促した。（「中學堂舉定監督 常州」『申報』1907年5月22日）

常州中学堂は去年の冬から屠元博氏を監督に、周舜卿、任逢莘両氏を經濟董に選定していた。本来は今年の春に開校するはずだったが、次々と引き延ばされている。なにしろ、經濟紳駐堂代表（常州に常駐する經濟董の代理）となった周組園氏がいまだに経費を出さない。（「提學使調停學界之爭執 常州」『申報』1907年9月15日）

これらの記事によって、經濟董である郷紳からも、県からも資金を引き出せずになかなか開校に至ることのできない様子を覗うことができる。

もう1つは、学校長である監督として選任された屠寛と、中学堂設立にかかわった郷紳たちとの関係不和である。

屠寛は常州府内の武進県出身の知識人である。日本に留学して同盟会に加入、帰国後は天津で教鞭をとっていた。前出の9月15日の記事に「去年の冬から」監督就任が決まっていたとあるので、屠寛の監督就任は、校舍が完成と同時に内定していたと思われる。しかし経費の問題でなかなか

開校に至らないことへの屠寛の不満が新聞記事から読み取れる。

（監督として招聘された）屠（寛）氏は、2月末（旧暦）になっても開校できなければ、監督就任を辞退するという。（「詳記中学堂事常州」『申報』1907年3月30日）

常州中学堂監督を去年8県が上海で決議した後、屠元博（＝屠寛）氏に、常州へ戻り手続きをする要請の電報を打った。その後、屠氏は経費がなくて開校できないことを理由に、4月の初めから何度も会議でその任から下りようとしている。（「中學堂舉定監督 常州」『申報』1907年6月17日）

屠寛の不満はおのずと、経費支弁者である郷紳たちに向かったことだろう。そもそも日本留学中に同盟会に加入をした屠寛が、地方の実力者として清政府と協力関係にある郷紳と良好な関係を築けるはずはない。郷紳たちは妨害工作をして、屠寛と衝突した。

周、任両氏は陸（偉士）太守（府の首長）に手紙を送り、「中学堂は日本人教師を雇うべきではない」などと訴えて干渉をした。屠氏もまたいちいち反論の手紙を書き府署に送った。（「提學使調停學界之爭執 常州」1907年9月15日）

こうした紆余曲折を経て、常州府中学堂は1907年秋に第一期生を募集することになる。『申報』には次のような記事が掲載された。

常州府中学堂は25日（新暦10月31日）に中学生および師範生の入学試験を行った。出願者は1000余名、当日参加したのは500余名

だった。王歩源太守（常州府知事）が来場して出題をした。中学生は午前が国文、読経（儒教經典の読解）、歴史、地理で、午後が算学と理科と図画、師範生は国文、歴史、地理の3科目のみである。各県から中学生を30名ずつ、師範生を（合計）15名募集したが、合格者が少なく、定員に達しなかった。まず中学生180名を取り、欠員60名は年末に追加募集をするという。（「常郡中學招考紀事 常州」『申報』1907年11月4日）

こうして180名の生徒を得て、1907年10月10日（旧暦）、常州中学堂は開校した。校舎建設が始まってから約3年、当初の開校予定から半年以上遅れての開校だった。

3. 生徒たちの日常生活

3-1. 厳格な規律と寮生活

常州中学堂は全寮制で、寮生活は監学⁽⁸⁾と呼ばれる教員によって厳しく管理された。宿舎では出身県の異なる者どうしを同室にした。しかしそれを嫌がった生徒たちが騒動を起こし、開校早々新聞沙汰となった⁽⁹⁾。

開校当初は土曜日の夕食が済むと日曜日の夕食時間まで自由行動で、外泊も許された。しかし、開校翌年の1908年の正月（春節）休み明け、一部の生徒が日曜日に外で賭博をしていたことが発覚した。風紀の乱れを心配した学堂は、週末の自由時間を日曜の朝食後から正午までに短縮した。生徒は外出時に校門で監学に届けを出し、昼食時に点呼を受けた。無断で出かけた、点呼に遅れたりしたものは罰せられた。

常州府中学堂は劉半農・天華兄弟以外にも多くの著名人を輩出している。歴史学者の錢穆（1895-1990）もその一人である。錢穆は「常州府中学堂之回忆」の中で、ある騒動について語っている。以下、その概要を記

す。

4年生の正月（旧暦）休み前（1911年初頭）、生徒たちは来年から「修身」を廃止してギリシャ語を新設するよう監督に直訴することにした。「修身」は監学の陳士辛が担当していた。陳士辛は度量が小さくて生徒を管理するのが好きな教師で、人気がなかった。5人の代表者が選ばれ、監督の部屋へ直訴に行った。屠寛は修身が学制に定められた科目であることを理由に生徒たちの要求を退けた。そこで生徒たちはクラス全員の退学を突きつけて抗議をした。屠寛は巧みに生徒たちの訴えを退けて士気を削ぎ、騒動を取めた。生徒たちはおとなしく翌日の期末試験を受験したが、代表の1人として運動の先頭に立っていた錢穆は退学をし、南京の私立鐘英中学に転校した。転校の手助けをしたのは屠寛だったという。

生徒代表の5人の中には、劉天華の兄の劉半農がいた。錢穆は劉半農について次のように語っている。以下はその概要である⁽¹⁰⁾。

5人の代表の中に江陰の劉寿彭⁽¹¹⁾がいた。県でトップの成績で入学し、2年生向けのクラスに入った。生徒たちは競って寿彭と友達になりたがり、それを榮譽とした。しかし親友だった生徒が学堂を去ってから、寿彭は急に孤立するようになった。4年生の学年試験が終わると退学し、上海へ行き、当時の新文化運動の「星期六派」（ママ）に参加し、半農と名乗った。

劉半農の2つの評伝⁽¹²⁾には劉半農が自主的に退学をしたという記述はなく、辛亥革命の勃発によって卒業を目前に学業を諦めざるを得なくなり、故郷の江陰にもどって革命運動に参加していたと記している。上海へ行くのは1912年で、上海では弟の劉天華とともに劇団「開明社」の活動に関与して脚本の執筆を行っていた⁽¹³⁾。新文化運動がおこるのはさらに後で、参与したのは「星期六」ではなく雑誌「礼拜六」である。劉半農に関する錢穆の記録は精度が高いとは言えない。しかし劉半農が成績優秀であったこと、反骨精神が強かったことに関しては、同級生として寮生活とともに過ごした錢穆の記憶に間違いないだろう。

錢穆は劉天華についても触れている。この記録は、常州時代の劉天華に関する同時代人による極めて希少な証言である。以下、概要を記そう。

劉天華は錢穆より2学年下だった。中学堂の軍楽隊のメンバーで、皆が敬遠する重くて単調な大太鼓を率先して担当していた。軍楽隊の最後尾に付き従って大太鼓を鳴らす劉天華をみんなは面白がった。しかし劉天華は音楽の才能があった。後に兄とともに上海へ行き、その後、国楽で名を馳せた⁽¹⁴⁾。

1932年、劉半農は自分より2年早く逝去した弟に寄せた追悼文に「天華は学業は人並みだが、素朴で無口で、こつこつと努力を惜しまない、純然たる学者タイプだった」という言葉を寄せた⁽¹⁵⁾。劉天華が人気のない大太鼓を担当したのはその性格の現れかもしれない。しかし、どの楽器でも学んでみたいという音楽への探求心と情熱は、他の生徒たちの中で群を抜いていたと言える。劉天華はこの時すでに、音楽が多様な楽器の集合体であることを理解していたのだろう。

以上、本節では騒動ばかりを挙げてしまったかもしれないが、常州府中学堂の教育は大いに成果を上げていた。その1つがこの軍楽隊を含む課外活動であるが、それは後にまた触れたい。

3-2. カリキュラム

ここで中学堂のカリキュラムを見てみよう。

「奏定中学堂章程」で規定されていた科目とその授業時間数を【表】に示した。

授業数が最も多いのは「読経講経」で、5年間を通して週9時間が割り当てられていた。「奏定中学堂章程」は1～4年生では「春秋左伝」を、5年生では「周礼節訓本」をテキストとして指定している(2-4, 5)。「読経」はテキストの解釈で6時間、「講経」は復習と暗記で3時間である。

次いで多いのは外国語で5年間週に8時間が配当されている。「奏定中

【表】

	修身*	読経講経*	中国文学*	外国語+	歴史+	地理+	算学+	博物+	理化+	法制理財+	図+	体操+	合計	伝統教育に属す科目*の授業数	近代教育に属す科目+の授業数
第一年	1	9	4	8	3	2	4	2	0	0	1	2	36	14	22
第二年	1	9	4	8	2	3	4	2	0	0	1	2	36	14	22
第三年	1	9	5	8	2	2	4	2	0	0	1	2	36	15	21
第四年	1	9	3	6	2	2	4	2	4	0	1	2	36	13	23
第五年	1	9	3	6	2	2	4	0	4	3	0	2	36	13	23
計	5	45	19	36	11	11	20	8	8	3	4	10	180	69	111

「奏定中学堂章程」（2-4）を参照して作成。表中数字は時間。「修身」は日本の学制に倣った科目であるが、教材に陳宏謀の『五種遺規』を指定していることから儒教教育であると考え「*」に分類した。

学堂章程」では「外国語は中学堂の必須にして最も重要な科目である」と位置付けられ、東語（日本語）、英語、ロシア語、フランス語、ドイツ語が指定されていて、このうち日本語と英語が主要言語となっている（2-4）。

この2科目の開講時間数は5年間を通して全体の45%を占め、圧倒的に多い。前者は伝統教育、後者は近代教育を代表する科目と言えよう。【表】中で伝統教育に属す科目に「*」を、近代教育に属す科目に「+」を付した。それぞれの授業数を比べると、伝統教育に属す科目と近代教育に属す科目の開講時間数は69:110で、約2:3になる。授業数から判断すると、「奏定中学堂章程」は近代教育に重点を置いていたと言える。しかし、すべての学年において全授業数の4分の1を「読経講経」が単独で占めていることを考えると、この学制が依然として儒教教育を重視しており、「中体西用」論を踏襲していたことが改めて証明される。

「奏定学堂章程」では、音楽教育の実施は小学教育と女子教育に限られ⁽¹⁶⁾、「奏定中学堂章程」には「唱歌」や「音楽」といった科目はまだ出現していない。常州府中学堂で唱歌の授業を受けたという証言はある

が⁽¹⁷⁾、正規の授業ではなく課外活動として実施されていたのだろう。

3-3. 教 師

「奏定学堂章程」によって近代教育制度が導入されたばかりの当時、教師は圧倒的に不足していた。その中で、常州中学堂には優秀な教員が集まった。錢穆は「常州府中学堂之回忆」で当時の授業風景を生き生きと描いている。

後に著名な歴史学者となる呂思勉は常州府中学堂の教師の1人だった。呂思勉は教師の中で最も若かったが、生徒たちの敬意を集めていた。呂思勉の地理の授業はまず黒板に大きな十字を描くことから始まった。説明をしながら山を描き、川や湖、町や村、道路、鉄道などを描いていく。講義が終わると、黒板には色鮮やかで精密な地図が完成したという (p. 24-25)。

革命後、常州中学堂が江蘇省立第五中学に改称されて最初の校長となる童斐は、後年劉天華を音楽教師として招いた人物である。童斐は常州府中学堂で創立時から教鞭をとり、国語を教えていた。普段は威厳に満ちて近寄りがたい童斐は、授業が始まると別人のようにユーモア溢れる教師へと変身した。彼の授業は身振りを交えてまるで芝居のようだった。『史記・刺客列伝』の「荊軻秦王を刺す」を教えた時、童斐は地図と小刀を持って教室に現れ、荊軻が政（のちの始皇帝）に匕首を投げる部分に話が及ぶと、小刀を投げて教室後部の壁に突き刺した (p. 29)。

このように、常州府中学堂の教師たちは、豊かな個性と深い教養を身に着けた文人であり、同時に生徒たちの興味を引き出すような優れた授業を行う優秀な教師だった。劉天華はこのような教師たちの中で中等教育を受けたのである。この経験が後に教師となった劉天華に大きな影響を与えたのは間違いないだろう。

3-4. 課外活動

1909年3月（旧暦）、生徒から徴収する食費の余剰を費用に充てて「遊芸部」が設立された。設置の目的は生徒たちに充実した余暇を過ごさせることで、毎日1時間が活動に当てられた。生徒たちは図画、雅歌（崑曲）、軍楽、柔術などの中から1つの部を選んだ。教師が教えられるものを中心に開講したが、柔術や軍楽などは外部から専門家を招いた。遊芸部はやがて科目と連動するようになり、「博物（生物・鉱物）」の下に剥製標本部と園芸部が、「地理」の下に絵画地図部が、「化学（「理化」のこと）」の下に撮影部が設置された。その他、拳術、器械体操、競漕、演説部、篆刻部、英語会話部など、文武両方の部が設置された⁽¹⁸⁾。

生徒たちの活動の成果は、「遊芸会」（1910年10月、旧暦）、「常州物産会」（1910年2月、旧暦）、「南洋勸業会」（1910年6～11月）といった場で発表された。紙幅の関係で3つの活動についてすべて言及はできないため、ここでは学内活動である「遊芸会」、学外活動である「南洋勸業会」について述べたいと思う。

童斐の「常州府中创办十年大事述略」によれば、遊芸会は学堂創立2周年（1909年）の創立記念日（旧暦10月10日）に実施され、各科目および遊芸部の成果発表の場として、展示、出し物、実験などが行われた。来場者があまりに多くて年長の生徒が会場整理をしなければならなかった。その夜は生徒たちのために活動写真を上演した。当時の常州では、活動写真はまだ極めて珍しいものだったという（p.6）。

1910年8月（旧暦）、常州中学堂の全校生徒と全教職員はそろって南京へ赴き、2泊3日で南洋勸業会を見学した。それは同時に、自分たちの出品を観覧するための旅行でもあった。

南洋勸業会とは、两江総督端方の主導により南京で開催された、中国で初めての全国博覧会である。会期は1910年6月5日から11月29までの

約半年で、29の展示館を設け、農業、工芸、水産、美術、畜産、機械、医薬、教育、武備などの各分野で約7万件の物品を展示し、25万人の来場者を集めたという⁽¹⁹⁾。国内産業の発展を目的とし、日本の明治政府が1877年から1903年にかけて開催した「内国博」に倣ったものだった。

南洋勸業会はあまり成功しなかった。端方に勸業会の開催を進言した上海勸業協賛会の陳琪は、以下のような辛口のコメンを新聞に載せている。

（前略）最も私を苛立たせ、永遠に忘れることができないのは、会場にはわずかばかりのものしかなく、彩りもない中国の陳列所である。中国人は博覧会についての知識に乏しく、しばしばそれを外国人に委ねている。（『申報』宣統3年3月10日「江督補救上海商業之遠謀」、小羽田誠治「南洋勸業会はなぜ開催されたのか 清末新政の特質についての一考察」p. 22）

しかし、常州府中学堂の生徒たちの展示品は、好意的に受け取られた。

中学部の陳列品は教科書、ノート、手工芸品、図画、標本、工芸品などに分かれおり、そのすべては常州府中学堂が占めていた。どれも見栄えがよくて見ごたえがあった。（中略）動植物の標本は1つ1つ見てみると、舶来のものに見劣りしない。工芸品には西洋式のテーブルや椅子、籐製の椅子やベッドなど多種あり、どれも作りが丁寧でよくできており、実用に耐えうるものである。（「對於南洋勸業會之評論」『申報』1910年11月12日）

出展品の「すべては常州府中学堂が占めていた」のは、南洋勸業会が実際に「端方が突発的に日本の制度を直接導入しようとした」⁽²⁰⁾ ものにす

ぎず、全国規模のイベントと言えるものではなかったことの現れであろう。常州府中学堂がどのような事情で勸業会に出品したのか、今後検討しなければならないが、生徒たちの展示品の完成度が一定の水準に達していたことは否定しがたい事実と考えてよいだろう。

終わりに

「南洋勸業会」見学をはじめとする旅行や遠足、文化祭などの学校行事に花を添えたのは遊芸部の軍楽隊だった。校外学習で生徒たちが行進する隊列の先頭には、いつも軍楽隊の姿と音楽があり、沿道の人々を引き寄せていたという⁽²¹⁾。その中に劉天華がいたことは間違いない。その時劉天華は皆が敬遠した大太鼓を叩いていたのだろうか。それとも、後に上海で生活の糧となるトランペット⁽²²⁾を吹いていたのだろうか。常州府中学堂の当時の関係者は誰も語っていない。

1911年3月（旧暦）、常州府中学堂の全教職員と全生徒、総勢約450人は、列車に乗って無錫へ日帰り旅行をした。その約半年後の10月10日、湖北省武昌で反清運動の武装蜂起が起こり（武昌蜂起）、やがて全国に広がって辛亥革命へと発展していく。

旧暦の9月4日（新暦の10月25日）、常州府中学堂は授業を停止した。その後中学堂は周辺地域の革命拠点となり、監督の屠寬はそのリーダーとして革命活動に身を投じる。

1913年7月、常州府中学堂は民国政府のもと江蘇省立第五中学となって教育活動を再開した。常州府中学堂を率いた屠寬は国会議員となって常州を去り、童斐が校長となって新しい教育を進めていく。そして1915年、童斐は劉天華を音楽教師として中学に迎えるのである。

本論は、劉天華の学び舎である常州府中学堂について、その創立の背景と学校生活について、当時の新聞、関係者の回想などを手掛かりに解明

し、劉天華の過ごした中学生生活がどのようなものだったのかを考察した。しかし紙幅の関係で、その最も重要な部分である音楽教育については論じることができなかった。子供時代から中学時代にかけて劉天華がどのような音楽教育を受けたのか。それについては機を改めて論じたい。

《注》

- (1) 刘北茂 述『刘天华音乐生涯 胞弟的回忆』p. 32-39, 方立平「刘天华年谱」(『刘天华记忆与研究集成』p. 259-260) など
- (2) 本節は主に阿部洋『中国近代学校史研究 清末における近代学校制度の成立過程』, 高埕『近代中国における音楽教育思想の成立 留日知識人と日本の唱歌』を参照した。
- (3) 高埕『近代中国における音楽教育思想の成立 留日知識人と日本の唱歌』p. 24
- (4) 舒新城『中国近代教育資料』中冊 p. 500-512 および多賀秋五郎『近代中国教育史資料 清末編』p. 279-297 をテキストとした。
- (5) 王伦信「清末民国时期中学教育研究」p. 35
- (6)(7) 『江苏省志 77 教育史』p. 228
- (8) 一部資料では「舎監」となっているが、「奏定中学堂章程」(5-7) では「監学」という役職名が正式に制定されている。
- (9) 「中学生妄起風潮被革」(『申報』1907 年 11 月 23 日), 童斐「常州府中创办十年大事述略」p. 2
- (10) 钱穆「常州府中学堂之回忆」p. 36-37
- (11) 劉半農の本名
- (12) 徐瑞岳『刘半农传』, 朱洪『刘半农传』
- (13) 天悲「朱旭東軼事」, 刘北茂『刘天华音乐生涯 胞弟的回忆』p. 46-54, 朱洪『刘半农传』p. 14
- (14) 前掲注(10) p. 37
- (15) 刘复「书亡弟天华遗影后」(『刘天华记忆与研究集成』p. 106)
- (16) 前掲注(3) p. 26-30
- (17) 前掲注(10) p. 38
- (18) 童斐「常州府中创办十年大事述略」p. 3
- (19) 于臣「近代日中実業界からみる民間外交の一側面 南洋勸業会と近藤渡清実業団を中心に」p. 154

- (20) 小羽田誠治「南洋勸業会はなぜ開催されたのか 清末新政の特質についての一考察」p. 23
- (21) 前掲注(18) p. 5, 6
- (22) 方立平「刘天华年谱」p. 260

参考文献

◇劉半農、劉天華に関するもの

- 劉育和主編『劉天華全集』人民音楽出版社, 1997年5月
- 刘北茂 述『刘天华音乐生涯 胞弟的回忆』人民音乐出版社, 2004年11月
- 方立平主編『刘天华记忆与研究集成』上海教育出版社 2009年2月
- 徐瑞岳『刘半农评传』上海文艺出版社, 1990年10月
- 朱洪『刘半农传』东方出版社, 2007年3月
- 天悲「朱旭東軼事」『戲劇叢報』1, p. 12-13, 1915年
- 刘复「书亡弟天华遗影后」『劉天華先生紀年冊』, 1933年『刘天华记忆与研究集成』上海教育出版社 2009年2月, p. 106
- 李元庆『劉天華一五四时代杰出的音乐家 纪念刘天华逝世 25 周年』『人民音乐』1957年12期, p. 34-38
- 秦启明「刘天华年谱」『南京艺术学院报（音乐表演版）』1987年3期, 1987年10月1日
- 刘立新「音乐上的刘氏三杰」『音乐爱好者』1988年2期, p. 33-35
- 周宗汉『劉天華的生平和作品』『中国音乐』1981年1期, p. 19-20
- 晋言「改革创新 一代宗师—纪念刘天华诞辰一百周年」『黄河之声』1995年2期, p. 20-21, 1995年4月
- 王亚丽「评刘北茂先生的《刘天华音乐生涯》一书」『名作欣赏』2011年12期, p. 167-168
- 方立平「刘天华年谱」方立平主編『刘天华记忆与研究集成』（上海教育出版社 2009年2月）, p. 257-275
- 乔邦利「西洋军乐传入中国的早期实践—常州府中学堂管乐队」『常州工学院学报（社科版）』第36卷第6期, p. 1-7, 2018年12月
- 長谷川（久米井）敦子「中国民族音楽家劉天華研究序論——その研究の意味と課題——」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』126号, p. 91-111, 2012年3月
- 久米井敦子「劉天華の音楽観——北京大学時代を手掛かりに——」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』130号, p. 127-147, 2014年3月
- 久米井敦子「国楽改進黨幹事社員—その功績と限界—」拓殖大学言語文化研究

- 所『語学研究』133号, p.87-109, 2015年3月
久米井敦子「劉天華と文明戲」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』137号,
p.1-20, 2017年12月
久米井敦子「文明戲劇団『開明社』小史」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』
141号, p.35-59, 2019年10月

◇常州府中学堂に関するもの

- 江苏省地方志编纂委员会『江苏省志 77 教育史』江苏古籍出版社, 2000年4月
常州市地方志编纂委员会『常州市志』中国社会科学出版社, 1995年10月
童斐「常州府中创办十年大事述略」政协常州市委学习与文史委员会『常州文史
资料』第7辑, p.1-21, 1987年
钱穆「常州府中学堂之回忆」政协常州市委学习与文史委员会编『常州文史资料』
第7辑, p.22-38, 1987年
陈吉龙「史家吕思勉」政协常州市委学习与文史委员会编『常州文史资料』第7
辑, p.39-132, 1987年
龚共 姜桂棣, 张浩典「江苏省常州中学部分之知名校友名录」政协常州市委学习
与文史委员会编『常州文史资料』第7辑, p.133-157, 1987年
高天德「如海才而不永年 弃浊世真若敝屣一述江苏省常州中学首任校长屠宽」『江
苏教育』1990年2期, p.41
李闯「常州府中学堂考述」『常州工学院学报(社科版)』第35卷第1期 p.5-8,80,
2017年2月
弓楷「辛亥革命前后的屠宽」『常州工学院学报(社科版)』第35卷第2期 p.10-
13, 2017年4月
申報

◇学制に関するもの

- 多賀秋五郎『近代中国教育史資料 清末編』日本學術振興会, 1972年3月
阿部洋『中国近代学校史研究 清末における近代学校制度の成立過程』福村出
版, 1993年2月
高埲『近代中国における音楽教育思想の成立 留日知識人と日本の唱歌』慶應
義塾大学出版会, 2010年3月
薩山雅博「清末江蘇省の教育改革と日本人教習」教育史学会『日本の教育史学』
31, p.73-92, 1988年
錢海英「清末『国民』教育構想の中の經学と実学『奏定学堂章程』(1904)と黄
遵憲の基礎教育観を中心に」明治大学『教養デザイン研究論集』15号

p.43-63, 2019年2月

舒新城編『中国近代教育史資料』人民教育出版社, 1961年10月

王伦信「清末民国时期中学教育研究」华东师范大学2001年度博士論文

◇その他

野沢豊「辛亥革命と産業問題——一九一〇年の南洋勸業会と日・米両実業団の
中国訪問」東京都立大学人文学会『人文学報』154, p.119-150, 1982年3
月

小羽田誠治「南洋勸業会の実態と清末における近代化政策の限界」東北大学中
国文史哲研究会『集刊東洋学』104, p.61-79, 2010年10月

小羽田誠治「南洋勸業会はなぜ開催されたのか 清末新政の特質についての一
考察」宮城女子大学『人文社会科学論叢』20, p.15-25, 2011年5月

鍾少華「中国で最初の博覧会南洋勸業会について」『愛知大学図書館報』第31
号 p.3-7, 2005年6月20日島根県立大学北東アジア地域研究センター『北
東アジア研究』第23号 p.151-168, 2012年3月

（原稿受付 2020年6月23日）

〈論 文〉

共同研究〈諸言語圏・諸文化圏における「花」〉
16世紀にトゥルスィーダースが詠った
叙事詩『ラーマの行いの湖』で
天から降る花

—— 誰が どのようなときに 誰に 花を降らせたのか ——

坂 田 貞 二

Abstract

In *Rāmcāritmānas* created by Tulsīdās in the 16th century in Awadhi dialect of Hindi language, we often come across the cases in which flowers were fallen from the heaven by the gods or godly persons. Representative cases will be cited in this paper from the text of *Rāmcāritmānas* published by Gītā Press in 1961.

Most of the flowers were blossomed and fallen by the gods or godly persons to celebrate the people who worked marvelously. One case is cited below from the scene in which Rāma came home happily after a long stay in a wood (VII-8 kha):

*The flowers were falling to celebrate home coming of Rāma,
People of the capital were happy to watch him going to his castle.*

But the text gives no description of the flowers falling or gods who caused to fall them. The reasons may be that the Hindus can imagine the flowers and gods without minute description of them.

キーワード：『ラーマの行いの湖』、花、神々、優れた人々、人々を祝福

I はじめに：本稿の目的・構成など

本稿は、ヒンディー語のアワディー方言でトゥルスィーダースが16世紀に詠ったラーマ物語 *Rāmcāritmānas* (『ラーマの行いの湖』) のなかで、**誰がどのようなときに誰に「花」を降らせたのかを考察するものである。**

この論文は、拓殖大学名誉教授の村上祥子先生主宰のもとに行われていた2019年度の共同研究〈諸言語圏・諸文化圏における「花」〉の一環として書かれたものである。なおこの共同研究の成果発表の最初がこの論文であり、他はいま研究中である。

以下では、このラーマ物語を邦訳題の『ラーマの行いの湖』で示すことが多い。

この物語の全編は、ラーマが羅刹ラーヴァナに勝利したことを祝うヴィジャヤ・ダシャミー祭(勝利・アーシュヴィン月の白半月土日の祭り)を中心とする秋に、北インドの町や村で唱読されることが多い。また個人の家で男子の誕生日を中心に、全編が唱読されることもある。

Rāmcāritmānas (『ラーマの行いの湖』) は、西暦1574年にアヨーディヤーで着手され、数年後にカーシー(現在のワラーナシー)で完成されたといわれているが、完成の時は確実にわかってはいない。

物語の詳細は、チャウパーイー4句で描写されるのが原則である。チャウパーイー1句は依拠したテキストで2行に印刷されている。それで邦訳するさいも、チャウパーイー1句を2行にする。つまり原本と邦訳で、原則的に2行×4チャウパーイー＝8行で物語の詳細を描写するわけである。

それに続いて物語の動きが、2行連句のドーハーによって語られている。これも原本の印刷と邦訳で2行に記されている。

このように『ラーマの行いの湖』は、4連のチャウパーイー(8行)で

物語りの詳細を描写したあと、1連のドーハー（2行）で物語の動きを示している。つまり8行と2行を合せた10行が一つの単位になっているのである。

基本的には10行の単位1,074個により、I編からⅦ編までのこのラーマ物語が展開されている。

一つの単位の例を、下に示す。2行に邦訳されたチャウパーイーが4連（8行）のあとに1連のドーハー（2行）があり、合計で10行になっていることがここに見てとれよう。なお末尾にくるドーハーを、邦訳では**太字**で示してある。そのなかで特に強調したい部分は、**太字の斜体**で表わす。

場面は第I編の「幼年編」で、シヴァ神の剛弓を折ったラーマ王子がジャナカ王の姫スーターが勝利の花環をかけ、「あなたこそわたしのお婿さんになるのに相応しい方です」とみなに宣言するところである。

胞輩のなかでスーター姫はいと麗し 群なす美の大美さながら。
姫の手の花環が心地よく 世界の勝者の美がそこに秘められる。

心に熱意あれども羞恥の念も 秘められた姫の愛は誰にもわからぬ。
ラーマの美に目を奪われ 姫は絵に描かれたごとく動けずに立つ。

そのさまに気づき朋が姫にいう 麗しき花環を王子さまに掛けませと。
姫は両の手に花環を 愛にひたる姫は王子に花環を掛けられず。

蓮花さながらの姫の両の手 蓮花のごとき手は月より麗し。
魅せられて胞輩が唄うなか 姫は勇者の胸に勝利の花環を掛ける。

ラグ族の勇者の胸に輝く花環を見て、**神々は数多の花を降らせはじめる、**
弓取り式に來た王らは、太陽に照らされた睡蓮さながらに縮こまる。

『ラーマの行いの湖』は第Ⅰ編から第Ⅶ編まで全七編の叙事詩から成っている。七編の題および各編に収められた10行の単位（チャウパーイー8行とドーハー2行）の内訳は下記の通りである。

第Ⅰ編 = Bālakāṇḍa（幼年編），361 ドーハー。

第Ⅱ編 = Ayodhyākāṇḍa（アヨーディヤー編），326 ドーハー。

第Ⅲ編 = Aranyakāṇḍa（森林編），46 ドーハー。

第Ⅳ編 = Kiṣkindhākāṇḍa（猿国編），30 ドーハー。

第Ⅴ編 = Sundarakāṇḍa（美麗編），60 ドーハー。

第Ⅵ編 = Laṅkākāṇḍa（ランカー編），121 ドーハー。

第Ⅶ編 = Uttarakāṇḍa（後編），130 ドーハー。

本稿をつぎの手順で進める。

Ⅰ 「花」を示すヒンディー語を，辞典と『ラーマの行いの湖』によって知る。

Ⅱ 「花」と「神」がどのようなときに現われるかを，『ラーマの行いの湖』の(1)から(16)により知る（実際にはその部分の邦訳を掲げる）。

Ⅲ 「花」が誰により降らされかに注目して，

A. 神々だけが花を降らせる場面

B. 神々・半神・聖仙らが花を降らせる場面

C. 普通の人間が花を降らせる場面

を見てゆく。

そのうえでⅡの(1)から(16)のなかから，**誰が どのような場面で 誰に花を降りかけたか**を明らかにする。

Ⅳ 以上に基づいて，

A. どのような花が降ってきたのか

B. 神々はどのような姿なのか

を検討する。

V 本稿の成果を確認し、今後に残された課題を考える。

日本語⇒ヒンディー語の辞典の代表的なものに、つぎがある。

- ・古賀勝郎『日本語——ヒンディー語辞典』（私家版，1996年刊）。
- ・町田和彦『ヒンディー語・日本語辞典：付：日本語・ヒンディー語小辞典』（三省堂，2016年刊）。

本稿ではヒンディー語の語句を示すにあたり、一般的にそれを表記するナーガリー文字は使わず、ローマ字に点や長母音記号をつけたものを使う。なおこれらの辞典には関連のウルドゥー語の語彙も挙げられているが、それらはトゥルスィーダースが詠ったラーマ物語『ラーマの行いの湖』に取りあげられることが少ないないので、本稿では無視する。

「花」は上記の日本語⇒ヒンディー語辞典に、phūla, puṣpa, gula の三語が掲げられている。これらのうちこのラーマ物語では、phūla の語が頻繁に用いられている。

上記の辞典には載っていないが、16世紀のトゥルスィーダースが詠ったラーマ物語では「花」の語が下掲の二つの形で用いられている。

- ・phūlā（語末の短母音 a が長母音 ā になったもの。これは韻文作品の拍を合せるために用いられている）。
- ・sumana（もとは形容詞の「美しい」だが、転じて名詞で「花（特にジャスミンの花）、神」を表わす）。

『ラーマの行いの湖』にどのような語がどこで用いられているかは、Callewaert ら編の *Word Index*（『ラーマの行いの湖 語彙索引』）に示されている。その『語彙索引』は、拙稿「ヒンディー文学における“呪い”と“予

言・夢”」（2018年12月刊の『拓殖大学 語学研究』139号, pp.29-50）でも参照した。『語彙索引』が『ラーマの行いの湖』の主要な語彙について、取りこぼしがなく完全であることを筆者はそこで確認したからである。

日本語⇒ヒンディー語辞典と『ラーマの行いの湖』に載せられた語をよく見ると、花を表わすのに *sumana* という語が第Ⅰ編から第Ⅶ編までの全体にわたって使われている。一方で *phūla*, *phūlā*, *puṣpa* の類は、用いられる場面と編が限られている。これらのことは、W. M. Callewaert & P. Lutgendorf の『語彙索引』によっても明らかなので、本稿では *phūla*, *phūlā*, *puṣpa*, *gula* がどのように取りあげられているかは論ぜず、*sumana*（花）が『ラーマの行いの湖』において誰により どのようなときに、誰に対して降り注がれたのかを考察する。

Ⅱ 『ラーマの行いの湖』において *sumana*（花）が降らされる主要例

『ラーマの行いの湖』全編で *sumana*（花）が詠われる場面は70ほどあるが、そのなかから花の降らし手、降らされる人、降らされる状況などに重複が少ないよう、16の場面を選んで以下に示す。なおそのさい、花の降る場面を邦訳し、その原文の位置を示すために（ ）内に 編 - ドーハー；チャウパーイーなどの番号を記す。

場面には(1)～(16)の通し番号をつける。

第Ⅰ編「幼年編」からは、(1)から(5)までの場面を採りあげる。

- (1) まずラーマら四王子の誕生について、「太陽と月の位置・星宿や日にち、すべてが見事に整いて、みなが喜悅するなかで、幸いもたらずラーマが生誕 (I-190)」とされている。こうしてラーマ王子は、父ダシャラタ王と母カウシャルヤー妃から生れた。ダシャラタ王に

はほかに二人の妃がいて、間もなくカイケーイー妃からバラタ王子が、スミトラー妃からラクシュマナ王子とシャトゥルグナ王子が生まれた。

それを祝い ナーガ・聖仙・神々が天を行く船に乗り、花をみなに降らせる：

美しき掌から花を降らせる 空で太鼓の音が鳴りひびく。

ナーガ *nāga と聖仙 **muni と神 ***deva が祝う 各人の仕方で。

* ナーガ。人面蛇身の半神。 ** 聖仙。思考と苦業を重ねた人。

*** 神。天界にいて不死の存在。 (I-191; 4)

そのときのラーマ王子はこう描かれている、「目を喜ばす雲のごとき黒き肌で、四本の腕に武器を持ち、宝飾と首飾りで身を包み、**kharārī**（ヴィシュヌ神の化身ラーマ）が顕現す（I-192-chanda 1）」。

なお“kharārī”は古賀勝郎・高橋 明（編）『ヒンディー語——日本語辞典』（大修館書店、2006 年刊）では“kharārī”の見出し語で、「ヴィシュヌ神、ラーマ、クリシュナ、バララーマ」とされている。

- (2) それから何年か経って、師のヴィシュヴァーミトラ仙がダシャラタ王に「羅刹たちの妨害から儀礼を行うのを護らせるために、ラーマとラクシュマナの二王子をわたしに預けてください」と懇請する。王ははじめのうち、幼い王子らを手許から放すことに躊躇いを感じていた。しかしついに「王は王子らを仙人に委ね、祝いの言葉を王子らにかける、ラーマは母のもとに赴き、暇を乞いて御足を戴く（I-208 kha）」のである。師とともに行く二人の王子を、**女性ら**が花を降らせて**こう祝う**。

美しい顔と眼の女性ら sulocani* は喜び、花を降らせくる、

王子兄弟が行く先々で、このうえのない喜びが湧く。（I-223）

*美しい眼の女性ら sulocani。sulocani は、su（美しい、立派な）と

locani（眼の女性）の複合語。

- (3) 師に導かれてジャナカ王の国にやってきたラーマ王子は、弓取り式場で「弓を二つに折り大地に投げる（I-262; 1の一行目の前半）」**。そして創造神ら・行者ら・聖仙らが花や花環を降らせ、ラーマを祝福する場面が詠われている：**

創造神 brahmā* と行者 siddha** と聖仙が ラーマを讃えて祝う。

色とりどりの花と花環を降らせ 楽士らが祝い歌を詠う。

*創造神。世界の根本原理で最高の存在。

**行者。修行により超能力を身につけた人，神仙。 (I-262; 3)

- (4) 弓取り式で勝利したラーマ王子とジャナカ王の娘スィーター姫が結婚したのを見て、ラーマらの父ダシャラタ王とスィーターらの父ジャナカ王は、喜び親しむ。二人の王が親しむのを見て**神々は、こう祝う：**

二人の王が親しむさまに 神々 deva は花を降らせ歌を詠う。

(I-320; 2の二行目)

- (5) 四人の花婿は、それぞれの花嫁を連れてアヨーディヤーの都に戻る。カウシャルヤー妃とカイケーイー妃とスミトラー妃がわが子と花嫁を出迎えるさまは、つぎのように描写されている：「**金のお皿に乗せた祝いの品々を、母らは蓮花のような美しい手に持ち、喜びに溢れ歓迎する、身体は喜悦で震えながら（I-346）。**」それに続くチャウパーイーに、**神々が降らす花がつぎのように詠われている：**

土の埃で空は暗い まるで雨期に雲が空を覆えるがごとく。

神々は如意樹 surataru* の花を降らす 風に吹かれた鶴のように。

*如意樹。文字通りには「天の樹」。あらゆる望みを叶えてくれる樹。

(I-347; 1)

こうして神々が、如意樹の花を**花婿たちと花嫁たちや都の人ら**にかけて、**一行の帰還を祝ってくれる**のであろう。

なお以降は、花を降らせる主体の原文の綴りがすでに示されている事例については、重複を避けるためにそれらの綴りを示さないことを原則とする。

第Ⅱ編「アヨーディヤー編」は、実質的にラーマ王子の「皇太子即位の礼」の準備ではじまる。年老いた父ダシャラタ王がラーマを皇太子に即位させ、のちに王位に就かせようと準備をはじめた（Ⅱ-4）。それを聞いたカイケーイー妃は、侍女に騙され自分の子のバラタ王子をその位に就けようと「怒りの部屋」に籠もり、ラーマを森に追いやるようにダシャラタ王に言う（Ⅱ-28）。王はカイケーイー妃に命を救われたときに「妃の望みは何でも叶える」と約束したので、ラーマを十四年のあいだ森に追いやらざるをえなくなる（Ⅱ-76）。

このような事情でラーマとその妃のスィーター、それに弟のラクシュマナの一行は都を離れて森に行く。そのあとの場面三つ＝通し番号では（6）～（8）＝を第Ⅱ編から掲げる。

（6） ラーマは妻スィーター妃と弟ラクシュマナを連れて森に向かう。

一行は聖河ガンガーの畔に着き、ラーマが舟に乗ろうとすると、

神々は舟人を祝する：

舟人はラーマへの愛に溢れる ラーマの御足を川の水で洗う。

神々は舟人に花を降らす ラーマらを舟に乗せる幸運を得ると。

（Ⅱ-101; 4）

ここでは**神々が舟人の幸運を祝って**花を降らせているのである。

そのあとしばらくしてダシャラタ王は、ラーマが都にいないことを悲しみながら世を去り、神の世界に赴く。そのさまはこう詠われている：「ラーマ ラーマと、ラーマの名を呼び続け、都にラーマがいないのを悲しみつ、王は神の国に身罷れり（Ⅱ-155）。」

（7） 自分の留守中に母カイケーイーが兄ラーマを森に追いやったと

知ったバラタは、「兄ラーマは国を治めてください」と懇請するために森に行く。バラタの兄思いの気持ちを嘉（よみ）するために神々が花を降りかけるさまが、つぎのように詠われている：

バラタが歩むと神々が花を降らせ 樹木は花と実を成らせる。

鹿はバラタを見つめ小鳥が歌う 皆がラーマ思いのバラタに仕う。

(Ⅱ-311; 4)

森に訪ねてきたバラタに、ラーマは「いまは国に帰らないから、この履き物を王座に置いて国を治めなさい」といって自分の履き物を渡す(Ⅱ-316; 2)。バラタは「兄者ラーマが国に戻るまでそうします」と答える。

- (8) 「愛でいっばいのラーマは バラタの言と心と行いを描く」(Ⅱ-321; 3の一行目)と場面(7)の確認をした直後に、『ラーマの行いの湖』は神々がラーマのさまに感動して花を降らせたと詠っている：

ラーマのさまを見て神々は 花の雨を降りかける。(Ⅱ-321; 4の一行目)

第Ⅲ編「森林編」は全体が46のドーハーから成る短い編である。そのなかからつぎの一つの場面だけを示す。

- (9) ラーヴァナら羅刹たちがラーマたちを苦しめるために森にやってくるのを知ったラーマは、妃スィーターにこういって火の神に委ねる：「愛する者よ夫を大事にする若妻よ われはこれから遊戯をなす。なれを浄火の神のなかに住まわす われが羅刹らを亡ぼすまで(Ⅲ-24; 1)。」

こうして眼前の妃は幻影になったので、ラーマの留守中に妃がラーヴァナに攫われても、真の妃は汚されないのである。ラーマはほかにも善行をなしているのです、神々に花で祝福される。

神々はたくさん花を降らせ、ラーマを讃える歌を詠う、

自らを悪魔に拝ませるほどに、情が深きラーマなり。（Ⅲ-27）

第Ⅳ編「猿国編」は全体が30のドーハーだけから成り、『ラーマの行いの湖』七編のなかで最も短い編である。なかからチャウパーイーの一行目だけを提示する。

(10) ラーマはスグリーヴァに花の輪をかけ かれに大きな力を与う。

(Ⅳ-8; 4の一行目)

この部分は、ラーマが猿王スグリーヴァに花の環（sumana kai mālā）をかけて**力づける**という文脈であり、またラーマがランカーの羅刹ラーヴァナと戦うときに猿の軍勢の力を借りられる前提にもなっている。なおこの「猿国編」では花が sumana, phūla, phūlā のいずれの形でも降ることがないことが、Callewaert らによる『ラーマの行いの湖 語彙索引』の記述によって明かである。

第Ⅴ編「美麗編」は60ドーハーから成る。そこから一つのチャウパーイーを提示する。

(11) 攻撃を遅らせる理由はなし 猿の軍勢にラーマは命令されよ。

羅刹らを退治するとの志に 神々は花を降らせ神界に戻る。

(Ⅴ-34; 4)

ここでは、**神々がラーマに羅刹らを退治するとの志を賞讃して花を降らせるのである。**

第Ⅵ編の「ランカー編」は、121のドーハーから成る。そのなかから(12)～(14)の三つの場面に出てくる花を紹介する。

ラーヴァナを成敗し攫われたスイーター妃（の幻影）を救出するため、ラーマは猿の軍団とともに羅刹の島ランカーに攻めいる。そのさまは、「島に渡る橋が丈夫 それを見てラーマは喜ぶ。猿の軍勢が橋を渡ると

きに雄叫びを上げながら（VI-4; 1）と描写されている。

- (12) ラーマが羅刹ラーヴァナを成敗するさまは、つぎのように詠われている：「ラーヴァナの胴体が倒れて地が響き ラーマは矢を引きラーヴァナを裂く。死に際に羅刹は大声で ラーマを戦いで殺してやると言う（VI-103; 2）。」

その四チャウパーイー後に、神々と聖仙らがラーマとヴィシュヌ神を讃えてこう花を降らせる：

花を降らす神々と聖仙が 栄光あれとラーマとヴィシュヌ神に。

（VI-103; 6）

- (13) ラーマは妃のシーターを「なれを浄火の神のなかに住まわす われが羅刹らを亡ぼすまで（Ⅲ-24; 1）」と云って火神に委ねた（前述の第Ⅲ編の「森林編」（9）を参照）。この「ランカー編」でラーマがラーヴァナを倒したことは前項の(12)に述べた。そしてシーター妃を救出するのだが、救出されたシーター妃がいかにして火神の手からラーマに戻されるのかは、つぎのように描写されている：

夫の君ラーマを想いつつ、シヴァ神に拝されシーター妃、
コーサラ国のラーマに光栄あれと、白檀のごとき火神に入る。
世俗の汚れみなが、火に燃えつきて清浄になる、
ラーマの遊戯は誰にもわからぬ、天の神々や地の聖賢らにも。

（VI-109; chanda 1）

このことを祝して神々が花を天から降らすさまがこう描かれている：

神々は喜び花を降らせ、空で太鼓を撃ち鳴らす、
楽士たちが詠う、神女 surabadhū* が天の船で舞う。

（VI-109 ka）

* 神女。原文通りには「神の妻」。神の配偶者または女神を指す。

ここで神々から花を降らされたのは、うえに訳出したドーハーに詠われ

ていないが、火神に妃スィーターを委ねた**ラーマ**、火神の懷に入った**スィーター妃**、それに災厄からみなを護る**火神**であろう。

- (14) ラーヴァナを成敗し解脱させたラーマは、こうも祝われる：
「ラーマのごとき情の深き者はほかになし 羅刹らをみな解脱さす。
悪と罪の根源のラーヴァナをも 世事から解放し解脱さす（VI-114 ka; 5）。」その直後のドーハーで、天の船に乗った**神々**が**ラーマ**を讃え花を降らすさまが描かれている：

**見事な船に乗りし神々は、花を降らせその場を去る、
好機が来たとシヴァ神は、ラーマに近寄りがくいえり。**

(VI-114 ka)

第Ⅶ編の「後編」は、130のドーハーから成り、この長大なラーマ物語を締めくくる。この第Ⅶ編には「花」sumana が降らされる例は二箇所のみである。

しかしこの編はこのラーマ物語全体の結びともなっているので、「花が降らされる」ことに触れていない場面からも、筋の展開を示すうえで重要な何カ所かを紹介する。

- (15) アヨーディヤーの都に天に行く船に乗って凱旋したラーマ一行は、都の人々の大歓迎を受ける。そのとき花が降りそそぐ：

**空から花が降りそそぐなか、喜びに満ちてラーマが館に向かう、
都の男女は家の高き階から、そのさまをじっと見つめる。**

(Ⅶ-8 kha)

ここでは空から**神々**が**ラーマ**の凱旋を祝して花を降りそそいでいるのであろう。

- (16) もう一つはチャウパーイーで、**神々**が花を降らせる。

アワドの都は美しく飾られ 神々が花をたくさん降らせる。
ラーマは従者を呼んで言いつける まずは朋を沐浴させよと。

(Ⅶ-11; 1)

ここでは神々が、ラーマを含めたアワドの都の人々を祝福して花を降らせているのだろう。

花は降りそそがれず神々も登場しないが、この編で大切な場面・できごと三つを挙げておこう。

ラーマが亡きダシャラタ王の王位を継いだ場面は、こう記されている：

**冠を戴き腕飾りなど宝飾をつけ、身の隅々まで飾りしラーマ王、
蓮のごとく美しき目に広い胸と太い腕、観る者みなが幸せに。**

(Ⅶ-12 ka; Chanda 2 の後半)

ラーマが治めるようになった国の状況は、次のように詠われている：

ラーマの治世が及ぶ天・空・地の三界は 喜びに満ち苦が消える。
誰一人として敵意を持つ者なく ラーマの栄光で心に差別なし。

(Ⅶ-20; 4)

ラーマ王とスーター妃に子らが授かる場面は、こう記されている：

二人の王子をスーター妃が産む ラヴァ王子とクシャ王子を。

(Ⅶ-25; 3 の二行目)

都に還ったスーター妃が、宮廷にいてラーマとのあいだに二人の王子を授かるとするこの部分は、ヴァールミーキによる古代の『ラーマヤナ』と大いに異なる。ヴァールミーキ版でラーヴァナに攫われたのはスーター妃そのものであったから、攫われていたあいだに彼女がラーヴァナに汚されていた可能性もあった（ヴァールミーキ版のⅢ-49-40）。だから彼女は都にいられなくなり、土に吞まれたのである（Ⅶ-97-21）。ところが『ラーマの行いの湖』では第Ⅲ編の「森林編」で述べたように、スーター妃はラーマによって火神に委ねられ、羅刹ラーヴァナに攫われ

たのは幻影のスイーターであったから（Ⅲ-24; 1）、真のスイーター妃がラーヴァナに汚されるはずがなく、彼女は宮廷で二人の王子を生みえたのである。

この16世紀のラーマ物語は、古代のヴァールミーキ版に比べると平和裏に終末を迎えられるように構成されていることが、この一事からもわかってろう。

『ラーマの行いの湖』の全編が、毎年秋にラーム・リーラーという劇で演じられている。それは北インドの民が、平和裏に終結するこのラーマ物語の上演を望んでいるからであろう。

Ⅲ 「花」が誰により、どのような場面で、誰に対して降り注がれたのか

『ラーマの行いの湖』で花は、多くの場合に神々が立派な行為をした人間たちに降らす。

上掲の(1)から(16)を見ながら、まずは「A. 神々だけが花を降らせる場面」を抽出する。つぎに「B. 神々・半神・聖仙らが花を降らせる場面」を抽出する。そして最後に「C. 人間が花を降らせる場面」の事例を示す。

A. 神々だけが花を降らせる場面

- (4) 幸せに結婚した王子と王女を見て、ラーマらの父ダシャラタ王とスイーターらの父ジャナカ王の二人が親しむさまを、神々は花を降らせて祝う：

二人の王が親しむさまに 神々は花を降らせ歌を詠う。

(I-320; 2の二行目)

- (5) 神々が如意樹の花を花婿たち・花嫁たちや都の人みなに降らす：
土の埃で空は暗い まるで雨期に雲が空を覆えるがごとく。

神々は如意樹の花を降らす 風に吹かれた鶴のように。

(I-347; 1)

- (6) ラーマら一行が森に向かう途中で聖河ガンガーの畔で舟に乗ろうとする。そのとき**舟人の幸運を祝って、神々が花を降らせる。**

舟人はラーマへの愛に溢れる ラーマの御足を川の水で洗う。

神々は舟人に花を降らす ラーマらを舟に乗せる幸運を得ると。

(II-101; 4)

- (7) 自分の留守中に母カイケーイーが兄ラーマを森に追いやったと知ったバラタは、「兄ラーマは国を治めてください」と懇請するために森に行った。**バラタの兄思いの気持ちを嘉（よみ）するために神々が花を降りかける：**

バラタが歩むと神々が花を降らせ 樹木は花と実を成らせる。

鹿はバラタを見つめ小鳥が歌う 皆がラーマ思いのバラタに仕う。

(II-311; 4)

- (8) 「愛でいっぱいラーマは バラタの言と心と行いを描く」(II-321; 3の一行目)と述べて(7)の確認をした直後に、『ラーマの行いの湖』で**神々は愛に感動してラーマに花を降らせた**と詠っている：

ラーマのさまを見て神々は 花の雨を降りかける。

(II-321; 4の一行目)

- (9) ラーマは妃スーターを火の神に委ねる。眼前に残った妃は幻影なのでラーマの真の妃は汚されない。ラーマはほかにも善行をなしているの**で、神々に花で祝福される。**

神々はたくさん花を降らせ、ラーマを讃える歌を詠う、

自らを悪魔に拝ませるほどに、情が深きラーマなり。(III-27)

- (11) ラーマが羅刹らを退治すると決意した場面で、**神々がその決意を誉めて花を降らせる：**

攻撃を遅らせる理由はなし 猿の軍勢にラーマは命令されよ。

羅刹らを退治するとの志に 神々は花を降らせ神界に戻る。

(V-34; 4)

- (13) ラーマは妃のスイーターを火神に委ねた（前述の第Ⅲ編の「森林編」を参照）。この「ランカー編」では、救出されたスイーターが火神の手からラーマに戻されたことを祝して神々が花を天から降らす：

神々は喜び花を降らせ、空で太鼓を撃ち鳴らす、

楽士たちが詠う、神女（神の妻）が天の船で舞う。（VI-109 ka）

ここで神々から花を降らされたのは、火神に妃スイーターを委ねたラーマ、火神の懐に入ったスイーター妃、それに災悪からみなを護る火神であろう。

- (14) ラーヴァナを成敗したラーマは、天の船に乗った神々が降らす花で祝われる：

見事な船に乗りし神々は、花を降らせその場を去る、

好機が来たとシヴァ神は、ラーマに近寄りかくいえる。

(VI-114 ka)

- (15) アヨーディヤーの都に立派な船に乗って凱旋したラーマ一行は、空から神が降らすらしい花を受けて、都の人々の大歓迎を受ける。

空から花が降りそそぐなか、喜びに満ちてラーマが館に向かう、

都の男女は家の高さ階から、そのさまをじっと見つめる。

(VII-8 kha)

- (16) もう一つはチャウパーイーで、神々が ラーマを含めたアワドの都の人々を祝福して花を降らせる。

アワドの都は美しく飾られ 神々は花をたくさん降らせる。

ラーマは従者を呼び言いつける まずは朋を沐浴させよと。

(VIII-11; 1)



図版 傘蓋のしたにラーマと妃のスイーターが座し、家祭僧が戴冠式を行う。(出所：石板刷り『ラーマの行いの湖』＝縦29センチ 横24センチ＝の第Ⅶ編「後編」で、場面(16)＝Ⅷ-11; 1の直後に描かれた絵。ここでは絵のうえとしたを切って捨て、中央部の三分の一ほどを載せた。)

B. 神々・半神・聖仙らが花を降らせる場面

上の「神々だけが花を降らせる場面」において、(1), (2), (3), (10), (12)の五つが欠けている。欠けているのは「神々だけが花を降せる」事例でなく、「神々に加わったほかの者が花を降らせる」か「人間が花を降らせる」場面である。

以下に、神々に半神や聖仙らが加わった事例を挙げる。

- (1) ラーマら四王子の誕生を祝って、**神に加えて人面蛇身の半神ナーガ**と人の**聖仙**も花を降らせて王子らとその母らをこう祝う：

美しき掌から花を降らせる 空で太鼓の音が鳴りひびく。

ナーガと聖仙と神が祝う 各人の仕方です。(I-191; 4)

- (3) ラーマ王子が弓取り式で勝利してスイーター姫と結婚することを祝福し、**創造神ら・行者ら・聖仙ら**が花を降らす：

創造神と行者と聖仙が ラーマを讃えて祝う。

色とりどりの花と花環を降らせ 楽士らが祝い歌を詠う。 (I-262; 3)

- (10) **ラーマが猿王スグリーヴァに花の環 (sumana kai mālā) をかける：**
ラーマはスグリーヴァに花の輪をかけ かれに大きな力を与う。
(IV-8; 4 の一行目)

ここで**ヴィシュヌ神の化身**（この世に人間として降誕したラーマ）が猿王スグリーヴァに花の輪をかけるのは、神としてごく自然な行為であろう（Ⅱの(1)を参照）。したがってこの場面(10)は、「A. 神々だけが花を降らせる場面」に含めてもよかったかも知れない。

- (12) **羅刹ラーヴァナを成敗したのを讃えて、神々と聖仙らがラーマとヴィシュヌ神に花を降らせる：**

花を降らす神々と聖仙が 栄光あれとラーマとヴィシュヌ神。

(VI-103; 6)

これら(1), (3), (10), (12)の四つの場面では、花を降らせる神々に「半神ナーガ」「人の聖仙」「人の行者」も加わった場合もある。

C. 人間が花を降らせる場面

人間が花を降らせる事例は、この作品で下記の一つだけである。

- (2) ラーマ王子らが誕生してから何年か経って、師のヴィシュヴァーミトラ仙が儀礼を執行するのを扶けるべく、師に導かれてラーマとラクシュマナの二王子が道を行く。その二人に**女性らが花を降らせて祝う。**

美しい顔と眼の女性ら sulocani は喜び、花を降らせくる、
王子兄弟が行く先々で、このうえのない喜びが湧く。 (I-223)

ここでは人間の女性らが、ラーマとラクシュmanaに花を降らせている。これは、師のために尽すラーマらに感動した女性たちの心を示している。

以上で、「A. 神々だけが花を降らせる場面」、「B. 神々・半神・聖仙らが花を降らせる場面」、「C. 人間が花を降らせる場面」について、(1)から(16)の事例を見てきた。

それらで花が降り注がれる場面や動機・目的は、神々や人々が感動して「人々および人々のために活躍する動物を祝福するため」であった。そのことには、神々だけが花を降らせる場面(4)から(11)および(13)から(16)、神々とともに人間も花を降らせる場面(1)、(3)、(10)、(12)、人間だけが花を降らせる場面(2)のどれを取っても、例外がない。それらではみな、感動した神々や人々が善きことをした人たちを祝福するために、花を降らせているのである。

そのことを語る格好の例に、場面(3)がある。そこではラーマ王子が弓取り式の場で勝利して、スィーター姫と結婚するのを**祝福し、創造神ら・行者ら・聖仙ら**がいっしょになって、花を降らせているのである：

創造神と行者と聖仙がラーマを讃えて祝う。

色とりどりの花と花環を降らせ 楽士らが祝い歌を詠う。

(I-262; 3)

場面(10)では、**ラーマ王子が猿王スグリーヴァ**を力づけるため花環をかける。この作品でのラーマはヴィシュヌ神の化身として生れているので、「ラーマの姿をした神が、猿王スグリーヴァに花環をかけた」と受けとれる。

ラーマはスグリーヴァに花の輪をかけ かれに大きな**力**を与う。

(IV-8; 4)

なお猿王スグリーヴァ配下の猿軍は、ランカー島に攻め入るラーマを支

えるので「人々のために活躍する動物」といえよう。

人間の女性らも花を降らせることで、ときに神々と同格になる。その例が(2)の場面で、師に導かれてラーマとラクシュマナの王子が行くのを、**女性らが花を降らせてこう祝う：**

美しい顔と目の女性らは喜び、花を降らせくる、

王子兄弟が行く先々で、このうえのない喜びが湧く。 (I-223)

このように代表的な場面を見てきて、感動した神々や人々が「人々と人々のために活躍する動物を祝福する」ために花を降らせていることが明らかになった。

Ⅳ どのような花を どのような神が降らせたのか

これまでの考察により、誰により どのような場面や動機・目的で 誰に対して 花が降らされたのかが、およそわかってきた。すなわち主として神々が、ときに人々が神々に加わり、またごく稀に人々だけで、よい行為をした人々を祝福して花を降らせ、あるいは花でできた輪飾りを胸にかけるのである。

この章では、A. どのような花が降ってきたのか、B. どのような神々が花を降らせたのかを考察する。

A. どのような花が降ってきたのか

この作品で花について記述がなされているのは、Ⅲ章のA.の「神々だけが花を降らせる場面」にある(5)であろう。

土の埃で空は暗い まるで雨期に雲が空を覆えるがごとく。

神々は如意樹 surataru の花を降らす 風に吹かれた鶴のように。

(I-347; 1)

この句に詠われている**如意樹**は天の樹・神の樹を指し、あらゆる望みを

叶えてくれる樹とされるが、それに咲く花の色や形を作品は示していない。surataru がこのラーマ物語で 12 か所に現れるが、そのどれにも花の色や形が示されていないのである。また石板刷りの『ラーマの行いの湖』の絵で如意樹が出てくるあたりの十個所くらいを見ても、如意樹やそれから降る花は全く描かれていない。

そこで北インドのヴリンダーヴァンで寺院と学問所を運営する旧知の学僧シュリーワツァ・ゴースワミー師に問いあわせたところ、こういうご教示をいただいた。

“Gods shower the flowers from kalpavriksh, the wish fulfilling tree in heaven. Further details are not available, except that the tree can bear any flower and fruit.”

(筆者による大意訳)「神々が人間のあらゆる望みを叶える如意樹の花を天から降らせる。樹はどのような花や実もつけられるが、詳細はわからない。」

なおゴースワミー師が書かれた kalpavriksh (望みを叶える樹) は、『ラーマの行いの湖』に出てくる surataru (神の樹) の同意語である。

このような事情でゴースワミー師の教示を得ても、降らされる花がどのような形や色をしているのかわからない。北インドのヒンドゥー教徒は、神々や優れた人々が降らす花が、何の樹のどういうものなのかが気にならないのだろうか。人々を祝福するために美しい花が、天から降ってくる。それで十分なのだろうか。

B. どのような神々が花を降らせたのか

神または神々についても、『ラーマの行いの湖』にはなんの説明・記述もない。

多くのヒンドゥー教徒は、ブラフマー神、ヴィシュヌ神、シヴァ神の三

神を崇拜している（前田専学「ヒンドゥー教」（辛島昇 他編『新版 南アジアを知る事典』（平凡社、2012年刊）pp. 670-679。それらの神々の役割などを下に記す：

- ・ブラフマー神。宇宙の最高原理で、創造を担う神。ハンサ（鷺鳥）を乗り物とする。配偶神は智の女神サラスワティー（弁才天）。
- ・ヴィシュヌ神。維持を担う神で、ガルダ（鷲の一種）を乗り物とする。ラーマ、クリシュナ、ブッダ（仏陀）などはその化身とされる。配偶神は富の女神ラクシュミー。
- ・シヴァ神。破壊を担う神で、パールヴァティー（「山から生れた」）女神を配偶神とする。象頭人身のガネーシャ神は、シヴァ神とパールヴァティー女神の子とされる。

ここで神とその個別の名を示す語句を、本稿の第Ⅰ章で行ったのと同じ方法で示す。すなわち既刊の日本語辞典と『ラーマの行いの湖』に現われる語句がCallewaertら編の『ラーマの行いの湖 語彙索引』にどのくらい載せられているのを見るのである。

- ・神。bhagavāna, bhagavānā が『語彙索引』に40。
īsa, īsā, īsu, īsvara が『語彙索引』に38。
prabhu が『語彙索引』に600くらい。
- ・ブラフマー神。brahmā 関連語句が『語彙索引』に20くらい。
- ・ヴィシュヌ神。biṣnu と biṣnubhagata が『語彙索引』に24。なおその化身でこの物語の主人公ラーマ（rāma）が1,000以上。
- ・シヴァ神。siva, sivā 関連語句が、このラーマ物語の最初の語り手とされているのを含め（I-15; 4）、『語彙索引』に100くらい。

「神」の意の bhagavāna と īsa の語の用法を作品で見ると、前者はシヴァ神の意で、後者はヴィシュヌ神の化身ラーマの意で用いられていることが多い。また多くの場面で出てくる prabhu という語は、本来「主」や「神」を指すが、『ラーマの行いの湖』ではラーマを示していることが多

い。ラーマが神ヴィシュヌの化身としてこの世に降誕したという思想が、この作品の全編に及んでいるのだろう。

つぎに個別の神に関する語句の用法を検討する。

まずブラフマー神 (brahmā) は「宇宙の最高原理 (I-73; 2)」だが、その神をラーマが産みだしたと詠われていることが多い (I-150; 3)。

このラーマ物語におけるヴィシュヌ神 (viṣṇu, viṣṇubhagata) など神々の役割は、「シヴァ神の貞節な妻サティーは見る シヴァ神とヴィシュヌ神とインドラ神らの神々を。無限の力を持つ神々が ラーマの御足を拝するを。(I-54; 4)」に現われている。そこでの神々は、ラーマに仕える身であることをサティーが見ているわけである。また「苦行をなしてブラフマー神が世界を創造し 苦行でヴィシュヌ神が世界を護る。苦行でシヴァ神が世界を破壊し 苦行で半神のナーガが世界の重みを支う (I-73; 2)」の句のように、神々それぞれの役割を詠うものもある。

ヴィシュヌ神の化身ラーマは、I-52; 4 やⅦ-119; 2 のようにその名を唱えるだけで人が幸いになるともされている。

シヴァ神はつぎのように、この『ラーマの行いの湖』で最初の語り手とされている：

シヴァ神はトゥルスィーを嘉し ラーマの行を歓喜と吉兆の物語に。

シヴァ神と妃のお慈悲で ラーマの行をわれトゥルスィーは描く。

(I-15; 4)

またシヴァ神はラーマの信者であり (Ⅱ-4; 2, V-47)、大きな力を持つ神である (Ⅵ-2) ともされている。

神々はこのように大きな力を持つとラーマ物語に詠われているが、神々の力はラーマのために使われる、換言すれば神々はラーマに仕える存在である。

ところで花が降る場面では、花の雨に祝福される者が描かれている。しかし花が降るさまは、石板刷りの本の多数の絵のどこも描かれていない。

また頻繁に詠われる神々の姿も、絵のどこにも描かれていない。

花も神々もヒンドゥー教徒にとっては、分かりきっていて描くまでもないのだろうか。あるいは神々という天の存在やそれが降らせた尊い花は、描いてはいけないものののだろうか。

V 本稿の成果と今後の課題

本稿では、トゥルスィーダースが16世紀に詠ったラーマ物語り *Rām-caritmānas*（『ラーマの行いの湖』）のなかで、誰がどのようなときに誰に「花」を降らせたかのかの代表的な例を示し、考察した。

それらの代表的な例としては、下記の第Ⅶ編の「後編」にある8のkhaのチャンドが挙げられる。これは、羅刹ラーヴァナを亡ぼしてランカーから都に凱旋したラーマが城（館）に向い、また神々が空から花をかけラーマを祝う場面であ

空から花が降りそそぐなか、喜びに満ちてラーマが城に向かう、
都の男女は家の高き階から、そのさまをじっと見つめおる。

（Ⅶ-8 kha）

ここで空から神々が花を降らせ、凱旋したラーマを祝福しているのである。このように本稿は、花が降らされる場面の代表例16を作品により示しえた。

しかし花の種類や色と形、花を降らせることの多い神々の姿は、『ラーマの行いの湖』に示されていない。筆者は16世紀以降のほかの作品によって、その原因を確かめたい。神々の降らす花がありがたいと思うラーマの信徒には、花や神々を描写するのが勿体ないのだろうか。あるいは『ラーマの行いの湖』のほかの中世の文学作品には、花の形や神々の姿が示されているのだろうか。そのことを多くのヒンディー文学の研究者に訊ね、筆者自身がほかの中世作品にあたるのが、今後の課題となろう。

参考文献

- テキスト：Poddār, Hanumān Prasād (ed.). *Śrīrāmcāritmānas* (『ラーマの行いの湖』), Gorakhpur: Gītā Press, 1961.
- 上掲テキストの語彙索引：Callewaert, W.M. & P. Lutgendorf, *Rāmcāritmānas Word Index* (『ラーマの行いの湖 語彙索引』), New Delhi: Manohar Publishers and Distributors, 1997.
- ヒンドゥー教について：前田専学「ヒンドゥー教」(辛島昇 他編『新版 南アジアを知る事典』(平凡社, 2012 年刊) pp. 670-679。

(原稿受付 2020 年 4 月 16 日)

〈論文〉

中国語領有者比較文 “X 的 N 比 YW” の形成メカニズム —— 主述述語文を指標として ——

平 山 邦 彦

要 旨

中国語比較文には、被領有者 N を基準として領有者 X/Y を比較するものがある。本稿では領有者比較文と称す。その中でも“X 的 N 比 YW” タイプの形成メカニズムを本稿の着眼点として議論を展開した。これに対し、意味的ベースとなる主述述語文を指標として考察を行った。当該タイプは、主述述語文と比較対照してみる時、構造的にも成立容認度においても特異な性格が見られる。この点は、主述述語文の形成メカニズムが大きく反映されたタイプ“X 比 YNW” との対比してみると分かりやすい。考察の結果、“X 的 N 比 YW” タイプの次の特徴を明らかにした。(1) 比較文成立には被領有者 N による意味節点機能、領有者 X/Y と被領有者 N における「全体－属性部分」関係が必要条件となる。(2) 意味節点機能と「全体－属性部分」の認知フレームは主述フレーズから“X 的 N 比 YW” への拡張の筋道を辿っている。

キーワード：領有者比較文；意味節点；全体－属性部分；主述述語文；拡張

1. 問題提起

中国語の比較文には被領有者 N を比較点として領有者 X と Y を比較するものが存在する。代表的な二種を挙げておく。

A. X 的 N 比 Y W (X の N は Y より W)

(1) 我的年纪比他大。(私の年齢は彼より上だ)

B. X 比 Y N W (X は Y より N が W)

(2) 我比他年纪大。(私は彼より年齢が上だ)

X/Y と N の間に「領有者—被領有者」の関係が成り立つ比較文には 2 種が存在する。一方は、被領有者が比較対象となるパターンである⁽¹⁾。もう一方は、領有者が比較項となるパターンである。先述の通り、タイプ A とタイプ B は後者の伝達機能を有す (朱德熙 1982: 189-190, 1983, 孟维智 1987, 范晓主编 1998: 189, 许国萍 2007)⁽²⁾。以上の伝達の特徴から、本稿では後者のパターンを領有者比較文と称す。本稿は領有者比較文中でもタイプ A の形成メカニズムを主眼として論じる。領有者比較文の伝達機能から見る時、タイプ B と比べタイプ A は (1) (2) の点で特異な性質を持つ。

(1) 構造上の基礎と意味的基礎に不一致が見られる。

上の点について、構造的基礎 (A') と意味的基礎 (A'') を提示すると次のようになる。

A' X 的 N W (X の N は W)

(3) 我的年纪大。(私の年齢は高い)

A'' X N W (X は N が W)

(4) 我年纪大。(私は年齢が高い)

タイプ A は“比 Y” (“比他”) が W (“大”) の前に状語として用いられている。よって、構造的には、“X 的 N” (我的年纪) を主語とした主述

(1) 当該タイプには“X 的 N 比 Y 的 W” (X の N は Y より W) [例. 他的书比我的有意思 (彼の本は私のより面白い)] が該当する。

(2) 更に代表的なタイプに、“X N 比 Y W” [例. 我年纪比他大 (彼は私より年齢が高い)] が挙げられる。本稿では、議論の対象としない。

フレーズである。これを比較文のレベルに消化すると“我的年纪”（私の年齢）と“他”（彼）の両者が比較項と見なされる。一方で陳述の対象が被領有者 N ではなく領有者 X という点から見ると、主述述語文 XNW（我年纪大）を意味の基礎に置いている。比較文のレベルに消化すると“我（私）と“他”（彼）の両者が比較項と見なされる。

この点は、タイプ B と異なる。

B' XN W (X は N が W)

(5) 我年纪大。(私は年齢が高い)

B'' XN W (X は N が W)

(6) 我年纪大。(私は年齢が高い)

タイプ B は、構造的にも意味的にも基礎が一致している。何れの面でも主述述語文 XNW（我年纪大）が基礎となる。構造的に自然なリンク関係が見出される。比較文のレベルに消化すると“我（私）と“他”（彼）の両者が比較項と見なされる。

(2) 文容認度において、意味的基礎となる主述述語文と差異が見られる。

タイプ A とタイプ B の容認度については、平山（2010, 2011, 2013a, 2013b, 2014）で言及されている。それぞれが成立に至る必要条件が主眼に置かれていた。必要条件認定のプロセスにおいて何れが有標的なものかという議論は見られなかった。本稿ではタイプ A を有標的なものと考えている。一つの理由は、構造的基礎と意味的基礎の不一致である。この点については、先述の通りである。もう一つは、意味的基礎を成す主述述語文の容認度とずれが見られる点にある。

まずはタイプ B であるが、容認度において主述述語文と大筋において一致する（例(7)(8)は平山 2013a : 102 より引用）。

- (7) 他比我年纪大。(彼は私より年齢が高い) → 他年纪大。(彼は年齢が高い) → 他是不是年纪大?(彼は年齢が高いですか)
- (8) *他比我书有趣。 → *他比我书有趣。 → *他是不是书有趣?

かくの如く、タイプ B と主述述語文は容認度がかなりの確率で一致している。更には、平山 (2013a) では主述述語文の主語 X の後に“是不是”を挿入した反復疑問文とも容認度が一致することが確認されている⁽³⁾。

そもそも主述述語文は X を主語、NW を述語とした主述フレーズである。主述フレーズの判断基準として、反復疑問文への変換可否は先行研究でもよく見られる手法である (朱德熙 1982 : 97 ; 李临定 1985 : 66)。例えば場所詞から始まる“北京是首都→北京是不是首都?”“教室里在上课→教室里是不是在上课?”と“马上去→*马上去不去?”というフレーズを例にとると、前者二例は反復疑問文に変換可能である。よって主述フレーズと認定される。一方後者一例は変換不可となる。主述フレーズとは認定されない。先述の主述フレーズの認定基準に従えば、主述述語文の主語の後に“是不是”が挿入可能となるのは必然となる。更には、反復疑問文“X 是不是 NW ?”の形成には主述述語文の構成規則がそのまま作用していると判断される。

議論を“比”構文に戻したい。先に述べた通りタイプ B は“X 是不是 NW ?”と容認度において基本的に一致している。それは“是不是”同様、“比 Y”が主述述語文 XNW の判定機能を有することを表す。更には、比較文の形成にも主述述語文の構成規則がそのまま作用している。

タイプ B 同様、タイプ A も意味的には主述述語文を基礎としている。

(3) X, N, W によって組み合わせられた文の成立容認度がタイプ B や“是不是”を用いた反復疑問文と一致しないこともある。この場合、成立した文は主述述語文 XNW 以外の構文 (例えば XN を主語とした主述文) となる (3.2., 4.2. の議論を参照)。

よって、両者の成立容認度は一致することが推測される。実際大筋において一致が見られる（詳細は第3章の議論を参照）。しかし、一部不一致も確認される。

(9) A. 現在の学生比过去时髦。B. ^{??}现在比过去学生时髦。

(10) A. 今年的玉华比去年能干多了。B. *今年比去年玉华能干多了。

上に挙げた例ではタイプ B の容認度はかなり低い。しかしタイプ A は高い容認度を示す。主述述語文 XNW の構成規則が大きく反映しているとは言い難い。

以下本論では、次の点に主眼を置き議論を進める。

- (一) 領有者比較文タイプ A の成立に対し、主述述語文は如何なる形で作用しているのか。
- (二) 例(9)(10)のような状況でタイプ A が成立するのは如何なる要因からか。
- (三) (一)(二)に対して如何に整合性を持った説明を加えることができるのか。

2. 研究手法

先述の通り、平山（2013a）によるとタイプ B と主述述語文の成立容認度には相関関係が見られる。その成果を土台に、タイプ A の分析を進める。以下二点が主な着眼内容となる。

2.1. 領有者 X/Y と被領有者 N の領属関係

第1章言及の通り、領有者比較文は主述述語文 XNW を基礎としている。更には X と N は領属関係を表している。当然、基礎となる主述述語文でも大主語 X と小主語 N は領属関係を表す。通常大主語と小主語が当該関係を表すペアは主述述語文の典型と考えられている（邵敬敏他

2009: 150)。それでは、本稿で議論する主述述語文 XNW 及び領有者“比”構文に展開される「領属」の諸相は如何なものだろうか。

“比”構文における領有者 X/Y と N の領有関係は、马真 (1986a, 1986b, 2016) で詳しく述べられている。平山 (2013a) でも大筋において踏襲されている。本稿でも、同様の基準に基づいて考察する。タイプ B の成立状況と対比すると、タイプ A の傾向性は次のように整理される。

●タイプ B と容認度が一致 = 主述述語文の形成メカニズムが大きく反映)

〈文成立の容認度が高いペア〉

- [1] “属性关系” (属性関係) : 事物と (能力, 性質を含めた) 属性との関係。例) 他的年纪 (彼の年齢)
- [2] “隶属关系” (隷属関係) : 有機的に結びついた全体と部分の関係。例) 他的眼睛 (彼の目)
- [3] “准领属关系” (准占有関係⁽⁴⁾) : 人とある種技能との関係。例) 他的围棋 (彼の囲碁)

〈文成立の容認度が低いペア〉

- [4] “质料关系” (原料関係) : 製品と原料の関係。例) 木头的桌子 (木製の机)
- [5] “类属关系” (類属関係) : 事物とその特徴との関係。例) 百年的树 (百年の木)

(4) 马真 (1986a, 1986b, 2016) の“领属关系”は本稿で示す「領属関係」と比べ狭義のものを指す。用語の混乱を防ぐ為、本稿では“准领属关系”を「准占有関係」と訳出する。

〈文成立の容認度高低が状況によって異なるペア〉

- [6] “**領属关系（占有関係⁽⁵⁾）**”：分離可能な領有と被領有の関係。
例) 我们的狗（私達の犬）
- [7] “**亲属关系（親族関係）**”：親類関係を含めた、友人関係、社会的上下関係等の幅広い人間関係。例) 他的姐姐（彼のお姉さん）、我的年纪（私の友人）

●タイプ B と容認度に不一致が見られるペア = 主述述語文の形成メカニズムが断片的に反映

- [8] “**时地关系（時地関係）**”：事物と事物の存在する時間或いは場所との関係 例) 今年的气温（今年の気温）

2.2. N の意味節点としての作用

次に、主述述語文の領有者 X と被領有者 N に W を加えた三者の関係性を見て行きたい。当該構文において、述詞性語句 W は被領有者 N の性質を表す。よって、被領有者 N と直接的な関係を持つ成分となる。領有者 X/Y は被領有者 N という媒介を通して間接的に述詞性語句 W と関係が結ばれる（杨成凯 1997；袁毓林 2008）。媒介作用について、本稿では袁毓林（2008：116）の意味節点（语义节点）という概念を拠り所としたい。以下の例文を見られたい（例(11)(12)は袁毓林 1994：247 より引用）。

(11) 王小明**眼睛**瞎了。（王小明は目が失明した）

(12) 李伟**性格**很开朗。（李偉は性格が明るい）

袁毓林（1994）によると、例(11)(12)において大主語 X（“王小明”“李伟”）という情報がインプットされ、[人]という意味特徴が活性化される。その上で、[目、性格]等の情報が拡散的活性化されているとある。

(5) 注(4)と同様の理由で“領属关系”は「占有関係」と訳出する。

更に、袁毓林（2008：33-35）では脳内の意味貯蔵がネットワーク方式で構成され拡散的活性化が行われるとする。被領有者 N の選択には領有者 X だけでなく、述詞性語句 W から活性化が行われる。その結果双方の活性化による合致が必要、最後に合致したものが意味節点として作用してくる、と主張している。

議論を比較文のタイプ A に移すと、邵敬敏（1990）でも同様の観点が示されている。述詞性語句 W の領有者 X との関係性の有無が文成立に大きく関わる事が主張されている。当該タイプの成立条件について、马真（1986a, 1986b, 2016）、平山（2010, 2011, 2013b, 2014）で詳細な議論は見られる。一方で、邵敬敏（1990）で指摘した W との関連性まで深く考察したものは見ることがない。この点を鑑みても、被領有者 N の意味節点機能は領有者比較文の成立可否を論ずる上でも無視することができない。

3. タイプ B と容認度が一致するタイプ

まずは、タイプ A の成立可否がタイプ B と一致するタイプを見ていく。これは同様に、主述述語文の成立可否と一致することにもなる。大きく合わせて三種類に分けられる。

3.1. 文成立の容認度が高いペア

該当ペアは、[1] 属性関係、[2] 隷属関係、[3] 准占有関係、となる。

3.1.1. [1] 属性関係

- (13) A. 他的年纪比我大。(彼の年齢は私より高い)
B. 他比我年纪大。(彼は私より年齢が高い)
XNW：他年纪大。(彼は年齢が高い)

(14) A. 他的脾气比你好。(彼の気立てはあなたより良い)

B. 他比你脾气好。(彼はあなたより気立てが良い)

XNW: 他脾气好。(彼は気立てが良い)

上の例ではタイプ B 同様タイプ A の容認度も高い。主述述語文 XNW の発展型式と見なすことができる。属性要素はその領有者という全体を構成する上で密接不可分の抽象的付随要素（部分）となる。よって領有者 X/Y と被領有者 N は「全体—部分」関係と見なされる。この場合、NW（“年纪大”（年齢が高い），“脾气好”（気立てがよい））という命題は、領有者 X/Y（“他／我”“他／你”）という認知領域（cognitive domain）の存在を前提とする。被領有者 N の意味節点としての性格が見出しやすくなる。

3.1.2. [2] 隸属関係

当該ペアは、領有者 X/Y と被領有者 N の間に「全体—部位」の関係性を有す。

(15) A. 他的眼睛比你大。(彼の目はあなたより大きい)

B. 他比你眼睛大。(彼はあなたより目が大きい)

XNW: 他眼睛大。(彼は目が大きい)

(16) A. 孩子的皮肤比大人嫩。(子供の皮膚は大人より柔らかい)

B. 孩子比大人皮肤嫩。(子供は大人より皮膚が柔らかい)

XNW: 孩子皮肤嫩。(子供は皮膚が柔らかい)

先述の如く、隸属関係における被領有者 N は領有者 X/Y における部位を表す。述詞性語句 W（“大”“嫩”）は身体部位である被領有者 N（“眼睛”“皮膚”）の性質を表す。身体部位は明確な外延を有する。一方で、その地位は更に大きな外延を有する認知領域（全体）の存在によって保証される。更には、身体部位の特徴はその領有者のイメージ形成にも寄与する。それは、領有者 X/Y と述詞性語句 W が間接的に関係性を持つことを

意味する。必然的に、被領有者 N の意味節点としての機能が浮かび上がる。更には、領有者 X/Y と被領有者 N には「全体と属性部分」という関係性が見出される⁽⁶⁾。

3.1.3. [3] 准占有関係

このグループにおける被領有者 N は領有者 X/Y の技能を表す。

(17) A. 他的围棋比我下得好。(彼の囲碁は私より打つのが上手だ)

B. 他比我围棋下得好。(彼は私より囲碁を打つのが上手だ)

XNW: 他围棋下得好。(彼は囲碁を打つのが上手だ)

(18) A. 小周的小提琴比小李拉得好。(周君のバイオリンは李君より演奏するのが上手だ)

B. 小周比小李小提琴拉得好。(周君は李君よりバイオリンを演奏するのが上手だ)

XNW: 小周小提琴拉得好。(周君はバイオリンを演奏するのが上手だ)

技能もヒトの有する属性である。“NV 得怎么样”という認知には、領有者 X/Y (“他 / 我” “小周 / 小李”) という認知領域の存在が不可欠となる。以上、N の意味節点と X/Y と N による「全体と属性部分」の関係が見出される。

(6) 被領有者 N の外延性の濃淡は、主述述語文の省略度にも影響される。袁毓林 (1994) では、心理属性と物理属性を表す成分を比較すると、前者は省略されやすく、後者は低くなりやすいとある (他心里非常难受。(彼は心の中が非常にづらい) → 他非常难受 (彼は非常にづらい); 他肚子非常难受。(彼はお腹が非常にづらい) → *他非常难受 (彼は非常にづらい))。

3.2. 文成立の容認度が低いペア

3.2.1. [4] 原料関係

(19) A. *木头的桌子比铁轻。

B. *木头比铁桌子轻。

XNW: 木头桌子轻。(XNW' ⁽⁷⁾) (* 木は机が軽い→木の机は軽い)

(20) A. ^{??}尼龙的衣服比棉布耐穿。

B. *尼龙比棉布衣服耐穿。

XNW: 尼龙衣服耐穿。(XNW') (* ナイロンは服が丈夫だ→ナイロンの服は丈夫だ)

上掲の関係において、NW (“桌子轻” “衣服耐穿”) の認知に X/Y (“木头 / 铁” “尼龙 / 棉布”) という材質は土台となり得ない。逆に X/Y の認知には N の認知を必要とする。被領有者 N は意味節点とはなり得ない。また属性部分の機能も認知できない。X, N, W から構成される文が中国語として正しくても、主述述語文 XNW としての読みは厳しくなる。XN (“木头桌子” “尼龙衣服”) を主語とした主述文と判断される⁽⁸⁾。

(7) XNW' は、X, N, W の配列によって組み合わされた主述述語文 XNW 以外の文を表す。X, N, W の配列には主述述語文としては容認できなくても、XNW' としては成立或いは容認度の比較的高い場合もある。その場合 (XNW') (‘XNW’) のように記す。

(8) 連体修飾語の“的”の有無には様々な要因が絡んでくる。その主たる要素として領属関係を表すのか、属性様態を表すかという点が挙げられる。例えば“狐狸的尾巴” (狐の尾) は前者を表す。“狐狸尾巴” (化けの皮) は後者を表す (朱德熙 1982 : 143)。(19) (20) の X/Y である材質は N の属性を表す。朱德熙 (1982 : 143) の指摘と合致した現象と言える。

3.2.2. [5] 類族関係

- (21) A. *百年的树比十年粗。(*100 年の木は 10 年より太い)
B. *百年比十年树粗。(*100 年は 10 年より木が太い)
XNW : *百年树粗。(?XNW') (*100 年は木が太い → 100 年の木は太い)
- (22) A. ??四个腿的桌子比三个腿贵。(四本足の机は三本足より高価だ)
B. ??四个腿比三个腿桌子贵。(四本足は三本足より机が高価だ)
XNW : ??四个腿桌子贵。(?XNW') (*四本足は机が高価だ → 四本足の机は高価だ)

上掲の例も、原料関係と同様の説明が成される。X/Y に表される特性は被領有者 N の存在が土台となる。よって、比較文及び主述述語文は何れも成立が難しくなる。仮にタイプ B から “比 Y” を取り去った形が中国語として成立しても主述述語文とは見なされない。XN を主語とした主述フレーズとしか捉えようがない。以上、N の意味節点の機能は見いだせない。更には、X/Y に対する属性部分としての性質も認定できない。

3.3. 文成立の容認度高低が状況によって異なるペア

3.3.1. [6] 占有関係

当該タイプにおける被領有者 N は譲渡可能な占有物を表す。

- (23) A. *小王的面包比小李好吃。
B. *小李比小王面包好吃。
XNW : *小李面包好吃。
- (24) A. *我的书比你有趣。
B. *我比你书有趣。
XNW : *我书有趣。

被領有者 N は、明確な外延を有する。NW (“面包好吃”) という事態は領有者 X/Y の性質を表していない。被領有者 N の意味節点機能及び領有

者 X/Y との「全体—属性部分」関係を見出すことができない。同時に、領有者比較文と主述述語文の不成立との相関関係が見出せる。

一方、述詞性語句 W が“多”の場合、容認度が大幅に上昇する（楊成凱 1997；木村 2002；馬真 1986a, 1986b, 2016；平山 2010, 2011, 2013a, 2013b, 2014）。

(25) A. 張三的衣服比李四多。(張三の服は李四より多い)

B. 張三比李四衣服多。(張三は李四より服が多い)

XNW：張三衣服多。(張三は服が多い)

(26) A. 他的獎品比我多。(彼の賞品は私より多い)

B. [?]他比我獎品多。(彼は私より賞品が多い)

XNW：他獎品多。(彼は賞品が多い)

そもそも、ある所有物の多寡はその所有者の漠然とした内面性を推し量る手がかりとなる（(25)では「服飾愛好家」「お洒落だ」、(26)では「優れた能力を持っている」等）。被領有者 N は一種の属性要素を表す。以上、被領有者 N の意味節点機能と領有者 X/Y との間に「全体—属性部分」関係が見出せる。

但し、このペアにおける文成立の必要条件（N の意味節点機能と X/Y と N の「全体—属性部分」関係）に対する認知フレームは、[1] 属性関係、[2] 隸属関係、[3] 准占有関係、のものとは異なる。これらのペアでは、X/Y と N の語彙的意味に依る部分が大きい。一方で例(25)(26)においては W（“多”）の果たす役割がより大きくなる。言わば、“XN 多 / YN 多”という構文的意味（constructional meaning）が大きく作用している。意味接点機能と「全体—属性部分」関係の認知フレームという点から見ると、上述の構文的意味により、[1][2][3]というプロトタイプからの拡張が行われたということになる。一方で、その拡張も主述述語文という枠組内で展開されたものである。タイプ A の成立条件が主述述語文を土台とする点では先述のペア [1][2][3] と共通性を持つ。

3.3.2. [7] 親族関係

(27) A. *你的姐姐比小王漂亮。

B. *你比小王姐姐漂亮。

XNW : *你姐姐漂亮。(XNW') (*あなたは姉がきれいだ→あなたの姉はきれいだ)

(28) A. *王老师的学生比杨老师活跃。

B. *王老师比杨老师学生活跃。

XNW : *王老师学生活跃。

当該グループにおける親族関係は親類関係を始め、友人、職場の上下等幅広い人間関係を表す。領有者比較文の成立は困難が生じる。よってXNWの成立如何に関わらず、主述述語文を土台とした発展関係は見いだせない⁽⁹⁾。親族関係においても被領有者N(“姐姐”“学生”)の有する性質は領有者(“你/小王”“王老师/杨老师”)とは別物、と捉えるのが自然な読みとなる⁽¹⁰⁾。必然的にNの意味節点機能と領有者X/Yとの間に「全

(9) 注(10)で言及した内容とも関連するが、(27)に挙げた“你姐姐”は文脈的に要素により「あなたは妹が」という読みの可能となる場面も存在するかもしれない。但し「彼の妹」の方が自然な読みとなる(母語話者の語感に合致している)ことは、本文中の議論の他にも①「XNが「人称代名詞+家族関係」の場合“的”が省略可」(例.“我的妹妹/我妹妹”, “他的妈妈/他妈妈”)という説明は多くの初級教科書で目にすることができる、②当該ペアのXN(“我妹妹”“他妈妈”)については多く連体修飾という枠組で議論が展開されている(杉村2001; 張敏1998: 339-361)、等諸々の要素からも推察される。

(10) 本文中で「自然な読み」という表現を用いたが、言語環境が与えられれば、述詞性語句WがX/Yの性質を表すという読みも可能となり得る。例えば“他母亲病了”という例は、「彼のお母さんは病気になった」以外にも「彼はお母さんが病気になった」という意味も表す(徐烈炯, 刘丹青2018: 52)。更には、領有者Xの後にポーズが置かれると、領有者Xと述詞性語句Wの関係性が浮き彫りになる〔例. 我啊, 孩子比他大, 年纪可比他小(私は、子供が彼[の子供]より大きい、年齢は彼[の子供]より若い)〕(朱德熙1982: 90)。

体一属性部分」関係は見いだせない。

一方、述詞性語句 W が“多”となった場合である。〔6〕の占有関係同様、容認度も上昇する。

(29) A. [?]我的朋友比你多。(私の友人はあなたより多い)

B. [?]我比你朋友多。(私はあなたより友人が多い)

XNW: 我朋友多。(私は友人が多い)

(30) A. [?]我的孩子比你多。(私の子供はあなたより多い)

B. [?]我比你孩子多。(私はあなたより子供が多い)

XNW: 我孩子多。(私は子供が多い)

上掲例の容認度上昇は、占有関係と同様の要素が見出せる。人間関係の多寡は領有者 X/Y の内面や境遇を浮かび上がらせる。よって被領有者 N には意味節点としての機能が見出せる。更には、領有者 X/Y との「全体一属性部分」としての関係を認めることができる。また、このペアにおける意味節点機能と「全体一属性部分」関係に対する認知フレームも、“XN 多/YN 多”という構文的意味 (constructional meaning) によるものである。タイプ A の成立にも、認知フレームのプロトタイプからの拡張が見出せる。この種の拡張が主述述語文という枠組を土台として展開する点は 3.3.1. で述べた通りである。

4. タイプ A の容認度がタイプ B と一致しないペア

当該ペアは、〔8〕時地関係が該当する。被領有者 N の性質により状況が異なる。

4.1. 被領有者 N が外延性を持たないタイプ

被領有者 N が明確な外延を持たない場合、タイプ B 及び主述述語文の容認度も高くなる。

(31) A. 今年的气温比去年高。(今年の気温は去年より高い)

B. 今年比去年气温高。(今年は去年より気温が高い)

XNW: 今年气温高。(今年は気温が高い)

(32) A. 西北的地势比东南高。(西北の地形は東南より高い)

B. 西北比东南地势高。(西北は東南より地形が高い)

XNW: 西北地势高。(西北は地形が高い)

当該タイプにおける被領有者 N (“气温” “地势”) は輪郭が不明瞭である。よって、NW (“气温高” “地势高”) という命題の充足には、領有者という認知領域が不可欠である。言わば、時間や場所に付随した属性要素と見なされる。被領有者 N には意味節点の機能が見出される。更には、領有者 X/Y との間に「全体—属性部分」という関係性も読み取ることができる。

4.2. 被領有者 N が外延性を有するタイプ

被領有者 N が明確な輪郭を有す場合、主述述語文 XNW をベースとした拡張関係を見出しにくい。

4.2.1. 領有者が場所を場合

(33) A. 家乡的菜比外地好吃。(ふるさとの料理はよその土地よりおいしい)

B. 家乡比外地菜好吃。(ふるさととはよその土地より料理がおいしい)

XNW: *家乡菜好吃。(XNW') (*ふるさととは料理がおいしい)
→ ふるさとの料理はおいしい)

(34) A. 北京的马路比天津宽。(北京の大通りは天津より広い)

B. 北京比天津马路宽。(北京は天津より大通りが広い)

XNW: *北京马路宽。(XNW') (*北京は大通りが広い→北京

の大通りは広い)

上掲の例(33)(34)におけるタイプ B は容認度が低い。よって中国語としての容認度が高くても、主述述語文 XNW とは考えづらい。被領有者 N は領有 X/Y の属性部分を表していると言えなくもない。例えば(33)の“菜”(料理)はそれぞれの地域生活に必要な不可欠な要素である。(34)の“马路”(大通り)は各都市を特徴づける建造物の一種である。

一方で、領有者 X/Y は被領有者 N の属性としての要素も合わせ持つ。(33)の“菜”は往々にして、それぞれの地域独特の味付けや文化背景を併せ持つ。特に“家乡菜”(郷土料理)、“外地菜”(よその土地)の料理のように語彙化した表現が見られることから分かりやすい。同様に、(34)の“马路”(大通り)等建造物に関しても形状や大きさなど特性の差異が現れてくる。タイプ B 及び主述述語文としての認定に困難が出るのは、先述の要素(X/Y が N の属性と認識される)が色濃く表れた現象と解釈される。

一方で、タイプ A の容認度は大幅に上昇する。この点は領有者 X の後に“的”が挿入されることで、「X/Y は属性」という読みが排除される⁽¹¹⁾。そして、両者に「全体—部分」という関係性が見出しやすくなったと考えられる。同時に、被領有者 N の意味節点としての機能も見出しやすくなる。

また、上掲の例におけるタイプ A の成立は主述述語文の作用によるものではない。“X 的 N 比 YW”というタイプ A の構文的意味 (constructional meaning) の作用によるものと見なされる。意味節点機能と「全体—属性部分」関係の認知フレームが、主述述語文を跳び越えて、タイプ A という領有者比較文まで拡張されたという周縁的な例と捉えられる。

(11) 領属関係 XN と“X 的 N”の違いは、注(8)を参照。

4.2.2. 領有者が時間を表す場合

まずは、被領有者 N が特定の同一人物となる例である。

(35) A. 今年的玉华比去年能干多了。(今年の玉華は去年よりずっと有能だ)

B. *今年比去年玉华能干多了。(今年は去年より玉華がずっと有能だ)

XNW : *今年玉华能干多了。(XNW') (*今年は玉華がずっと有能だ→今年玉華はずっと有能だ)

(36) A. 十年前的我要比现在更糊涂。(十年前の私は現在よりずっと愚かだ) (刘月华等 2019 : 835)

B. *十年前比现在我更糊涂。(十年前は現在より私がずっと愚かだった)

XNW : *十年前我更糊涂。(XNW') (*十年前は私がずっと愚かだった→十年前私はずっと愚かだった)

当該例におけるタイプ A の成立容認度の高さは馬真 (1986a, 1986b, 2016) 以外に刘月华他 (2019 : 835) に言及が見られる。一方で、タイプ B は成立不可となる。よって XNW は中国語として成立しても、主述述語文としては考えづらい。

ここまでタイプ B の成立と主述述語文をベースとした拡張関係を認定する要素として、N に意味節点と属性部分の機能があることを主張してきた。この点を踏まえて被領有者 N の特徴を考えてみたい。(35)の“玉华”(玉華), (36)の“我”(私)は特定人物である。その存在は“今年”(今年), “去年”(去年)や“十年前”(10 年前), “现在”(現在)という時間軸から自然に推察されるものではない。また成立グループ〔例, (13)の“他的年纪”(彼の年齢), (15)の“他的眼睛”(彼の目)〕における被領有者 N (“年纪”“眼睛”)は属性を表す。領有者 (“他”)と異なり具体的な輪郭がプロフィールされることはない。一方, (35)(36)における N (“玉

华”，“我”）は明確な輪郭を有し，“今年／去年”“十年前／現在”に対する属性要素と捉えるには難がある。その特徴が，タイプ B が高い容認度を示せない，即ち主述述語文からの発展関係が見出しにくい点と繋がってくる。それでは，タイプ A の容認度の高さは如何なる要因が作用しているのか。平山（2011, 2013b : 112）では「ヒトという範疇の構成メンバー」と捉えられ為との主張がある。しかし何故タイプ A の中でも「ヒトという範疇の構成メンバー」という抽象的側面が際立つのか，合理的な説明が見られない。この問題に対して，①被領有者 N の位置づけ，②構造助詞“的”の影響力，③述詞性語句 W の時間的特徴，から解明を試みたい。

まずは被領有者 N の性格である。領有者 X/Y はそれぞれ時間軸上の一点である。ある時間の存在は物ではなく事件性を参照点としてより強く印象付けられやすい。よって，被領有者 N が NW という事柄の参照点として認知されれば容認度も高くなることが推測される。平山（2011, 2013b : 113）では，タイプ A における被領有者 N について「話者の中にある時間に対する何らかのイメージを与えた要素になっている」という主張が見られる。本稿の主張と照らし合わせると「何らかのイメージを与える」というのは「NW が際立った事件性を示す」ことに繋がる。事件の主体が明確であるほど事件事態の際立ちもより高くなる。

上述の点を踏まえた上で，述詞性語句 W を観察したい。述詞性語句は時間特性から二種類に分けられる。一方は個体述詞（個体谓词，individual-level predicate）である。その描写対象はある個体の属性を表す。ある種の永続性と常態性を有す。もう一方は段階述詞（階段谓词，stage-level predicate）である。その描写対象は，時間軸上特定の非恒常的なものとなる（Carlson 1977, 1989；徐烈炯 1999 : 179-180；胡建华，石定栩 2005；刘丹青 2002, 2018；寇鑫，袁毓林 2019⁽¹²⁾）。当グループにおける領有者

(12) “individual-level” と “stage-level” の二種の中国語訳について，“个体谓

は X/Y という時間軸上の異なる点にある。対応する述詞性語句 W も一過性の様相（状態）を呈す。その結果、段階述詞としての要素を帯びてくる⁽¹³⁾。個体述詞と逆に、段階述詞は類を表す主語との相性が悪く、特定性や限定性を帯びた主語との相性が良い（劉丹青 2018：11）⁽¹⁴⁾。段階述詞の性格からすれば NW を形成する上掲例“玉华”，“我”は絶好の相性となる。

次に構造助詞“的”の影響に言及する。成立グループの“X 的 N”（他的年纪；我的眼睛；小周的小提琴）について自体は限定性（definite）を表す。一方で，N 自体は“X 的 N”という構造の中では抑制を受けるが，裸名詞としては類を表す。類は内包をプロファイルし外延を抑制するという特徴を持つ（劉丹青 2002：411）。この点は「属性部分」という発想にも自然と繋がりやすい。然るに，“玉华”“我”等特定（specific）の人物になると「属性」とは連想しにくい。領有者 X/Y と被領有者 N の語彙の意味だけでは領属関係を示すのに困難をきたす。当然「全体—部分」関係を表すにも大きな溝が生じる。これに対して“的”の機能により，領属関係という一定の意味整合が保証される。同時に「全体—部分」関係の解釈

詞”“阶段谓词”の他に劉丹青（2002, 2018）では“属性谓语（属性述語）”，“事件谓语”（事件述語）という訳出が見られる。本稿では大多数の先行研究と同様前者の表現を用いる。

- (13) 比較文で用いられる W には多く形容詞が用いられる。形容詞はその性質上多く個体述語と連想される。一方で，劉丹青（2018：5）では形容詞も文脈的要素等から段階述語と判断されることが指摘されている。例えば「大阪府豊能郡能勢町山辺の住民から十日夜，「水道の水が石油臭い」という苦情が十数件，同町役場に相次いだ」という文において「油臭い」はある一時の臨時的な状態を表す。よって，段階述語と判断される。
- (14) 劉丹青（2018：11）から例を挙げておく。例えば“陕西人爱吃面食。（陕西の人は小麦粉食品を食べるのを好む）/*陕西人吃了面食。”という例において，“陕西人”は類を表すので個体述詞“爱吃面食”と結びつく。一方段階述詞“吃了面食”（小麦粉食品を食べた）とは結びつかない。

も施しやすくなる。更には、先に述べた段階述詞 W の機能が合わさり、被領有者 N の事件性という属性要素の側面が浮き彫りになる。

以上、構造助詞“的”の機能と W の段階述詞としての機能が合わさり、被領有者 N は意味節点としての機能を発揮しやすくなる。更には、被領有者 N は事件性という属性要素を帯びる。その結果“X 的 N 比 YW”という構文的意味が文の成立度を高めた現象と言える。以上の例においても、意味節点と「全体—属性部分」関係の認知には主述述語文という枠組を越えた“X 的 N 比 YW”への拡張が見出せる。

以下は、被領有者 N が一般名詞の場合である。

- (37) A. [?]今天的报纸比昨天有意思。(今日の新聞は昨日より面白い)
 B. *今天比昨天报纸有意思。(今日は昨日より新聞が面白い)
 XNW: *今天报纸有意思。(XNW') (*今日は新聞が面白い→
 今日の新新聞は面白い)

- (38) A. 现在的学生比过去时髦。(現在の学生は過去よりモダンだ)
 B. [?]现在比过去学生时髦。(現在は過去より学生がモダンだ)
 XNW: ^{??}现在学生时髦。(XNW') (*現在は学生がモダンだ→
 現在の学生はモダンだ)

上掲例においても、タイプ B の容認度は高くない。XNW が成立しても、主述述語文ではなく、領有者 X (“今天”“現在”) を状語とした連用修飾フレーズと判断される。タイプ B と主述述語文の成立度に難が生じるのは、X/Y と N の語彙の意味から属性部分的要素の感じられない点にある。例えば(37)を見ると、現代社会において新聞は 1 日 1 日の生活における発行物である。(38)の“学生”についても、各時代における学校教育と学生の存在は想像に難くない。但し一方で、これらはある時間を構成する必要不可欠な要素とは言い難い。領有者 X/Y より輪郭が明瞭である。よって、語彙の意味だけで N の意味節点や領有者 X/Y との「全体—属性部分」の関係を見出しにくい。

これに対して、“的”を用いることで「全体—部分」としての立ち位置が浮かび上がる。次にNWの事件性として考察したい。“X 的 N”という構造自体は限定性を表す。よって、段階述詞 W と一定の相性を持つ。N は NW という事態の認知参照点として読みとりやすくなる。実際タイプ A の容認度も全般的には高くなる。但し、一方で場合によっては完全容認とまでは至りにくい。“X 的 N”が特定性を帯びる一方、被領有者 N の語彙的意味そのものは類を表す。その要素が“X 的 N”という構造内においても段階述詞 W との相性度を幾分下げる要因となり得る。

以上、(37)(38)においても、“X 的 N 比 YW”という構文的意味の影響力が見出せる。先の構文的意味により、被領有者 N は意味節点として機能する。そして、領有者 X/Y と被領有者 N の間に「全体—属性部分」関係が形成される。更には上述の意味節点機能と「全体—部分」関係に認知には、主述述語文という枠組を跳び越えた拡張が見出せる。上掲の例(37)(38)も周縁的なものとなる。

5. 結 論

本稿では、タイプ A の形成メカニズムについて主述述語文との形成メカニズムを指標として議論を展開した。更には、タイプ B が“是不是”を用いた反復疑問文同様主述述語文の判定基準になり得るという性格を生かして、分析を行った。そして、タイプ A の成立には被領有者 N による意味節点機能、領有者 X/Y と被領有者 N の「全体—属性部分」関係が鍵となることが発見された。具体的プロセスは、以下の三種となる。

- (一) X/Y と被領有者 N の語彙的意味から被領有者 N の属性的性格が見出される。その結果、意味節点と「全体—属性部分」関係が認定される。その形成メカニズムは主述述語文のものを基礎とする〔1〕属性関係、〔2〕隷属関係、〔3〕准占有関係、

一部〔8〕時地関係）。

- (二) 領有者 X/Y と被領有者 N の語彙的意味からは被領有者 N の属性要素が強く見出されない。属性関係を見出すには“XN 多/YN 多”という構文的意味の補助が必要となる。その結果、意味節点と「全体—属性部分」関係が形成される。その認知フレームは主述述語文という範囲内で拡張が生じている（〔6〕占有関係, 〔7〕親族関係）。
- (三) 被領有者 N の属性要素は領有者 X/Y と被領有者 N の語彙的意味, “XNW/YNW” という構文的意味からも見出すことができない。タイプ A の成立に主述述語文を土台とした拡張関係は見いだせない。意味節点と「全体—属性部分」関係の認定には主述フレーズという枠組みを跳び越える。その結果, “X 的 N 比 YW” という構文的意味が直接作用する（一部〔8〕時地関係）。

以上, 意味節点と「全体—属性部分」関係の認知フレームは, 主述述語文を巡り, (一) (二) (三) の順にプロトタイプから周縁的なものへの拡張を辿っている。

参考文献

(中国語)

范晓主编 (1998) 《汉语的句子类型》, 太原: 书海出版社。

胡建华, 石定栩 (2005) 完句条件与指称特征的允准 《语言科学》第 5 期。

寇鑫, 袁毓林 (2019) 违反复杂名词短语限制的语义条件及其语用解释 《汉语言学报》第 2 期。

李临定 (1985) 主语的语法地位 《中国语文》第 1 期。

刘丹青 (2002) 汉语类指成分的语义属性和句法属性 《中国语文》第 5 期。

刘丹青 (2018) 制约话题结构的诸参项——谓语类型, 判断类型及指称和角色 《当代语言学》第 1 期。

刘月华 潘文娉 故韡 (2019) 《实用现代汉语语法 (增订本)》, 北京: 商务印书馆。

- 马真 (1986a) “比”字句内比较项 Y 的替换规律试探《中国语文》第 2 期。
- (1986b) “比”字句新探《アジア・アフリカ言語文化研究》总第 31 期, (陆俭明, 马真著 (1999)《现代汉语虚词散论》, 179-203, 北京: 语文出版社所收)。
- 马真 (2016)《现代汉语虚词研究方法论 (修订本)》商务印书馆。
- 孟维智 (1987) 关于一个“比”字句的分析,《语文研究》第 1 期。
- 平山邦彦 (2010) “他比我年纪大”类的“比”字句——兼谈“他的年纪比我大”《东方语言学》第 7 辑。
- 平山邦彦 (2011) 汉日比较句“他的年纪比我大”和“彼の年齢は私より上だ”《汉日对比研究论丛》第 2 辑。
- 平山邦彦 (2013a) 谈主谓谓语句——以“他比我年纪大”类“比”字句为切入点《汉语语法研究的新拓展 (六)》, 上海: 上海教育出版社。
- 平山邦彦 (2014) 论“他的年纪比我大”类“比”字句《汉语学习》第 3 期。
- 杉村博文 (2001) “我妹妹”和“我的妹妹”的位置《现代中国語研究》创刊·第 2 期, 东京: 朋友书店。
- 邵敬敏 (1990) “比”字句替换规律刍议《中国语文》, 第 6 期。
- 邵敬敏, 任芝镔, 李家树, 税昌锡, 吴立红 (2009)《汉语语法专题研究 (增订本)》, 北京: 北京大学出版社。
- 徐烈炯 (1999) 名词性成分的指称用法, 载徐烈炯主编《共性与个性——汉语语言学中的争议》, 北京: 北京语言文化大学出版社。
- 徐烈炯, 刘丹青 (2018)《话题的结构与功能 (增订本)》, 上海: 上海教育出版社。
- 许国萍 (2007)《现代汉语差比范畴研究》, 上海: 学林出版社。
- 杨成凯 (1997) “主主谓”句法范畴和话题概念的逻辑分析——汉语主宾语研究之一《中国语文》, 第 4 期。
- 袁毓林 (1994) 一价名词的认知研究,《中国语文》第 4 期。
- 袁毓林 (2008) 面向当代科技的语言研究的理论方法《基于认知的计算机语言学》, 北京: 北京大学出版社。
- 张敏 (1998)《认知语言学 & 汉语名词短语》, 北京: 社会科学出版社。
- 张旺熹 (1993) 主谓谓语句的语义模式《世界汉语教学》第 3 期。
- 朱德熙 (1982)《语法讲义》, 北京: 商务印书馆。
- (1983) 关于“比”字句《语法研究和探索 (一)》, 北京: 北京大学出版社。

（日本語）

木村英樹（2002）中国語二重主語文の意味と構造，西村義樹編『認知言語学Ⅰ：事象構造』，東京：東京大学出版会。

平山邦彦（2013b）中国語の領属性“比”構文について，『拓殖大学 語学研究』第 129 号。

（英語）

Carlson, Gregory N. 1977 Reference to kinds in English .Ph.D. dissertation, University of Massachusetts, Amherst.

Carlson, Gregory N. 1989 On the semantic composition of English generic sentences. In Gennaro Chierchia, Barbara H. Partee & Raymond Turner (eds.) *Properties, Types and Meaning. Vol. II: Semantic Issues*, 167-192. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.

〔付記〕

本稿は“第十届现代汉语语法国际研讨会（The 10th International Conference on Contemporary Chinese Grammar (ICCCG-10)）”における口頭発表に加筆修正を加えたものである。また，平成 31 年度言語文化研究所研究助成の成果である。

（原稿受付 2020 年 6 月 23 日）

〈論 文〉

A Study of Demotivators for High School Students in Japan

Yoshio HOSAKA

Abstract

In this study, private high school students were surveyed to examine how and when they lost motivation to learn English. Demotivation is one of the most serious problems in English education in Japan at junior and senior high schools, although motivation has been the focus of much research in the L2 acquisition for a long time (Tsumura, 2010a, p. 27).

The results of factor analyses showed that there are three reasons for demotivation: they do not know how to learn English effectively (*Non-strategy*), they do not trust their English teachers (*Distrust*), and they feel the situation of English divide (*Divide*).

According to the *t*-tests, there were no significant results as to all of the 3 factors between male and female students. According to the ANOVA tests, higher motivated students have already mastered how to learn English than lower motivated ones. *Distrust* and *Divide* are common and universal factors regardless of the students' achievements.

Keywords: demotivation, English education, high school students, English divide

1. Introduction

This year 2020 may be the most memorable year for English Education since WW II in Japan. English education now officially starts from 5th grade at public elementary schools. It is expected that English education will change drastically in a few years. In junior high schools, teachers are required, in principle, to teach English through English (TETE) from 2021. In senior high schools, teachers have to help their students prepare for GTEC, or TOEFL, or EIKEN and so on, as entrance exams in place of the Center Test.¹

2. Literature Review

Teachers are earnestly required to teach authentic English from elementary schools to universities in order to make their English classes more communicative. On the other hand, the increase in numbers of demotivated students is a very serious problem (Benesse, 2009). According to Kudoh (2017), MEXT has come to the conclusion that more than 50% of 3rd year-students at junior high schools do not like English class because their teachers focus on the skills of reading and writing.

2.1 The definition of ‘Demotivated’ Learner

According to Dörnyei (2001), a ‘demotivated’ learner is someone who was once motivated but has lost his or her commitment/interest for some reason (p. 142).

2.2 The literature on Demotivated Learners in SLA

It goes without saying that Zoltán Dörnyei is a prominent scholar in the research of motivation and demotivation. He indicates the nine main demotivating factors below (2001, pp. 152-153).

1. The teacher (personality, commitment, competence, teaching method)
2. Inadequate school facilities (group is too big or not the right level; frequent change of teachers)
3. Reduced self-confidence (experience of failure or lack of success)
4. Negative attitude towards the L2
5. Compulsory nature of L2 study
6. Interference of another foreign language being studied
7. Negative attitude towards L2 community
8. Attitudes of group members
9. Coursework

The largest category out of the nine accounts for about 40% of the total frequency of occurrences. It is concerned with the teacher. The result is fully consistent with those reported by other researchers. A further 15% of the occurrences are also concerned with the teacher, although indirectly (p.151).

2.3 Literature Review in Japan

In Japan, there is very little empirical research on demotivators. According to Kikuchi (2014), there are four reasons why many students do not like English: I do not understand English language because of my lack of efforts, I cannot improve English regardless of my efforts, English classes are boring, and I do not like English teachers.

Similarly we can read many teaching practices in the English journals: *New English Classroom* and *The English Teachers' Magazine*. Takiuchi (2016) gives six reasons as demotivators.

1. They cannot understand English class.
2. They cannot listen to English.
3. They cannot understand the spellings of English words.
4. They cannot get high scores in tests.

5. They cannot understand English grammar.
6. They do not like English teachers.

However, I believe that the suggestions may be intuitive rather than empirical because they came to these conclusions, based on judgments from their teaching experiences. Also Takase and Otsuki (2011) suggest that the Grammar Translation Method and the lack of input in junior high English classes may be one of the demotivators, but their conclusions also may not be empirical. There are also some other papers regarding not only the GT method but English grammar itself as a main cause of demotivators (Ogihara, 2013, p.133; Tamura, 2009).

2.4 Empirical Research in Japan

Tsumura (2010b) states that there is not so much research on demotivators in Japan (p.36) and there is little research to make clear how learners are becoming demotivated. He also indicates the three main factors below as demotivators.

1. Difficulty (e.g., teachers use words beyond their students' understanding)
2. Teachers and Environment (e.g., their teaching methods do not fit their students)
3. Aimless (e.g., their students do not understand why they have to learn English)

On the other hand, Hamada (2008) indicates that among neither high school learners nor junior high school learners, the teacher issue is the main cause of demotivation (p.17). She also indicates that as for junior high students English grammar is the most powerful of the several demotivators examined (pp.16-17). The demotivators for high school learners and those for junior high school learners appear to differ in some ways. Course books are considered to be the strongest demotivator for

high school students (p.17).

2.5 Measures against Demotivators

As mentioned before, there is much research on measures to deal with demotivators, based on teaching experiences. Kimura (2017) says that extensive reading may be a solution to demotivators although there are not significant results.

On the other hand, Tamura (2009) suggests that the basic English grammar may be a key to decreasing the number of demotivated students.

3. Objectives

The objectives of this present study are

1. To clarify what kind of factors have produced demotivated learners.
2. To clarify the differences between male and female students in terms of demotivation.
3. To clarify when and why demotivated students are produced.

4. Methods

4.1 Participants

I carried out this research to 1st-year students at a private high school in Saitama Prefecture because many demotivated students are generally produced at junior high schools (Kudoh, 2017; Benesse, 2009). The population of my chosen group was 74 (male students are 37 and female 37).

4.2 Questionnaire

A questionnaire was used to collect the data, which was developed

by Tsumura (2010b) (Appendix 1). It contains 34 items with a seven-point Likert scale (1:strongly disagree – 7:strongly agree). Some described data are added: asking for interest in English, gender and when one has lost interest. I asked the students how they have become demotivated in the retrospective way.

4.3 Factor Analysis

To determine the best items for each of the subscales, exploratory factor analyses were conducted using the principal factor method followed by Varimax rotation. I took into account all loadings $> .40$.

4.4 *t*-test

To examine how the students' demotivation to learn English differed between male and female students, a *t*-test was conducted, with three factor scores.

Table 1 The average data between the genders (SD)

	Male	Female
F1 (Non-strategy)	50.1 (14.9)	49.4 (16.9)
F2 (Distrust)	12.9 (7.1)	13.5 (7.6)
F3 (Divide)	14.1 (6.5)	13.3 (6.0)

4.5 ANOVA

I asked the participants how much they liked English with a five-point Likert scale (1:strongly dislike - 5:strongly like). I classify the students into 3 groups in terms of motivation: upper level students who marked 4 or 5, middle level ones who chose 3, and lower level ones who marked 1 or 2. The descriptive data are below.

Table 2 The descriptive data on motivation

Interest in English	Number
Upper level	29
Middle level	18
Lower level	27
The sum	74

To examine how the students' demotivation to learn English differed among the three groups (upper level, middle level and lower level students), ANOVA was conducted, with 3 factor scores.

5. When Interest in English was Lost

I asked the 27 students with a lower interest in English when they lost their motivation to learn English.

Table 3 The descriptive data on the time of demotivation

Time	Number
Elementary school	4
7th grade	11
8th grade	6
9th grade	4
10th grade	1
No answer	1
The sum	27

6. Results

6.1 Factor analysis

After the exploratory factor analyses, I extracted 3 factors. The result of the analyses yielded three factors, accounting for 54.6% of the variance (Appendix 2).

Factor I obtained loadings from 11 variables. The 5 highest loadings related to the method of studying including learning English. Therefore, I unambiguously labeled this factor UNAWARENESS OF STUDY METHOD (*Non-strategy*).

Factor II obtained loadings from 4 variables. The 2 highest loadings related to teachers themselves. Therefore, I unambiguously labeled this factor DISTRUST IN TEACHERS (*Distrust*).

Factor III obtained loadings from 5 variables. The 2 highest loadings related to costs needed to learn English. Therefore, I unambiguously labeled this factor English divide (*Divide*). Factor III also includes Q12, Q17. The students think that the English classes they take are generally easy, not because they are smart but because the level of their English class is very low. They may have been moved to lower proficiency class at a high school as a result of the entrance exam. Then their English class are generally easy, compared with English classes at academic schools.

6.2 *t*-test

A series of *t*-tests was conducted using gender (male and female) as independent variables, with composite scores of 3 factor scores as dependent variables. There was no significant result as to all of the 3 factors ($p < .05$).

6.3 ANOVA

Additionally, a series of ANOVA tests was conducted using interest

in English as an independent variable, with composite scores of 3 factor scores as dependent variables. A Bonferroni test was conducted as for a multiple comparison.

As for F I (*Non-strategy*), the variances of the three groups were not significantly the same and I used a Dunnett T3 test in place of a Bonferroni test. F I (*Non-strategy*) showed that there was a significant difference between lower level and middle level students ($F(2,71) = 17.3, p = .006$). There was also a significant difference between lower level and upper level students ($F(2,71) = 17.3, p = .000$).

F2 (*Distrust*) and F3 (*Divide*) showed there was no significant difference among the three groups ($p < .05$).

6.4 When Interest in English was Lost

According to Table 3, about 40 % of the surveyed students lost interest in English in the 7th grade. There is no other choice but to admit that we also have a 7th grade gap in English education in Japan. As some researchers state, many students are at a loss about how to use the verb 'to be' and regular verbs correctly at the beginning of the 1st year (Tagawa, p. 269; Shirai, p. 112).

7. Discussion and Conclusion

Judging from the results above, I can draw some conclusions, which will decrease the number of demotivated students and improve the quality of English Education in Japan.

- (1) The most important cause of demotivation is that students feel at a loss about how to learn including in English class. Teachers should tell how to preview and review English classes in advance as early as in the 7th grade. As Inaba (2016) suggests that learning strategies may be a key to decrease demotivators. A male student said in the free comment column that he feels

confused with many English words which have almost the same meanings. Teachers should pay more attention to synonyms.

- (2) Students are highly influenced by teacher's ways of teaching and their characters regardless of student's motivation in English. A factor concerning teachers is most common in demotivation research in the world (Dörnyei, p. 146). A male student said in the free comment column that a better smart-phone will enhance the level of communication in the near future. Teachers should teach English in a more communicative way in order to help their students enjoy communication in English in class.
- (3) Many students think that mastering English should take a lot of money by going to cram schools or buying some reference books. The level of English class at senior high schools is different from school to school. English class is highly influenced by the School SD of entrance exams. According to this research, many of the surveyed students think that they came to a private school as a result of English divide.

In the future, further research should be done with much more participants at greater variety of schools. As Tsumura pointed out (2010a, p. 39), research on demotivators has just started and the results including this research may be the top of the iceberg. I hope that this kind of research focusing on demotivators will be done more and more often, and will lead to decreasing the number of students who do not like English. And also, it is more important to make a smoother transition from elementary to junior high English education after the introduction of English classes in 2020.

謝辞

本研究にご協力いただいた埼玉県内の T 高校の生徒の皆さま、先生方に心より感謝いたします。ありがとうございました。

さらに拓殖大学言語文化研究所にも感謝を申し上げます。令和元年度の研究助

成により資料の収集が可能となり研究が大幅に進展致しました。ありがとうございました。また令和元年度大学派遣短期留学によりイギリス国ストラスカイト大学の Weir 教授の元で統計学の基礎を学んだことで分析が順調に行われたことに感謝します。ありがとうございました。

Note

- 1 On October 24th, 2019, the Minister of MEXT, Mr. Koichi HAGYUDA said that students should compete for university places in accordance with their standing. He was subsequently accused of approving of the inequality and had to postpone the introduction of private English tests in place of the Center Test.

References

- Benesse (2009). 「第1回中学校英語に関する基本調査（生徒調査）・速報版」 Retrieved from https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/chu_eigo/seito_soku/soku_09.html
- Dörnyei, Z. (2001). Teaching and researching motivation. Harlow: Longman.
- Hamada, Y. (2008). Demotivators for Japanese teenagers. *Journal of Pan-Pacific Association of Applied Linguistics*, 12 (2), 1-23.
- Inaba, M. (稲葉みどり) (2016). 「英語の教室活動に対する中学生の本音——英語嫌いにしないためのヒント——」『教科開発学論集』（愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻論文集）第4号, 57-68.
- Kikuchi, S. (菊地せつ子) (2014). 「英語嫌いの学生とどう向き合うか」『武蔵丘短期大学紀要』22巻, 21-27.
- Kimura, K. (2017). An ER trial in an EFL repeaters' course at university: Aiming to enhance English study by reducing negativity toward English 『尚美学園大学総合政策研究紀要』(29), 77-85.
- Kudo, M. (工藤めぐみ) (2017). 「中3の英語力調査, 半数近くが「英語嫌い」4技能のバランスに課題」『Rece Mom』Retrieved from <https://resemom.jp/article/2017/02/28/36823.html>
- Ogiwara, H. (萩原洋) (2013). 「CLTにおける文法システムのあり方について：後置修飾をどう考えるか」『富山大学人間発達科学部紀要』第7巻2号, 133-144.
- Shirai, Y. (白井由美子) (2012). 「なぜBe動詞でつまづいてしまうのか——初級レベルの学生の誤答を見ながら——」『神戸女学院大学論集』第59号2号, 121-135.
- Tagawa, K. (田川憲二郎) (2008). 「be動詞の誤用と初学時の導入順序（言語教育編）」Scientific approaches to language (『神田外国語大学研究紀要』), 第7巻, 269-288.
- Takase, Y & Otsuki, K. (2011). The impact of extensive reading on remedial students 『近畿大学教養・外国語教育センター紀要・外国語編』2 (1), 331-345.

- Takiguchi, M. (瀧口優) (2016). 「「英語が苦手」とはどういうことか」『英語教育』2016 年 5 月号, 10-11.
- Tamura, A. (田村聡子) (2009). 「英文法の基礎力低下と英語嫌いの原因を探る——新入生アンケートと英語診断テストから分析される要因」『釧路工業高等専門学校紀要』(43), 75-79.
- Tsumura, S. (津村修志) (2010a). 「英語学習意欲喪失の要因と英語の好き・嫌いとの関係」『大阪商業大学論集』5 (5), 27-42.
- Tsumura, S. (津村修志) (2010b). 「英語嫌いに対する学習意欲喪失要因の影響」『大阪商業大学論集』6 (2), 35-48.

(原稿受付 2020 年 6 月 25 日)

Appendix 1 英語学習に関するアンケート

このアンケートは、皆さんが英語学習に対して感じている障害・つまづきの原因、不満を調査するために行っています。このアンケートは成績に影響することは決してありません。研究のみに使用し、教員養成に生かしたいと考えています。ご協力よろしくお願いします。

《英語学習への意欲消失の原因について》

どのような時に、英語学習に対する「やる気」が低下すると思いますか。下のスケールと照らし合わせて当てはまる数字に○をつけてください。「もし下のような経験をしたら、どのように感じるだろう?」と想像して答えてください。

全然 そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら かという とそう 思わない	ど ちらでも ない	ど ちらかという とそう 思う	少 し そう 思う	強 く そう 思う
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

1. 覚えることが多すぎると感じたとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

2. 他の人の成績（テストの結果）が自分のものより良かったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

3. 使える英語を学ぶには、お金がかかると思ったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

4. クラスの雰囲気が悪いとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

5. 英語以外の勉強のほうが大切だと思ったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

6. 教師の態度が学生によって違うと思ったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

7. 教員に対する信頼を失ったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

8. 前で発表させられるなど緊張したとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

9. 教室の環境が悪い（暑い・寒い・狭いなど）と思ったとき

① --- ② --- ③ --- ④ --- ⑤ --- ⑥ --- ⑦

10. 英語を使う場面がないと感じたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
11. 教科書がつまらないと感じたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
12. 試験が簡単過ぎたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
13. 教科書や教材の値段が高いと思ったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
14. 発音がうまくできなかったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
15. 試験が難しかったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
16. 教師の教え方が悪いと感じたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
17. 授業が簡単過ぎたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
18. 良い成績がもらえなかったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
19. 授業が難しかったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
20. 英語で話そうと思っても、うまく言葉が出てこなかったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
21. 勉強方法がわからないとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
22. 上達しているかどうかわからないとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
23. 結局、留学でもしないと英語は身につかないと思ったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
24. 欠席や遅刻をしてしまったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
25. 文法が難しいと感じたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
26. 自分は日本人なので、英語は必要ないと感じたとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
27. 勉強しなくても誰からも怒られないと思ったとき
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
28. 授業の内容に疑問を持ったとき（こんなことをして本当に役に立つのかと思ったとき）
①――②――③――④――⑤――⑥――⑦

29. 外国人や外国の文化に興味を持てなかったとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
30. 辞書を引くのが面倒だと思ったとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
31. どうしてもテストで良い点が取れないとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
32. 間違って恥ずかしい思いをしたとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
33. 学習する目的がわからないとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦
34. 英語を話している自分に違和感を覚えたとき
 ①――②――③――④――⑤――⑥――⑦

その他、項目に無いものがあれば、具体的に教えてください。

()

どれかに○をつけて下さい。

・性別を教えてください

- ①男性 ②女性

・英語の学習は好きですか。

- ①嫌い ②どちらかという嫌い ③どちらでもない
 ④どちらかという好き ⑤好き

・上記の質問で①嫌い、②どちらかという嫌い、と書いた人に質問します。

いつごろから英語の学習が嫌いになりましたか？() 内に月も書いて下さい。

- ①小学校高学年 ②中学1年生() 月頃
 ③中学2年生() 月頃 ④中学3年生() 月頃
 ⑤高校1年生() 月頃 ⑤その他()

・嫌いになった理由を、もし分かれば具体的にお願いします。

()

ご協力ありがとうございました。

Appendix2 Varimax Rotated Factor Matrix

	F1 (Non-strategy)	F2 (Distrust)	F3 (Divide)
Q21	.849	.289	– .084
Q22	.790	.226	.052
Q25	.775	– .013	.217
Q20	.766	.093	.193
Q19	.742	.236	.099
Q1	.618	.159	.129
Q31	.602	.369	.055
Q15	.594	.048	.183
Q11	.585	.326	.170
Q8	.584	.132	.380
Q29	.427	.204	.301
Q7	.142	.929	.234
Q6	.216	.818	.226
Q16	.294	.686	.174
Q4	.168	.540	.331
Q3	.157	.366	.639
Q13	.259	.246	.631
Q12	.023	.033	.623
Q17	.102	.185	.570
Variance (%)	26.9	15.9	11.8
α	.916	.859	.746

〈研究ノート〉

単語導入から始める リスニング指導の試み

見 上 晃

要 旨

基礎力がついていない学生を対象にリスニング授業を行った。解答となる文に出現する単語を先に与え、文中の単語数や、パンクチュエーションを与えるなどのいくつかのヒントを与えた。このことで予習が今までより効果的に行えることを期待して授業をした。残念ながら今までよりも効果的な授業方法であるとの結果を得ることができなかった。学生の学力がこの授業の期間に伸びていたのか調べるためにほぼ同時期の TOEIC のリスニングの点数を調べたがこちらは普通に伸びていて原因を絞り込むことはできなかった。

キーワード：リスニング，単語導入，アメリカ映画，単語並べ替え

0. はじめに

学生のリスニング力はリーディング力に比べて上回っている。拓殖大学外国語学部英米語学科では2年生から3年生への進学時に TOEIC500 点を取ることを条件としている。そのテストでリスニングの得点がリーディングの得点を上回る学生は半数以上になる。

しかし学生がうまく話せるようになりたいという会話では相手の言っていることが分からないという学生は多い。その意味ではリスニング力は十

分とは言えない。

そこでリスニング力を伸ばせる有効な指導法を獲得するための授業方法の調査を行うことにした。

1. 英語が聞こえるとは

リスニングができるという場合にまず「音が聞こえる」というレベルの聞き取り力が考えられる。物理的に音声聞き取れることは第1条件となる。物理的な音声の聞き取りについてはここでは扱わないこととする。

次に音声は聞き取れるがそれが認知できないという状況が考えられる。篠原（2006）によると英語と日本語では聞き取る中心となる音の周波数が異なるという。篠原は「日本語が1500ヘルツから下が主音域であるのに対して、英語は2000ヘルツ以上が主音域」であるという。従って篠原は2000ヘルツから4000ヘルツを強調した英文を聞いて訓練して高音域を訓練する必要があるという。

これは注目すべき発言であるが通常の授業でこのような訓練を中心に英語授業を行うことはできない。また学生の中には高音域を聞き取れる学生とそうでない学生が混じっているものと考えられ同じ時間内に両方の学生に別々の授業を行うことは難しい。学生のクラスはリスニングテストを含めたプレースメントテストにより分けられている。これを周波数の聞き取りを中心にしたテストに変更することは担当するクラス以外にも影響が及び、実行の可能性が少なくなる。更に学生の教材に対する集中力はそれほど長く続くものではなく、90分の授業の全部を高音域の聞き取りを中心とした授業に使うことはできない。やはり何かの工夫をする必要があり本稿はそれを探すものである。従って高音域を聞き取る練習とともに内容を聞き取るような総合的な授業を目指すことにする。

2. リスニング教材

リスニング教材にはいくつかの役割がある。もちろん英語の模範を提示することは重要な役割であるが、その他にアメリカやイギリスの生活文化的な知識を与えたり、会話の時のアイコンタクトの仕方やジェスチャーを学んだりすることも重要である。また授業中に注意力が持続できるような魅力を持った教材であることも重要である。Rost（2002）によればオーセンティックな教材がリスニングには重要であるという。また学生は会話が上手になりたいという希望を持っていることから会話を中心としたオーセンティック教材として映画を用いることが適当であると判断した。

3. 授業の進め方

リスニングの授業は週1回行っている。対象が上級レベルの学生の場合には課題部分の内容に関する質問を与え、解答を聞き取るという課題を与えることができる。数回の聴取作業で課題をこなせる学生には与える質問の内容を変えることでレベルの調整を行うこともできる。

しかし初級者の場合は解答を得るために聞き取るべき部分を見つけることができず、実際の授業に際して「分かりませんでした」「見つかりませんでした」と答えるだけになってしまう。そのため初級者には最初は内容は問わず、聞き取れた単語だけを書き取ってくる課題を出している。限られた授業時間内で聞き取り活動を行ってみるとレベル分けした学生の中でも短時間で課題をこなせる学生と、時間をかけないと課題をこなせない学生がいる。これを避けるため学生には前の週に課題を与えてそれを授業前までに提出させることにした。こうする事により学生は自分の納得がいくだけ課題に時間を使うことができ、それぞれの学生が課題を行うのに必要

とする時間の違いが授業に影響することを少なくすることができる考えた。

初期の頃はヒントを与えずに、映画の台詞を書き取ってくるという課題を課した。しかし、聞き取りにくい部分では学生は全く手を付けることができず、課題を出しても意味がないということもあった。これを少しでも解消しようと、それぞれの台詞の文の最初の単語を与え、ヒントとしたが、これも余り手助けにはならなかった。

そこで更に解答の文に使われている単語数だけ（ ）を提示して語数がヒントになるようにした。また、ヒントとしてパンクチュエーションマークはそのまま残すこととした。

英語のリスニングを学習する場合、辞書を引くことは難しい。教科書のような書かれたテキストには単語の綴りが書かれているのでそのまま辞書を引くことができる。リスニングの場合は音から綴りを連想することはできない。熟練すればある程度は音から綴りを連想することもできるがTOEIC500点程度の力ではなかなか綴りを連想することはできない。聞き取りに使っている教材に知らない単語が含まれている場合の学習方法も考えなければならない。

4. リスニング授業

今までの課題でも単語1つが1文になっている部分が頻出している教材で無ければ自分が聞き取った単語をどこに入れるかを探すのが難しい学習者もいた。

そこで今回はアメリカ映画 Adventure in Babysitting を用いてスクリプトを作成し、これを解答として、解答の文に使われている単語を提示して単語の並べ替えを行わせることにした。元の解答にある単語はそのまま提示することにした。これによって文頭の単語は大文字で提示されること

になり更にヒントが加わることになった。また分からない単語の意味を予習段階で辞書を使って調べることが可能となった。

例えば

Will you accept a collect call from Brenda? が解答となる場合に提示される問題は

() () () () () () () () ?

Brenda Will a accept call collect from you

となる。解答で使用されている単語はすべて提示し、大文字で始まる単語は大文字で始まる単語の中でアルファベット順に、小文字で始まる単語は小文字で始まる単語の中でアルファベット順に表示した。また特殊な記号等で始まる単語は大文字で始まる単語群の前に提示する。クォーテーションマークは単語の一部として処理し、単語の最後にあるカンマ、ピリオド、クエスチョンマーク、エクスクラメーションマークは（ ）の外に出してヒントの一部とした。

1 セットの文は解答のテキストファイル上で改行だけの行に挟まれている範囲とした。つまり改行の入れ方で長いセットを作ることも、短いセットを作ることも可能である。問題の難易度はこのセットの長さで調整することができる。

初回の授業では課題になる部分の映画を視聴し、同時に同じ部分の音声ファイルを作成する。上に述べたような内容のテキストファイルと課題部分の映画の音声の mp3 ファイルを渡して次回までに内容を書き取ってくるように指示した。本来であれば映画の該当部分を配布できれば良いのだが本校の CALL では映像の持ち帰りはサポートされていない。音声のみ持ち帰ることができるようになっていたので音声のみ持ち帰らせることにした。授業前に提出されたものに目を通さなければならないので、解答は

今回の授業の前日までに LMS（本校では BlackBoard）で提出するように指示した。また、与えられた単語はすべて使用すること、足りない単語はないこと、2 回以上出てくる単語は出た回数使うこと、大文字で始まる単語は解答でも大文字で始まること、文法や意味を考えて解答を作ること、わからない単語は辞書を引くこと、などの注意を与えた。

授業中には多くの学習者が間違えた部分に解説を加えたり、音声的な変化等について解説を加えたりした。授業の最後に解答のテキストファイルを配布し、音声ファイルを聞いてまだ分からないところは解答を見て復習するように伝えた。

5. 授業の有効性の確認

このような授業を行えば授業前と授業後で学習者のパフォーマンスは向上するものと考えその有効性を確認することにした。

まず全部で 15 回の授業のうち 1 回目には授業方法の説明や、学習者に授業中に求めることについて説明をした。

2 回目の授業で 3 回目の授業で行う部分の視聴と音声ファイルの配布を行い、その後、事前テストを行った。事前テストでは、聞き取りのパフォーマンスが上がったかどうかを見たいので TOEIC テストのリスニング part2 の形式の問題、40 題を課した。

3 回目からは前に述べたような予習と授業を行い、復習するように指示した。1 学期で使用した映画は 1 本で、毎回のストーリーは連続している。

14 回目の授業では 2 回目の授業で行ったのと同様の問題を事後テストとして行った。今回の授業の有効性の確認に参加してくれた学生は 24 人であったが 2 回目、または 14 回目のテストに欠席した学習者がいたためデータを取れた参加者は 20 人となった。

以下に示すのが事前テストと事後テストの結果である。

表1 事前テストと事後テスト

対応サンプルの統計量

	平均値	N	標準偏差	平均の標準誤差
事前テスト	27.05	20	4.524	1.012
事後テスト	29	20	2.865	0.641

対応サンプルの相関係数

	N	相関係数	有意確率
事前—事後	20	0.142	0.55

この結果からこの授業方法は統計的に有効であるとは言えないことが分かった。授業者としては期待していただけに残念な結果であった。

6. 結果の考察

この授業では事前の学習を行い、その学習で分からない単語を辞書で引いて学習することができるという利点を強調したものであった。事後テストの際に簡単なアンケートにも回答して貰った。アンケートは「難しかったか」「予習で辞書を引いたか」「復習をしたか」という3問であった。「辞書を引いたか」という問いには18人が「引いた」と答えており本来の目的である「事前学習で辞書が引ける」ことは活用したようだ。この18人だけで統計処理しても有効性に変化は無い。

また「復習をしたか」にたいしては17人が復習をした、と答えている。予習は課題として授業日前日に提出するようになっているのでLMSで確認できるが復習についてはただ「したか」どうかを尋ねているだけでどの程度行ったかは分からない。またこのアンケートは最終の試験を行う前の週に聞いているのですでに試験準備として復習をしていることを含んでい

るはずである。

今回の有効性の検証では「単語を事前に提示する指導法」だけではなく 1 学期の授業そのものが否定された形となっている。しかし学生は私の授業の他に必修のネイティブスピーカーによる speaking の授業を週に 3 回受けている。また学生によっては選択科目として週 2 回のネイティブスピーカーによるワークショップの授業も受けている。これらの授業の listening 面での効果も無かったことになる。

今回の調査に参加した学生のうち 7 人は調査の前年の 12 月と調査年の 7 月に TOEIC の試験を受けている。そこでこれらの学生の TOEIC 試験のリスニングの得点を比較してみた。この 2 回の TOEIC 試験は今回の事前、事後テスト（4 月と 7 月）と見かけは時期がずれている。しかし 12 月の TOEIC 試験の後は学期末の試験が 1 月にあり、その後、授業は 4 月になるまで受けていない。従って授業がなかった期間を除けば、事前テストの行われた 4 月と非常に近い時期に行われた TOEIC 試験とみることができる。そこでこれら 7 人の学生の TOEIC 試験での成績を見てみると学生は力をつけていることがわかる。

表 2 TOEIC 12 月と 7 月

対応サンプルの統計量

	平均値	N	標準偏差	平均の標準誤差
12 月テスト	275.0000	7	37.74917	14.26785
7 月テスト	310.7143	7	37.35289	14.11806

対応サンプルの相関係数

	N	相関係数	有意確率
12 月－7 月	7	0.774	0.041

同じ参加者の事前テストと事後テストの比較は以下のようになる。

表3 7人による事前テストと事後テスト

対応サンプルの統計量

	平均値	N	標準偏差	平均の標準誤差
事前テスト	28.2857	7	4.68025	1.76897
事後テスト	30.5714	7	3.10146	1.17224

対応サンプルの相関係数

	N	相関係数	有意確率
事前－事後	7	0.125	0.790

この7人だけをみても有意差がないことが分かる。つまり事前、事後テストでは有意差は見られなかったがほぼ同時期に行われた TOEIC テストでは有意差のあるのびを示している。対象となる参加者の数が少ないため、統計的に証明はできないと考えるがそれでも学生の実力は伸びていることが分かった。

では事前、事後テストに使ったテストが妥当ではなかったのだろうか。事前、事後テストに使ったのは TOEIC 試験の part2 と同じ形式の問題である。問題は時間的制約、肉体的負担を考えて 40 問とした。TOEIC 試験の part2 は応答問題である。最初の発話に対しての回答として最も適切なものを 3 つの選択肢から選ぶ問題である。TOEIC のリスニング部分は 4 つの part からなるが、その一つである。サブセットの問題である以上は妥当性にそれほど大きな違いがあるとは考えにくい。

今後はリスニング力判定のテストはどのようなものが相応しいのかを考えること、また参加者の人数を統計的に有意になるように調整しながら調査を行っていく。

参考文献

- 飯村英樹. (2008). 「リスニング・リコールの分析単位——アイデア・ユニット vs トーンユニット」. *Language Education and Technology*, 45, 1-13
- 岡崎弘信・新田晴彦・木戸和彦. (2012). 「オリジナル学習支援プログラム『映画英語リスニング・システム』の実践的運用とその検証」. 『映画英語教育研究』, 17, 21-31
- 石村貞夫・石村光資朗. (2018). 『SPSSによる統計処理の手順』
- 篠原佳年. (2006). 『奇跡の音 英語聴覚セラピー』. きこ書房
- 林雄亮・苫米地なつ帆・俣野美咲. (2017). 『SPSSによる実践統計分析』. オーム社
- 三浦省五・前田啓朗・山森光陽・磯田貴道・広森友人. (2004). 『英語教師のための教育データ分析入門』. 大修館書店
- Imura, H. (2010). Factors Affecting Listening Performance on Multiple-choice Test: The Effect of Stem/option Preview and Text Characteristics. *Language Education and Technology* 47, 17-36
- Rost, M. (2002). *Teaching and researching listening*. London: Pearson Education
- Yoshino, S. Kano, N. Akahori, K. (2000). The Effect of English and Japanese Captions on the Listening Comprehension of Japanese EFL Students. *Language Laboratory*, 37, 111-130

(原稿受付 2020年6月15日)

〈解題・翻訳〉

翻訳：ジョルジェ・コウト著 『ジョアン 6 世統治期のブラジル国境線』

浜 岡 究

要 旨

1807 年、ナポレオン軍のポルトガル侵入後、ポルトガル王室はリスボンからリオデジャネイロに避難した。その後、フランスに宣戦布告し、ポルトガル軍は本土ではイギリス軍の援助を得た。そしてブラジル駐留のポルトガル軍はフランス領カイエンスを占領する報復に出た。その戦争前後の政治的動きと軍事行動に関するジョルジェ・コウトの論文の翻訳と、訳者が最も興味を抱いた項目の研究（解題）を通じて、ナポレオン軍はポルトガルの抵抗を軽視していたこと、ポルトガルの本土はもちろん海外植民地の領土と国境線確保の執念を鳥瞰する。ポルトガルはヨーロッパにおいてはフランスとの交戦を望まなかったが、ポルトガル領アメリカ（ブラジル）では、圧倒的軍力で対抗した。

キーワード：ブラジル史、ブラジル植民史、ポルトガル史、ナポレオン軍、フランス領ギアナ

解 題

ポルトガル国王ジョアン 6 世の ナポレオンへの報復

浜岡 究 著

1. はじめに

わが国におけるブラジル史研究は、通史に関して蓄積されてきたが、ポルトガルとブラジル間の交流史、殊にポルトガル史とブラジル史をつなぐ分野になるブラジル植民史についての研究は、未だに少ないと言わざるを得ない。従来、ポルトガルとブラジルを別々の研究者が別個に取り扱ってきた事が理由であると考ええる。金七紀男が著書『ブラジル史』⁽¹⁾にて、ポルトガル植民期におけるブラジルについてかなり詳細に述べているが、書籍の性格上、特殊分野に的を絞って述べるには限界がある⁽²⁾。

訳者（浜岡）は、ケネース・ライト著『ポルトガルの首都と王室のブラジル移転 1807-1808』を訳し、ポルトガル史のみならずヨーロッパ史にブラジルをはじめとする南米の歴史をつなぐ事になった、19世紀のナポレオン軍のポルトガル侵入に伴うリオデジャネイロへのポルトガル王室移転の経緯を研究した⁽³⁾。しかし、リオデジャネイロのポルトガル王室がフランスに対して宣戦布告した後の動向、また南米大陸をめぐるフランスとスペインとのポルトガルの戦争や外交交渉などは、史料の不足から解明できなかった。

この度、ブラジル植民史の世界的権威である元リスボン大学教授ジョルジュ・コウトのジョアン 6 世時代のブラジル国境線に関する論文を入手する幸運を得たので、訳出する事によってフランス、スペイン、ポルトガル

と南米大陸の植民地の歴史をつなぎ、ヨーロッパ史の中に植民史を鮮明に組み込みながら、未解明の事柄を明らかにしたい。

2. ジョルジェ・コウト（1951-）について

リスボン大学教授、ポルトガル外務省外郭団体カモンイス院総裁、ポルトガル国立図書館館長を務めた。ポルトガル、ブラジル、スペイン、フランス、イタリア、アメリカ、メキシコ、中国、日本などで論文、著書などが刊行された⁽⁴⁾。講演も行なっており、わが国では2000年12月、上智大学と在日ポルトガル大使館（後者では筆者の通訳による）でのブラジル発見500年記念シンポジウムで講演した。主要著書は『ブラジルの建設』⁽⁵⁾。ポルトガル、そして海外からも勲章を受章した。

2008年5月26日から28日まで、リスボンに本部があるグルベンキャン財団のパリ代表部文化センターにおいて、ポルトガル王室ブラジル到着200年記念国際会議が開催され、ジョルジェ・コウトが議長を務めた。ジョルジェ・コウトは、この国際会議の発表者らの論文を収めた2010年刊行書籍 *Rio de Janeiro, Capital do Império Português, 1808-1821* の編集主幹である。訳稿のポルトガル語原本は2010年刊行の同書に収められたもので非常に興味深いものである⁽⁶⁾。

3. 抵抗を予測できなかったナポレオン

1807年から1813年までのイベリア半島戦争（スペイン独立戦争などの呼び方がある）は、通常戦争ではなく、待ち伏せ攻撃を主としたゲリラ戦であったので、訓練されたフランス軍は慣れていなかった。ナポレオンの戦略は、大規模な軍隊を侵入させて、速やかな降伏を迫るものであった。しかし、スペインとポルトガルにおける起伏の多い山岳地帯で、フランス

軍は鎌、棒や石などによる待ち伏せ攻撃に遭遇した。ナポレオン軍を指揮したジュノーは大きな間違いをしていた。ポルトガルに侵入した 29000 の兵士の内、22000 人が帰国できた。待ち伏せ攻撃を主としたゲリラ戦で 7000 の死者を出した⁽⁷⁾。

ポルトガルの抵抗は凄まじく、コインブラ大学の一部は兵器庫や火薬工場となった。1808 年 6 月 24 日、2000 のポルトガル農民の先頭に 40 人の学生が進み、フィゲイラ・ダ・フォスの要塞を監視していたフランス軍の守備隊を包囲した。3 日後にフランス軍は降伏し、捕虜となった兵士らはコインブラ大学キャンパスに連行された。フランス軍の反撃は冷酷なもので、アレンテージョ地方エヴォラでは一晩で 2000 人が犠牲となった⁽⁸⁾。

フランス軍は、合計 3 回にわたってポルトガルに侵入したが、イギリス軍の援助があり、フランス軍を最終的には退却させる事ができた。

4. ナポレオン軍の 3 回のポルトガル侵入

ナポレオン軍はポルトガルには 3 回も侵入した。第 1 回目の侵入は、ジュノー将軍が率いるナポレオン軍がポルトガル北部から侵入し、カステーロ・ブランコ、アブランテスを通って、1807 年 11 月 30 日にリスボンに到着した。ジュノー将軍はポルトガル摂政政府とともにフランス代表部を創設し、リスボンにあるサン・ジョルジェ城にはポルトガルの国旗とフランスの国旗が揚げられた。その後、摂政政府を解散させ、皇帝ナポレオンがポルトガルの政権者となった。ポルトガル軍もフランス軍のもとに動員されるようになり、ポルトガル国内での不満が蓄積された。ポルトガル北部の街ポルトでは臨時評議会が発足し、イギリスに援助を求めることになった。イギリスはアーサー・ウェルズリー卿（後のウェリントン）が指揮する部隊を派遣し、イギリスとポルトガル軍の共同部隊はロリッサとヴィメイロの戦いでフランス軍を敗退させた。1808 年 8 月 30 日、ポルト

ガルには不利なシントラ協定がイギリスとフランス軍の間で結ばれた。フランス軍はすべての貴重品をはじめ、あらゆるものを略奪して帰国した。ジュノー将軍を追い出して摂政政府が再確立したとき、イギリスからベレスフォード将軍がポルトガルに来て、ポルトガル陸軍の再編をした⁽⁹⁾。

1809年3月、ソルト将軍が率いるフランス軍がポルトガル北部のシャーヴェスに侵入し、ポルトまで到着したのが第2回目の侵入。しかし、イギリスとポルトガルの両軍が北部のガリシア地方へ追い返した。アーサー・ウェルズリーはスペイン国境を越えて進軍し、タラヴェラの戦いでフランス軍に勝利するとウエリントンと称した。ウエリントンはポルトガルのトーレス・ヴェドラス地区に要塞線を建設した⁽¹⁰⁾。

1810年、マッセナ将軍が率いるフランス軍が侵入し、ポルトガル北部のヴィゼウを占領したのが第3回目の侵入。しかし、フランス軍はブサコの戦いで敗走した。3度にわたるフランス軍の侵入によって、ポルトガルの国土は荒廃した。フランス軍が通過した町や村では過激な略奪が行われ、火がつけられた。商業や工業は麻痺・停滞したままだった。王宮にある芸術的価値のある絵画や宝石類も略奪の対象となった⁽¹¹⁾。

5. イギリス軍の動向とイギリス軍人の見解

ポルトガルで戦闘に参加した多数のイギリス軍人らは、詳細な報告書を残しており、リスボン新大学で教鞭を執るガブリエーラ・ガンダラ・テレーナスは、参戦したイギリス軍人の報告書から当時のポルトガルの様子や王室の態度を分析した⁽¹²⁾。2010年刊行の同書はまず、どのような報告書や日記などが現存するか調査して紹介し、作戦とイベリア半島戦争のイギリス軍の動向と勝利への経緯を述べている。イギリス軍人の残したテキストは、歴史文書としての視点だけでなく、個人の主観的な見解が記述されていることが非常に貴重である。しかしイギリス軍の見解であるがゆえ

に、ポルトガルでは重要視されなかった。

イギリス軍にとって、ポルトガルの国土に侵入したフランス軍に対して参戦して、陸軍の力と優越性を世界に示す絶好の機会であったが、参戦の大義は、スペインとポルトガルの要請によって「抑圧された両国民の解放者」として両国の主権を回復することであって、イギリスの利益のためではなかったとされる⁽¹³⁾。1808年7月、ポルトガル大使ドミンゴス・デ・ソウザ・コウティーニョの要請に応じて、イギリスはアーサー・ウェズレーが指揮するおよそ1万人がまず派遣された。その後、続々とイギリス軍が派遣されたが、河口や海岸から上陸を試みた時に潮の流れや波によって困難を極めた折に、居合わせたポルトガル人たちが水に飛び込み、援助した。イギリス軍人が残した記録によれば、ポルトガル人の「解放者」への歓迎として非常に心地よいものであった⁽¹⁴⁾。ポルトガル人たちは果物、パン、ワイン、卵などをイギリス軍にもってきたので、イギリス人たちは上陸祝いのパーティを開催できるほどであった。ポルトガル各地でイギリス軍はこのような歓迎を受けたが、イギリス軍の存在がポルトガル人に安心感を与え、ポルトガル人は最終的には絶対に勝利するという確信を得て、保護されていると感じたからである⁽¹⁵⁾。反対に、残虐行為をしたフランス軍に対するポルトガル人の憎しみは、イギリス軍の記述にも頻繁に見られる⁽¹⁶⁾。

イギリス軍側からよく述べられる事は、概してポルトガル政府の態度の批評である。例えば、ポルトガル軍は自らの力で補給ができなくてイギリス軍が補給した。ポルトガル政府はエルヴァスなどの防衛の拠点を強化することなどにあまり関心がなかった。イギリス軍人に報酬を支払わなかったなどと残している⁽¹⁷⁾。イギリス軍人の著者たちは、ポルトガル政府は、冷淡、無関心でありポルトガル本国の問題を解決する能力がなかった。それにもかかわらず、イギリス人将校らを不正に批評した⁽¹⁸⁾。史料に基づき、テレーナスはこのように当時のポルトガルを批判している。

イギリス軍は、ポルトガル中部モンデーゴ川とリスボンの間において、西の大西洋側から東のスペイン国境まで、更に北部においてはポルトから北東に向かってスペイン国境まで展開した⁽¹⁹⁾。そして、イギリス軍は、燃えて破壊された多くの村、逃げ惑う人々、侵入者に対してゲリラ攻撃をする人々、放置された死傷者たちを描いた。他方、イギリス軍は美しい景色や勇気があって優しく迎えてくれたポルトガルの人々も描いている。当時のポルトガル人たちは、イギリス軍人を救世主、解放者とみなした。イギリス軍人の抱いたポルトガル政府に対する印象は悪かったが、ポルトガル人との個人的関係は良かったものの、いずれにしてもイギリス軍人の優越感がテレーナスの論文には垣間見られる⁽²⁰⁾。

6. ジョアン6世のナポレオンへの報復

— 南米フランス領ギアナのカイエヌの占領⁽²¹⁾ —

ジョアン6世統治期のブラジルでは、サンパウロの奥地探検隊や冒険家などがトルデシーリャス条約で定められた経線を飛び越えて土地を探検、開拓して、ポルトガルの土地として編入していた。このような無意識的帝国種主義を実行していた絶対王政の時代においては、唯一で、定義された政策を遂行することが容易であった。したがって、偉大なる植民地帝国を実現するための計画を前進させることができた。ポルトガルにとって、大西洋を隔ててポルトガルに最も近いブラジル北東部パラ州は非常に重要であるとみなされており、ブラジル南部などの他の地域と区別して取り扱われるようになった。ポルトガル摂政ジョアン王子の王室閣僚ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョは、ブラジル沿岸と、同時にブラジル国内の防衛をととても心配しており、ブラジル北東部のパラが、防衛システムが最も重要であると考えた。近くのオイアポケ川は、河川交通の要所である上に、造船のために伐採できる木材も豊富である。その周辺地域は国境線

に関してフランスとの紛争の火種になりかねないので、防衛システムを整備しておくことは至極当然のことであった⁽²²⁾。

さらに、ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョの1801年12月29日の摂政ジョアンに宛てた書簡は、パラーはもとよりブラジル全体に脅威となる強大な入植地をギアナに建設しようとナポレオンが目論んでいるのではないかと心配していた⁽²³⁾。

ブラジルに駐留の軍隊の規律はあまり良くなく、月に1度訓練をする程度で給料支払いは遅れる上に、家族を養えないので、王室の兵士であると同時に靴屋や漁師などで生活をしなければならなかった⁽²⁴⁾。そのような状態でも、ポルトガルはパラーの陸軍をギアナに派遣する準備を進めており、1808年5月1日、フランスに対して宣戦布告した。宣戦布告書を書いたのはロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョである⁽²⁵⁾。

摂政ジョアン王子がナポレオンの侵入に応戦することを決断し、海と様々な大陸においてフランスと開戦する状況となった。すでに、3月22日、ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョが、グラン・パラー知事陸軍将軍ジョゼー・ナルシーゾ・デ・マガリャンイス・デ・メネーゼスに向けて、カイエンヌ征服を目的とした軍隊を構成するように最初の指示を送った。パラーの砲兵連隊司令官陸軍中佐マヌエル・マルケスによって指揮されたおよそ6百人の兵士の縦列隊が、1808年10月にベレンを出発し、12月1日にはオiapokeの北岸からフランス領ギアナを段階的に占領し始めた⁽²⁶⁾。

オiapokeの占領は、容易に実行された。ポルトガルが侵入した知らせを受けたフランス特使ヴィクトール・ユーグは、40人の兵士を国境に送ったが、少人数の兵士では敵の侵入をくい止めることができずに退却を余儀なくされた。その間、カイエンヌではフランス軍が反撃の準備をしたが十分ではなかった。12月15日にオiapokeを去ったポルトガル軍は、25日にはイギリス軍の援助のもとで、カイエンヌの島に向かい、そこを占領し

た。翌年、1月12日、フランス軍が降伏文書に署名し、軍用品、書類などを引き渡した⁽²⁷⁾。

7. おわりに

スペインとポルトガルは植民地の領土争いをしないことが目指されたが、殊にフランスの進出は不穏であった。すでに1546年4月29日付け、サン・トメーのカピタニア長官ペロ・デ・ゴイスは、ポルトガル国王ジョアン3世に宛てて、2年以内にブラジルが失われる可能性があることを書いている。1548年5月12日、入植者ルイス・デ・ゴイスがフランス人のブラジル進出を恐れて、ポルトガルに支援を要請している⁽²⁸⁾。ブラジル確保のために本国から海軍が派遣され、総督制を採ったが、フランスとの確執は存在した。フランスに対するリオデジャネイロの防衛はできたが、ギアナに関しては火種があった。

ジョルジェ・コウトの論文の翻訳を困難ながら終えて、訳者に見えてきたことのひとつは、ナポレオン軍のポルトガル侵入に際して、イベリア半島ではイギリス軍の援助のもとに交戦しつつ、報復としてギアナのカイエンスを占領したことは、当時のポルトガルが植民地で保持した軍事力の強大さを示すものである⁽²⁹⁾。ふたつ目は、ポルトガル摂政ジョアン王子（後のジョアン6世）はフランスとは交戦したが、スペイン王室から嫁をもらっているので、対スペイン政策では大規模作戦は採らずに遠慮していたことである。

《注》

- (1) 金七紀男『ブラジル史』東洋書店、2009年。
- (2) しかしながら、オランダの北東部支配についての説明の記述は、後継の研究者に対して少なからず示唆を与えたと言っても過言でなからう。前掲書、49頁-53頁。

- (3) 拙稿「文献紹介・抄訳：ケネース・ライト著『ポルトガルの首都と王室のブラジル移転 1807-1808』」, 『武蔵大学人文学会雑誌』第47巻第1号, 2015年(平成27年)12月, 205-264頁。ナポレオン軍のポルトガル侵入前後のイギリスとポルトガルの交渉, イギリス海軍護衛のもとでリオデジャネイロへの王室移転の経緯を本邦で初めて紹介した。訳者が解題をつけて論文形式とした。
- (4) わが国では, 拙訳として, 「翻訳：ジョルジュ・コウト『ヴェラ・クルースの発見』」, *Anais*, XXXIV (2001), AJELB (日本ポルトガルブラジル学会年報) 2004年, 77頁-91頁, がある。
- (5) *A Construção do Brasil*, Lisboa, 1995, 1997, 1998; Madrid, 1996; Rio de Janeiro, 2011. 同書ではブラジルの発見は1500年ではなく, ドゥアルテ・パシェッコ・ベレイラが1498年に, すでにアマゾン川河口に到着して, 発見していたと主張する。
- (6) Couto, Jorge, “Fronteiras do Brasil no Governo Joanino”, in *Rio de Janeiro, Capital do Império Português, 1808-1821*, Tribuna da História, Lisboa, 2010. 翻訳許可取得済み(2015年11月25日)。全360頁の本の中で, 訳出したジョルジュ・コウトの論文は, 169頁から193頁までである。特殊な分野であり, 日本人の参加者はいないが, 以下の研究者の論文が掲載されている。Emílio Rui Vilar, Jorge Couto, Eduardo Lourenço, António Pedro Vicente, Hipólito da la Torre Gomez, José António Rodrigues Pereira, José Jobson de Andrade Arruda, José Luís Cardoso, Maria de Lourdes Viana Lyra, Arno Wehling e Maria José Wehling, Eugénio dos Santos, Sylvia Athayde, José Manuel Fernandes, Vera Lúcia Bottrel Tostes, Ângela Domingues, Edivaldo Boaventura, Maria Beatriz Nizza da Silva, Iris Kantor, Jacqueline Penjon, Idelette Muzart da Fonseca, Maria Graciete Besse, Maria Helena Carreira. 今回訳出したジョルジュ・コウトの論文のポルトガル語文体は, 同格の文章の他, 付随説明的ではない重要な文章が関係代名詞 *que* や *o qual*, 現在分詞複合形 *tendo*+ 過去分詞, 過去分詞 *-ado, -ido* などを伴って長々と繋がった説明文が連綿としている事が特徴であり, 翻訳には困難を極め, 5年を費やした。ヨーロッパ史とブラジル史を繋ぐ事柄に関して, スペイン史やフランス史などの分野の知識が無い上に, 未知の単語に遭遇しながら辞書を片手に訳を進める作業は悩ましく苦痛を伴ったが, ジョルジュ・コウトの特殊と言っても過言でない研究の興味深さに惹かれて継続することができた。訳者の手になる解題執筆について, 上記のジョルジュ・コウト以外の執筆者のテーマはそれぞれ独自のものであり,

全く参考にならなかった。したがって、訳者にとって最も興味があつたポルトガル国内でのイギリス軍の動向と南米におけるフランスへの報復について、入手できた文献の範囲内での訳者による解題は、学術雑誌に掲載できるように論文形式とした。

- (7) Gomes, Laurentino, *1808*, Leya, Portugal, 2009, p. 227.
- (8) Ibidem.
- (9) Martins, Oliveira, *História de Portugal*, 20.^a ed. Guimarães Editores, Lisboa, 1991, pp. 399-401.
- (10) Ibidem.
- (11) Ibidem.
- (12) Terenas, Gabriela Gândara, *O Portugal da Guerra Peninsular, A Visão dos Militares Britânicos (1808-1912)*, Faculdade de Ciências Sociais e Humanas da Universidade Nova de Lisboa, 2.^a tiragem, Edições Colibri, Lisboa, 2010. ポルトガルの国土が燃やされて破壊された状況の中で、この研究はポルトガル側の史料の不在を補う、イペリア半島戦争時のポルトガルを知る上で貴重である。
- (13) Ibidem, pp. 59-60.
- (14) Ibidem, p. 61.
- (15) Ibidem, p. 62.
- (16) Ibidem, p. 105.
- (17) Ibidem, p. 106. イギリス軍の中には、ポルトガル軍の再編が急務であるが、ポルトガル陸軍の能力を疑う者がいた。武器の操作を知らない上に、長い間、戦争をしていないことを理由と挙げられる (Ibidem, p. 79.)。しかし、イギリス軍がポルトガル軍を訓練して2年後には、軍の様相を呈した (Ibidem, p. 84.)。
- (18) Ibidem.
- (19) Ibidem, p. 179. このページに掲載の地図には、イギリス軍人が記録文書で述べた地名分布が明記されており、イギリス軍のポルトガルでの展開の範囲が理解できる。
- (20) Ibidem.
- (21) ポルトガルはフランスとは戦争をすることは避けて、フランス軍（ナポレオン軍）がポルトガル本土に侵入した後も「駐留」という言葉を使用し、「中立」の立場を演じ切った。しかし、ポルトガル駐留中のフランス軍の行動が残酷であったので、「中立」を破り、ポルトガル摂政ジョアン王子は、避難したりオデジャネイロからフランスに対して宣戦を布告した。主にイ

ギリス軍の援助を得てポルトガル国内で戦った。拙訳「文献紹介・抄訳：ケネース・ライト著『ポルトガルの首都と王室のブラジル移転 1807-1808』」, 『武蔵大学人文学会雑誌』第47巻第1号, 2015年(平成27年)12月, 205-264頁参照。今回, 訳出したジョルジュ・コウトの論文では, その後のフランスへの報復が明確になる。イベリア半島の動向を見る事が同氏の論文の意図ではないので, もちろん, 報復と言っても南米ブラジル国境線沿いのフランス領ギニアの占領を取り扱っている。

- (22) Lima, Oliveira, *D. João no Brasil*, 4^a edição, Rio de Janeiro, Topbooks, 2006, p. 286.
- (23) Ibidem, p. 287.
- (24) Ibidem, P.288.
- (25) Couto, Jorge, “Fronteiras do Brasil no Governo Joanino”, in *Rio de Janeiro, Capital do Império Português, 1808-1821*, Tribuna da História, Lisboa, 2010, p. 180.
- (26) Lima, Oliveira, *D. João no Brasil*, 4^a edição, Rio de Janeiro, Topbooks, 2006, pp. 291-292.
- (27) Ibidem, pp. 292-293.
- (28) 拙稿「ポルトガルのブラジル植民政策」, 『武蔵大学人文学会雑誌』第39巻第4号, 2008年(平成20年)3月, 125頁。本稿では, フランス領との国境線闘争を解明したが, ブラジルはスペイン領ラ・プラタ川地域とも国境線闘争があった。その経緯については, 拙著『「ブラジルの発見」とその時代』(現代書簡, 2006)にて明らかにした。その他, パラグアイ戦争, 更にボリヴィアとの国境線闘争については「アクレ州」に関して, 拙著『ブラジル その文化と歴史 改訂版』(amazon Kindle, 2017年)にて取り扱った。
- (29) 海外進出の「経験」が, ポルトガルの海外領での軍事力保持に繋がった。「経験 *experiência*」とは「方法を知ること *saber como*」であり, 当時のポルトガルはネットワーク保持と土地の確保の仕方と体制が優っていたと考えられる。この考え方に関して詳しくは, Onésimo Teotónio Almeida, *O Século dos Prodígios - A Ciência no Portugal da Expansão*, Quetzal, Lisboa, 2018, pp. 149-181. 参照。その他, 拙稿「ポルトガルの大西洋進出に関する考察」, 『武蔵大学教職課程研究年報』第26号, 所収(2012年5月)参照。拙著『「ブラジルの発見」とその時代』(現代書館, 2006年)にて研究発表したアソーレス人夫婦の移住は18世紀のものであるが, ポルトガルの植民地運営と国境線確保のためには様々な事案が計画, 実行されていた。

ポルトガルの植民地に関する執念のような固執した観念が理解できる。

[付記]

以下に続く翻訳論文の脚注，参考文献は，ジョルジェ・コウトによるものである。

『ジョアン 6 世統治期のブラジル国境線』

Fronteiras do Brasil no Governo Joanino

por Jorge Couto

ジョルジェ・コウト 著
浜岡 究 訳

数世紀間、ポルトガルは二つの重要な目的のもとに、特にヨーロッパの 3 大国（フランス、スペイン、オランダ）とは長期の戦争をした。その目的とは、第一に、ブラジル領土の統合性を維持すること。そして、第二に、アマゾン川とラ・プラタ川河口の間に広がる土地を統合するブラジルの総合的輪郭を保証することであった。

南アメリカの領土を巡るフランス、スペインとの確執は、16 世紀初頭の数 10 年内に直ちに始まり、ブラジルの独立の時期までも長引いた。そのことが、軍事力の影響もあって、ヨーロッパだけでなくアメリカ大陸においても効力が及んだ和平や国境線決定の様々な条約の源になった。

オランダとの対立は、たとえ一時的な短い時期に集約されていても、とても激しかったことが強調される。実際に、オランダ人との争いの問題は、ブラジル領首都サルヴァドール・ダ・バイアをオランダが征服した 1624 年、続いて 1625 年に同地をポルトガルが奪還して始まったように、17 世紀前半に集中した。1630 年、当時のブラジルにおける砂糖産業の主要な生産地であったカピタニア分割領ベルナンブーコの最も重要な二地点（オリンダとレシフェ）をオランダが占領したことは、1641 年まで続いたブラジルの領土征服の段階的なプロセスへの始まりとなり、サンフランシスコ河南岸まで、北部ではマラニャンを編入し、ブラジルの境界線を拡大

することになった。

オランダのマウリシオ・デ・ナサウ（マウリッツ・ナッサウ）王子が決定的な役割を担った当時の流れの中で、成功には至らなかったものの、更に再びサルヴァドールの街を攻略しようと試みた（1638年）。1642年以降、オランダの存在を消滅させることに導いた連続的な敗北を喫した「オランダ領ブラジル」抵抗運動が始まり、1654年1月1日のレシフェの降伏という形で達成された。

二国間の和平の締結が困難であり、はかどらなく、1661年8月6日になってやっと、ハーグにて、ポルトガルとオランダの間で平和同盟条約が署名された。それ以降、ポルトガルとオランダの間での抗争は、専らアマゾン川周辺の国境線確定に関して集中した。

1. フランス・スペイン軍のポルトガル侵入までのブラジル国境線（1792-1807）

1700年代の終わり頃、フランス革命はイデオロギーの相違が理由による国際関係の対立の時代をもたらし、ヨーロッパの不安定な均衡を深く動揺させ、国家間の伝統的同盟の枠組みを変更させた。

最初の数カ月間、パリにおける出来事は、ヨーロッパの諸宮廷、そして特にガゼッタ・デ・リズボア紙とジヨルナル・エンシクロペディコ紙などの新聞が種々の事件の知らせを掲載していたが、ポルトガル宮廷内では大きな不安を巻き起こさなかった。しかしながら、フランスの政治的過激化の進行は、ヨーロッパの統治領域に関して大きな懸念を生じさせた。

ローマ教皇庁に属するアヴィニョンの飛び地のフランス共和国への編入、ベルギーでの騒乱、そしてヴァルミーにおけるプロセインの伝統的陸軍に対するフランス陸軍の勝利（1792年9月20日）は、革命を起こしたフランスに対して、諸王家の抱く不信感と不安を更に悪化させる原因と

なった。

国際関係におけるこのような喫緊の危機状態は、拡大される戦争の勃発が切迫していることの前兆であり、ポルトガル王室を非常に困難な状況に直面させた。実際に、マリア1世国王（在位：1777 - 1816）の認知症の症状は不可逆的に悪化した。そのために、王位継承者ジョアン王子が王国の政権を担うようになった（1792年2月10日付け勅令）。極度に困難な対外情勢に対峙したポルトガルは政治、軍事的に非常に衰弱した状態にあった。本国、海外植民地、そしてポルトガル帝国を複雑に結ぶ海上航路の安全に対する相当な危機を呈していた。

海外植民地に関して、ポルトガルとフランスの間の最も繊細な問題は、ギアナとカーボ・ド・ノルテ間の境界線に集中していた。グラン・パラ（当時はパラ、リオ・ネグロ、カーボ・ド・ノルテの各カピタニアを一括していた）知事兼カピタニア長官フランシスコ・マウリシオ・デ・ソウザ・コウティーニョは、マルタ修道会の騎士、ポルトガル艦隊の司令官であり、同知事とカピタニア長官の職を1790年から1803年まで務めた。彼はアマゾン地方におけるポルトガルの立場を強化する目的の一連の対策を講じた。

新知事兼カピタニア長官フランシスコ・マウリシオ・デ・ソウザ・コウティーニョは、軍隊の中でも特にアマゾンの最も強力な要塞に配備されたマカパー連隊に対しては厳しい規律を課した。そして、戦略地域において、修復や新たな要塞建設計画を始めた。武装船と、沿岸や幾多の河川の支流を警備するカヌーの兵力を増強した。海戦に長けた兵士を徴募した。更に、アマゾン川河口からオイアボケ川とオランジェ岬にかけて、その形状、河川、島、浅瀬などを網羅した厳密な沿岸地図を作製する目的で、地理、地図製作、軍事的に詳細な調査を実行することを水先案内人ジョゼー・ロペス・ドス・サントスに委ね、その使命は1792年から1794の間

に実行された⁽¹⁾。

ポルトガル王室とフランス条約との間での食い違いから、何らかの紛争が生じるかもしれないと自覚していたフランシスコ・マウリシオ・デ・ソウザ・コウティーニョは、ポルトガル軍に対して撤退と、アメリカ大陸におけるポルトガル支配地の北部限界地オイアポケ川まで違法に展開したフランス人の拘束を命じた⁽²⁾。ベレン・ド・パラから受けた情報の結果として、パリにおけるポルトガル外交代表者は、ギアナとポルトガル国境南部においてフランスの施設が創設されていることに関し、1792年4月1日に正式な抗議を表明した。

ヨーロッパ紛争の中、ポルトガルの中立達成を目論むフランス条約によって展開された努力は揺らぎ、殊にフランスはリスボンに特使アントワヌ・ダルボーを派遣（1793）してきた。すると、ポルトガル軍派遣部隊はロシリャンの戦い（1793-1795、〈訳者注：ピレネー戦争または条約戦争とも呼ばれる〉）に参戦した。フランスとポルトガルは、それぞれの公式代表者を互いに追放しあい、事実上、二国間の断交へと至った。

ポルトガルに属するブラジル北部沿岸の川沿いに位置する他の場所と同様に、オイアポケ川南部も、漁業と狩猟の資源も富んでいる上に、綿、米、コーヒー、香辛料（特にカカオ、藍、バニラ）の生産で肥沃な地域である。そのオイアポケ川南部に定住したフランス人は、1794年にポルトガル軍によって発令された追放令に驚愕した。フランス入植者たちの大多

(1) この作戦の使命から、José Lopes dos Santos, *Descrição Geographica da Costa da Guyana Portuguesa, desde a Praça de S. Joze de Macapá, até os limites confinantes com a Colonia Franceza* [1792-1794], Biblioteca da Ajuda, 54/XI/27, n.º 9. の製作が結実した。外交官フランシスコ・イノセンシオ・デ・ソウザ・コウティーニョ（1728年頃-1780年頃）の息子である知事、またロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョ（将来のリニャーレス伯爵）とドミンゴス・デ・ソウザ・コウティーニョ（後のフンシャル伯爵）に献呈された。

(2) José Lopes dos Santos, *ibidem*, fl.2v. 参照。

数は、フランス政府に保障されて平穩に暮らしていた。フランス政府は、その土地の主権者はポルトガル人ではないので、安全であるから生活のための活動ができると保証していた。だからこそ、フランス人が大胆にも、アラグアリ川を超えてギアナ首都カイエンヌへ魚を提供するために、平穩に漁業を行う動機になっていた⁽³⁾。

更に、ギアナ先住の人びと（カリブ族）は、果たした兵役の代わりにフランス人によって貴族の称号が与えられ、オアイボケ南部に定住、開墾し、防御のために要塞化した集落を建設するように奨励されていた。したがって、その当時までは、ポルトガル人によって悩まされないであろうとの深い確信のもとに暮らしていた⁽⁴⁾。

ヨーロッパ危機の全体的悪化状況の中で、1793年7月15日、マドリードにて、ポルトガル国王マリア1世とスペイン国王カルロス4世（1788-1808）が、フランスの脅威に直面して、友好・相互救援の暫定条約を締結した。その一方で、ポルトガルとイギリスの外交官が、1793年9月26日ロンドンにて、マリア1世とジョージ3世（1760-1820）の名において、フランスに対する両国の相互援助と互惠保護貿易に関する条約に署名した。

秘密裏に交渉され、ポルトガルとイギリスの知らない間に締結されたフランスとスペインの和解（1795年6月22日バジレイア平和条約〈訳者注：バーゼルの和約〉）の後、スペインは思いがけないパートナー（イギリスとポルトガル）から遠ざかり始め、スペインの伝統的同盟国に再び接近する動きに着手した。総裁政府によるフランス（1795-1799）と親密なマヌエル・デ・ゴドイのスペイン（1767-1851）は、フランス・ブルボン王朝の崩壊によって起こった分岐を迅速に乗り越え、二国の永遠の敵イ

(3) Idem, *ibidem*, fl.3. 参照。

(4) Idem, *ibidem*, fl.4. 参照。

ギリスとポルトガルに対して再び連携した。

しかしながら、その時代のスペインの政策に我々がアプローチするとき、言及が困難なことがある。しかし、実際のところ、とりわけ国際政策に関して対立する政治的選択を擁護していた二派についての言及は可能だ。

少なくともその繋がりには曖昧であるが、マリア・ルイーザ・デ・ブルボン・イ・パルマ妃の絶対的な支持を得たマヌエル・デ・ゴドイは、同妃の御蔭でわずか25歳にて王室警備隊の公式信任状だけで権力の座に上った。彼はフランス・スペイン同盟の支持者であり、スペイン北部に位置する隣国フランスの援助を得てポルトガルに侵攻し、分割と併合を進めるための意図を持ち、その機会を窺っていた。

スペイン国王カルロス4世と助言者たちの幾人かは異なる立場をとり、スペインから嫁いだ娘の夫が国王として統治しているポルトガルとは平和を維持することを目論んでいた。カルロス4世は、ポルトガル摂政ジョアン王子とカルロス4世の娘カルロッタ・ジョアキーナを交えての3者会談さえも提案するに至った。1796年1月23日に、ポルトガル国境に接したスペインの村バダホス、24日にポルトガルの村エルヴァスにて会談が実現され、マドリードとリスボンの王室の間で政治的接近を促進し、フランスとイギリスの確執を前にポルトガルの中立を獲得する狙いがあった。

アストゥリアス公、将来のフェルナンド7世（在位1808, 1814-1833）は、王位に就いたときには種々の約束事を果たさず、ゴドイから距離を置くように操作するにしても、すべての活動の自由を維持するために、二つのグループの間で慎重な中立を維持し、内紛に巻き込まれないように努めた。

ポルトガル王室とスペイン王室の最も卓越した成員間での会談の結果を受けて、アンジェージャ侯爵家出身の駐マドリード・ポルトガル大使ディオゴ・デ・ノローニャは、ポルトガルの偶発的中立についてフランスと交

渉するための最初の土台を含む覚書を4月13日に提示した。7月、駐ハーグ・ポルトガル代表アントニオ・デ・アラウージョ（1754-1817）に対して全権と指示が与えられ、その間にパリ政府への特使・全権公使に任命された。両国の間での平和再構築条件をフランス総裁政府と交渉する任務があった。

ポルトガル特使は10月12日に到着し、託されていた仕事を始めた。その間、フランス総裁政府が、1700年以来締結された様々な条約で定められたカイエンヌ（フランス・ギアナ）とカーボ・ド・ノルテ（アマパー）の間にある国境線について、固執して自らの都合の良ように修正しようと努め、フランスとポルトガルの確執が再び表面化した。フランスとポルトガルとの間の条約で決められた国境線は、常にオランジェ岬に注ぐオイアポケ川であり、内陸部においてはトゥムクマケ山脈であった。フランス人将軍シャランヴィルやシャルル＝マリー・ド・ラ・コンダミーヌによって提示された異なる識別を根拠として用いて、フランス人たちは国境線をカーボ・ド・ノルテとマイアカレー川、カルソエネ川、アラグアリ川、もしくは、カラバポリ川と結びつけようとした。カイエンヌの限界線を最後の川まで拡張する状況であり、そうすると、フランス人たちがアマゾン川の支流や水域に到達すること、また、その南米フランス植民地の範囲をおよそ40万平方キロメートルまでに拡張することを可能にさせるものであった。その上、フランスは、ブラジル沿岸において捕鯨船基地となることが可能と思われるひとつの港を欲していた。

ポルトガル領アメリカ〈訳者注：南アメリカ大陸のブラジル〉におけるフランスの領土的野心に対して、ポルトガルの反応は確固として拒否的であった。その時期には、ルイス・ピント・デ・ソウザ・コウティーニョ（1735-1804）が外務・戦争国務長官を務めており（1788-1801, 1803）、アントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードに対して、「結局のところアマゾン川左岸に位置する領域の減少と河川の航行は、巨額の金額が関

わっている以上、とても困難な状況になっている」と知らせた。このフレイズは、ポルトガル政府の対フランス交渉戦術が、ブラジル領土に関するすべての事柄において可能なことの限界までも非妥協的であることを示す。殊更、アマゾン川北岸境界線問題においては、自由な譲渡となれば、特にダイヤモンドその他などで賠償を要求しようとするものであった。

ポルトガルに侵入し、ポルトガルを分割することを目論んだフランス・スペイン秘密協定が調印されたことにより、アントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードは、1797年4月26日にパリを離脱するように脅されたが、当時は具体化するに至らなかった計画であった。

その脅しに不満を示したリスボンは、7月2日、ポルトガル・フランス間で和平を取り戻すことを目的とした協議を再開する意味において、自国特使に新たなパスポートをパリに請求した。

フランス政治の不安定な情勢により、1797年7月18日のシャルルド・タレイラン（1754-1838）がシャルル・ドラクロワと交代した総裁政府外務大臣職の異動によって、ハーグにいたポルトガル外交官を特使として就任させ、その日の内に必要なパスポートを発行するなど、交渉を加速させた。ポルトガルとの係争を終わらせて、オーストリアとの交渉遅延という政治的帰結を緩和させることが緊急であったことを示すものであった。

激しい議論の後に、フランスは、ポルトガルとの二国間のアマゾン地方領土の境界としてカルソエネ川（北緯およそ2.5度の位置）を承諾し、ポルトガルはブランコ川におけるフランスの航行を許諾した。それほど困難ではない残りの地点の問題は解決され、**1797年8月10日、パリ条約**が締結された。

8月23日、ポルトガル全権大使によって署名された条約が特別便でリスボンに到着したとき、その条約は駐リスボン・イギリス大使ロバート・ウォルポールの反対姿勢を生じさせた。グランヴィル卿の指示に従って、

ロバート・ウォルポールは、同条約4項と5項は、1703年5月16日のリスボン条約との関係で問題になるとみなしたイギリス政府の見解を伝えた。

アゼヴェードによって交渉された条約については、ポルトガル外務大臣ジョゼー・デ・セアブラ・ダ・シルヴァの支持にもかかわらず、9月10日、特にブラジル北部国境におけるポルトガル利益のためには不利とみなされる条項を含んでいると申し立てるとともに、摂政ジョアン王子によって同条約はわずかに部分的に批准された。フランスとポルトガルの2国間で契約するアマゾン地域に関して、代案として、南から北に流れ、または北から南に流れて大西洋に注ぐ川が山脈や台地によって分けられているので、カルソエネ川の源から国境線を定めてはどうかと提案した。アマゾン地域では、ポルトガルとフランスの領土を分けていたすべての境界線は、オランダが占有する領地との境界線を見つけるまで決着しなかった。

9月4日のクーデターは、調停された境界線はフランスの利益のためには不適切と考えていたフランソワ・バルベ＝マルボアが率いた五百人会の抵抗を消滅させることになった。結局、9月12日、現実路線と総裁政府に抵抗するメンバーを除いた五百人委員会によって境界線が承認された。

同月20日、協定の交渉と承認における行為を公式に批判する文書と様々な条項の代案がアゼヴェードに対して送付された。ブラジル北東部の国境線の利益を最善の方法で維持すること、イギリスの要望を満足させることに動揺したものの、摂政ジョアンはその決定が引き起こす否定的結果について、まったく評価しなかった。当時、主要な大陸の大国を平穩にさせる機会を失い、フランスが初期の意図に基本的に同意した協定の承諾を拒否したことによる敵対的状況を生み出すことになった。

このような状態で、ポルトガルは1797年の条約を完全に批准し、有効にならなかったのもので、タレイランはポルトガル政府に1カ月の延期を与え

ることになった。しかし、パリでの部分的な批准の容認は、10月26日付けで、8月条約を無効にする総裁政府命令の承認へと至った。翌日、フランスがポルトガルに宣戦布告したとポルトガル特使がポルトガル政府に伝えた。12月28日、全権を持ったアントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードがパリのタンプロ塔に拘留された。結局、彼は1798年3月28日になってやっと解放され、フランス国内から追放されたのだった。

更に、ポルトガル政府の態度に対する報復として、ポルトガル本国と特にブラジルをはじめとする海外植民地を繋ぐ艦船を攻撃する激しい軍事作戦をフランスが展開した。かなりの損失を出した状況にあって、フリゲート艦アンドリーニャは劣勢にありながらも、フランスの攻撃に対して粘り強く抵抗したのは象徴的な事柄として特筆に値する。

1798年から1799年の間、ポルトガルは特に、全権アゼヴェードと交代したディオゴ・デ・ノローニャ（1798年8月14日付け）を通じて、1797年の条約の基本事項をフランスと再交渉することを試みたが、失敗に終わった。ポルトガル代表ディオゴ・デ・ノローニャは結果を得ることなしに、10月4日にパリから退去した。

ポルトガル国王マリア1世の病気により、この国際的危機が王子ジョアンの摂政政治を不可避にした（1799年6月15日付け勅令）。

弟ルシアーノを駐マドリード大使に指名した時、第1コンスルのナポレオン（1799-1804）は、反抗的なポルトガル政府が、フランスの領土と政治的要求と、スペイン政府が表明することに譲歩するように、ポルトガルに対して軍事的圧力を行使するようにスペインを説得することを目指した。

浮上してくる適時性に直面したナポレオン外交の突然の変更の典型的な例は、いかなる信頼性もなく破棄されることになった条約を楯に取ったことだった。1801年1月7日、パリでポルトガルとの平和条約を発し、ポルトガルに侵入し、分割する目的で、同月29日マドリードでフランスとスペインの代表者の間で同盟条約を締結した。

特に、ゴドイとスペイン王妃と共に行ったルシアーノ・ボナパルトの手続きは実現することになり、1801年2月5日、突如としてスペイン軍がポルトガル南部（アレンテージョ地方）に侵入し、ジュロメーニャとオリヴェンサを占領した。正式な宣戦布告は、カルロス4世が根強く反対していたこともあって、同月29日になってようやく署名されるに至った。

ポルトガルとスペインの対立はアメリカ大陸ポルトガル領の国境線においても影響があった。中西部において、パラグアイ総督ラザロ・デ・リベイラは、ヨーロッパでの対立を利用してマト・グロッソ地方におけるスペイン領を拡大しようと決断し、当時、陸軍中佐リカルド・フランコ・デ・アルメイダ・セーラが指揮していたノーヴァ・コインブラ要塞を攻撃して紛争が始まった。スペイン軍の優越性はなく、ポルトガルの守備の抵抗を負かすことができず、ポルトガル竜騎兵中尉フランシスコ・ロドリゴ・ド・プラードの指揮した軍は、パラグアイ総督によって建設が命じられたアバ川の岸にあるサン・ジョゼー小堡を征服した。この作戦の失敗によって、スペイン軍は撤退を余儀なくされ、南米の当該地域の国境線は変更されずに維持された。

南部地域において、リオ・グランデ・デ・サン・ペドロ（・ド・スル）の住民は、マドリード条約（1750）によってセテ・ポヴォス・ダス・ミッソニスから返還されないコロニア・デ・サクラメントの損失について不正の感情を強く抱いていた。

ブラジル総督セバスティアン・シャヴィエル・ダ・ヴェイガ・カブラル・ダ・カマラは、イベリア半島両国の戦争の知らせが彼に届くや否や、アメリカ大陸ポルトガル領とスペイン領の間でもっとも激しい対立地域の防御を確かなものにするために軍事的準備に着手した。

エルヴァルを通してミリン湖近くのタスアラオ川に派遣されたポルトガル軍は、セーロ・ラルゴに集中していたスペイン軍と短いながらも交戦した。そこで、陸軍大佐マヌエル・マルケス・デ・ソウザは攻撃に出ること

を決断すると、敵軍を倒し、降伏させた。このようにして現在のブラジル南部国境線であるシュイ水流までの沿岸支配を確定することになった。

パルド川西では、陸軍中佐パトリシオ・ジョゼー・コレイア・ダ・カマラの竜騎兵連隊が、同盟先住民族の支持を得ながらジョゼー・ボルジェス・ド・カント指揮下で、ウルグアイ東側を攻撃すると、スペイン軍とその同盟ガラニー族を敗走させ、サン・ミゲルとサン・ボルジャを降伏させた。これらの稜堡の征服は、セテ・ポヴォス・ダス・ミッソンイス地域の住民の逃亡や投降により、残りの集落を連鎖的崩壊へと導き、その地域の政府権限は曹長ジョアキン・フェリックス・ダ・フォンセカ・マンソに委任された。

混乱したスペインの財務状況、スペイン軍の崩壊、カルロス4世が正当化された理由なしに戦争を継続することに躊躇したことなどが、ゴドイとフランス大使に敵対行為を辞めさせ、ポルトガルとの交渉を始めさせることになった。将来のバルセマン子爵ルイス・ビント・デ・ソウザ・コウティーニョの参加に期待しながら、5月21日にマドリードで最初の平和協議が始まったが、外務・戦争省はルシアーノ・ボナパルトとマヌエル・デ・ゴドイが代表することになった。

交渉におけるナポレオンの弟の存在は、フランスがスペインに行使する強大な影響を顕著に示し、フランス従属国家への道を速めるものであった。平和の再構築は、1801年6月6日、バタホス条約でなされた。その条約を通じて、スペインはオリヴェンサを除く占領した都市をポルトガルに返還することを約束していた。第1コンスル（ナポレオン）がその条約を批准しなかったことで、ポルトガルとフランスの間で個別に交渉が続行された。

1801年の戦争は「オレンジの戦争」と知られ、スペインとポルトガルの海外領土の国境線にも同様に反響があった。アマゾン北部地域における二国家の領土の限界について、ルシアーノ・ボナパルトによる最初の申し

出は、ポルトガルがマカパー要塞を譲渡すること、その緯度までフランス国境線を前進させることから構成されていた。ポルトガル交渉人ルイス・ピント・デ・ソウザ・コウティーニョの非妥協性によって、アラグアリ川によって限定される境界をフランス全権大使が代案として出すことになった。大西洋に注ぐその川は、イーリャ・ノーヴァとイーリャ・ダ・ペニテンシア近くのカーボ・ノルテの下方にあり、凡そ北緯1度と3分の1の位置になる。

会談の過程において、摂政ジョアン王子は自国代表者に対して、アフリカ・ギニア湾にあるプリンシベ島譲渡の代わりに、カーボ・ド・ノルテ国境線確定を提案するために指示を送った。しかし、フランス人たちは根本的にアフリカの領地の譲渡ではなくて、アマゾンへのアクセスにおけるカイエンス南部国境線の前進に関心をもっていた。

スペイン軍の動向と、フランス軍の侵入という脅威があり、ポルトガル全権代表はフランス大使の圧力に屈した。しかしながら、その解決はナポレオンを喜ばせるものではなかった。ナポレオンは自分の弟が甘かったとして非難し、フランス領ギアナの境界線はアマゾン川支流カラパナトゥバ川に向けて移動されることを要求した。そうすれば、フランスが常に求めてきた戦略的目的であるアマゾン川へのアクセスが可能となるのだった。これらのことは、不確定ながらもポルトガルとフランスの間での敵対を中止させた **1801年9月29日のマドリッド条約**で認められることとなった。

フランスの圧力によって政府職から離れていたロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョは、同年12月29日の書簡にて、フランス領ギアナの国境線拡張に関しての心配を摂政ジョアン王子に表明した。彼の見解によるとアマゾン川流域とベレンの町とパラ行政区域のポルトガル支配を深刻な危機に陥らせる出来事だった。

ポルトガルとスペインの間で平和を再構築したマドリッド条約締結の知らせがブラジル南部リオデジャネイロに到着した時、その地域での状況は

不可逆的であった。つまり、スペイン人たちはヨーロッパ大陸のオリヴェンサを、ポルトガル人たちはアメリカ大陸のウルグアイ東側を保持していた。

イエーナでプロシア軍を打破（1806年10月14日）した後、ボナパルトは島国の敵（イギリス）を屈服させるために、経済戦争を選択することを決めたので、1806年11月21日、ベルリンにて大陸封鎖令を発令した。艦船、商品、イギリス人商人に向けてすべてのヨーロッパ大陸の港を強制的に閉鎖することを通じて、フランス皇帝は、自国の産物を売るために外国市場を必要としていたイギリスの商業、商船と強大な産業を破壊させる目的で、大陸からイギリスを完全に孤立させることを計画していた。

ナポレオン1世（1804-1814）の計画の実現は、結局のところ、ポルトガルが大陸封鎖に参加することにかかっていた。大西洋の非常に大きな両対岸の2面を含むポルトガル沿岸地域、港、軍艦や商船の戦略的価値とポルトガル帝国のコントロールは、イギリス・ポルトガルの商業の生産物や大規模な経済的意味の他に、最大級の重要性を帯びていた。近隣国に公国を創ることを熱望したからには、ナポレオンの意向に沿ったポルトガル侵入計画のために、ゴドイに事実上指揮されたスペイン政権の軍事行動は進展していた。

1807年半ばまでに、ボナパルトは東部戦線に専念していた。アイラウの戦い（1807年2月8日）とフリートラントの戦い（6月14日）におけるロシア軍の敗北は、ロシア皇帝アレクサンドル1世にティルジットの和約を確立させるに至り、イギリスとの友好を破棄し、大陸封鎖に参加させた。

その時から、フランス皇帝ナポレオンは、ベルリン命令にまだ従っていないヨーロッパ大陸の唯一の王国（ポルトガル）の対策に専念することができ、幾度も中断していたポルトガル侵入の早急な決断をした。7月29日、支援隊の他に2万5千人の歩兵（将軍ドラボルド、ロワゾン、トラ

ヴォールらの師団)、3千人の騎兵(将軍ケラーマンの師団)と千三百人の砲兵を擁した侵入軍が集結し始めた。

8月12日、フランス外交官(レイネヴァル)とスペイン外交官(カンポ・アレグレ)が、ポルトガル政府に最後通牒を渡した。8月21日に閣議で承認されたポルトガルの答えは、侵入を回避するための最後の試みとして、フランス・スペイン陣営によって提示された様々な要求を承諾することだった。

ポルトガルの回答に不満なバリとマドリード政府は、自国の外交官にリスボンを退去するように命じ、10月1日に実際に外交官が去った。9日、ポルトガル船が大陸の港に入港禁止、同時に港に繋留していたポルトガル船の拿捕が発令された。12日、将軍アンドシュ・ジュノーに指揮されたジロンダ偵察隊が、スペインを超えてポルトガルに侵入するように命令を受けた。

状況の急速な悪化を前にした摂政ジョアン王子は、将来のフンシャル伯爵ドミンゴス・デ・ソウザ・コウティーニョ⁽⁵⁾(1760-1833)に対し、フランス・スペインの切迫した侵略を目前に控えて、イギリス政府と共同行為を取るように秘密裏に協議するように命じた。駐ロンドン・ポルトガル外交代表は直ちに外務大臣ジョージ・カニングと1807年10月22日の秘密協定を協議した。予想のように、敵の軍隊によるポルトガルの領土侵入が確認される場合には、ブラガンサ王朝の誰かが逮捕されることや、トラファルガー海戦(1805年)の大敗以来顕著に弱体化したフランスかスペインの艦隊にポルトガル海軍が編入されることを避ける方法として、ポルトガル王室とポルトガル海軍はブラジルに退避すべきであるとされた。

1807年10月27日のフォンテンブローの秘密条約は、将軍ミシェル・ドゥロックと参事官エウジェニオ・イスキエルド・デ・リヴェイラ・イ・

(5) 1803年から1814年まで駐ロンドン全権公使

レザマによって署名され、ナポレオン1世とカルロス5世によって批准された。この秘密条約は共同でポルトガルに侵入し、様々な箇所でポルトガルを分割することを予定していた。ポルトガル北部はエトルリア王に帰属すること。アレンテージョを含むアルガルヴェ公国は平和王子（将軍ゴドイ）に譲渡。ベイラ、トラス・オス・モテスとエストレマドゥーラはフランスが和平まで保持、統治すること。ポルトガル分割の結果による政治的個々の部門はスペイン国王に従属すること⁽⁶⁾。ナポレオン・ボナパルトとゴドイが侵入の実現を緊急なものとしていたにもかかわらず、ポルトガル・イギリス同盟は先行し、フランス・スペインの間での条約締結よりも5日前に共同戦略を決定した。

ジュノーの軍隊はベイラ地方から9月19日にポルトガルに侵入した。実際に平行して、将軍タランコ、カラファ、ソラノの師団のおよそ2万7千人の兵士がポルトガル領土に入り、北部と南部の地方を占領した。5万7千人の軍人と数万人が待機しながらも、ミーニョ、ベイラ、アレンテージョの国境から4個の軍隊が同時に侵入したので、いかなる抵抗も全く不可能となった。そのような状況なので、24日、ポルトガル閣議は王室、政府、海軍をポルトガル領アメリカ（ブラジル）に移転することを同意する考えを述べた。

アントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードの11月26日の声明は、平和が訪れるまで王室の住居をリオデジャネイロに移し、同時に統治委員会を創設する摂政王子がとった決断を国民に知らせた。1807年11月29日の朝、50隻以上の艦船がテージョ川からブラジルに向けて出航した。副提督マヌエル・ダ・クーニャ・ソウト・マイオールに指揮されたポルトガル艦隊は、王室の人びとと王国の最も重要な人物を移送する上に、多く

(6) Cf. *Collecção dos Tratados, Convenções, Contratos e Actos Publicos celebrados entre a Coroa de Portugal e as mais Potencias...*, coordenados e anotados por José Ferreira Borges de Castro, Lisboa, 1857, t. IV, pp. 528-532.

の商船を守っていた。その中には、摂政王子ジョアンと一緒にブラジルに行くことを決めた数千の人びと（貴族、軍人、法律家、政府職員、商人、地主）が乗船していた。同時に、イギリス提督シドニー・スミスの艦隊もリスボンを去った。激しい嵐やリパテージョにて洪水で阻まれながらも、フランス・スペイン軍の強力な前進があったにもかかわらず、ジュノーはナポレオンによって彼自身に命じられた最も重要な二つの戦略を具体化することを成し得なかった。それは、ブラガンサ王朝の家族を捕らえる事とポルトガル海軍を奪う事だった。

2. 在リオデジャネイロ政権時におけるブラジル国境 (1808-1821)

バイアに滞在中（1808年1月22日-2月26日）、ポルトガル摂政ジョアン王子は最も重要ないくつかの決定を下した。その中でも、友好国との貿易に関して、ブラジルの港の開港を命令した1808年1月28日の勅令の公布が傑出する。

1809年3月8日、摂政ジョアン王子は王室の到着を待っていた群衆の熱狂に包まれたリオデジャネイロに上陸した。親仏派リーダーのアントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードが力を持っていた最後の本国の政府は、彼のフランスとの和平政策の失敗が理由で信用を失っていた。新しい政治局面の特異な性質に対応して、摂政ジョアン王子は、イギリスとの同盟を深めてフランスの不屈の敵である人びとによって取り囲まれたブラジル官房長官と彼を交代させた。

3月11日、摂政ジョアン王子は閣議構成を改革して⁽⁷⁾、新たな内閣を組

(7) 以下のメンバーから構成された。イギリスと親英派からの厳しい圧力があつたものの王子の最高顧問として排除されなかったアントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェード、フェルナンド・デ・ポルトガル、アナディア子爵、

閣した。フェルナンド・ジョゼー・デ・ポルトガルを決裁助手とブラジル内務省長官（伝統的にポルトガル王国の）、ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョを外務・戦争省長官に任命、アナディア子爵ジョアン・ロドリゲス・デ・サー・イ・メーロを海軍・海外領省に留任させた。年末（12月17日の勅令）、内閣の委員は、貴族の称号で栄誉を与えられたり、もっと上の階級の称号を受けた。フェルナンドはアギアル伯爵、ロドリゴはリニャーレス伯爵、そしてアナディア子爵は伯爵となった。

1808年5月1日、閣議の委員に相談した後、『フランスに関してそしてフランス皇帝に対して宣戦布告を余儀なくされた理由についてのポルトガル宮廷の行動の根拠と正当化された声明もしくは説明』が広められた。ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョが書いたその文書は、1793年以来のポルトガル・フランス関係の進展をまとめ、ポルトガル国家とその臣下（国民）に対して犯した多くの損害と敵対行為をヨーロッパに対して明らかにし、「法外で測り知れない野望」が示されたナポレオンの行為を格別に非難している。ブラジルに基盤を創ろうと目論んだ「新帝国の中心にある」ポルトガル王室は、いかなる理由もなくポルトガル王国に侵入した事実に応じて、フランスの臣下に対して海と陸から宣戦布告した。特にバタホス条約とマドリード条約（1801）、また同様に中立条約（1804）のように、脅迫のもとで締結された条約は無効であり何の効果もないと考え、ポルトガルは、自国の同盟国イギリスとの相互の合意なくして降伏しないと強調し、ブラガンサ家は決して本国の権利を譲渡しないと明確にし、最後に、ポルトガルの正当な権利の回復後にだけ平和が再構築されることができると表明した⁽⁸⁾。

1808年6月10日の勅令によって承認され、公示を通じて広められたポ

ボンバル侯爵、ベラス侯爵、アンジェジャ侯爵、ガルヴェエイアスの第5伯爵
ジョアン・デ・アルメイダ・デ・メーロ・イ・カストロ。

(8) Cf. *Collecção dos Tratados, Convenções, Contratos...*, t.IV, pp. 274-285.

ルトガルの宣戦布告は、敵船の捕獲や略奪を認め、フランス帝国に対して海と陸から最大の損害をもたらすためにすべての方法を使うように臣下を刺激し、戦闘に起因する捕獲品は王室国庫に向けての如何なる差し引きもないことにした⁽⁹⁾。摂政ジョアン王子が出発する少し前に刊行していた指示を正式に無効にするポルトガル王国での二つの文書を広めることは、国民に対して非常に重要な刺激を構成した。王室の命令がなくても国民はすでに戦いを仕掛けており、フランス軍によって猛烈に阻止された深刻な偶発事件の源となっていた。

摂政ジョアン王子がナポレオンの侵入に応戦することを決断し、海と様々な大陸においてフランスと開戦する状況となった。フランス領ギアナを占領する目的で、ポルトガル軍を派遣し報復に出ることにした。リオデジャネイロの内閣は機能を始めて間もなく反撃について取り組みはじめた。3月22日、ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョが、グラン・パラ知事陸軍將軍ジョゼー・ナルシーゾ・デ・マガリャンイス・デ・メネーゼスに向けて、カイエンヌ征服を目的とした軍隊を構成するように最初の指示を送った。パラの砲兵連隊司令官陸軍中佐マヌエル・マルケスによって指揮されたおよそ6百人の兵士の縦列隊が、1808年10月にベレンを出発し、12月1日にはオイアボケの北岸からフランス領ギアナを段階的に占領し始めた。12月終わり頃、縦列隊は様々なタイプの9隻の艦船から構成されたポルトガル海軍とともに、アブロウアゲ（以前のラガルト川）河口に展開し、カイエンヌ島の方角に向かう途中で3隻のフランス船を拿捕した。1月6日、ポルトガル・イギリス小艦隊に合流した（イギリスフリゲート艦コンフィアンサ号、ポルトガルブリッグ型帆船ヴォアドール号とレアルジョアン号）。陸上と海上の攻撃は、それぞれ中佐マル

(9) Cf. *Collecção da Legislação Portuguesa de 1802 a 1810...*, ed.de António Delgado da Silva, Lisboa, 1826, p. 519.

ケスとイギリス人司令官ジェーズ・ルカス・イエオによって計画、指揮された。

ポルトガル・イギリス軍はマイオリ川（Rio Maior）の河口に入り込み、フランス領の首都を包囲し、砲台、要塞、方形堡、塹壕などで強力に構成された城砦ネットワークを徐々に征服していった。作戦進行中、港の周辺に弾薬、食料、お金の他に、兵士百人を移送中で40個の大砲と300人の乗組員を擁するフランスフリゲート艦トバジオ号（Frigate Tobago）が出現した。防衛戦術に長けた一人のフランス士官が北岸に上陸したがポルトガル人によって直ちに捕獲された。その状況からフランスの敗北であることを理解すると、フランス船は沿岸を離れ、結局、フランス防御者たちは降伏するに至った。

ヴィクトール・ユーゲが代表のフランス軍は1週間の抵抗の後、1809年1月12日に降伏すると、ポルトガル包囲軍は2日後に町に入った。証言によると、戦争開始以来、海賊の基地になった港には、豊かな品物を積んだ40隻以上の拿捕された船がひしめき合っていた。

フランス皇帝ナポレオンがリスボン再征服の試みを断念しないので、ポルトガル王室は南アメリカでのナポレオンの敗北について、最大の周知をしようと努めた。リオデジャネイロのポルトガル政府は、ポンバル侯の高等教育改革で任用されたパラウの王室哲学教師が著した占領の賞賛書刊行に出資した。その中で、パラウの軍隊の勇敢な振る舞いを際だたせ、補足として重要な歴史的情報も提供した⁽¹⁰⁾。

フランス守備隊は本国に帰国させられ、カイエンヌ地域はポルトガルの占領下に置かれた。陸上侵攻軍司令官「ロジリヤン（ルーション）、パラウ、ゴイアニアの英雄」マヌエル・マルケスは、旅団長に昇進し、カイ

(10) CF. José Eugênio de Aragão e Lima, *À Tomada de Cayenna pelas Tropas do Pará Ajudadas pelas dos brigues Voador e Real João combinadas com as da fragata inglesa A Confiança. Ode Offerecida ao Príncipe Regente...*, Rio de Janeiro, Na Imprensa Régia, 1810.

エンヌ知事となった（1809-1810）。その後、ミナスの司法官、将来のケルース侯爵ジョアン・セヴェリアーノ・マシエル・ダ・コスタに交代した（1810-1917）。彼はカイエンヌとフランス領ギアナ植民地の行政長官の肩書きの下で、司法と行政の事柄に集中した。防衛については軍に託された。1809年10月以降、軍統治者の任務を負ったマヌエル・マルケスは陸軍大佐ペドロ・アレシャンドリーノ・ピント・デ・ソウザに交代したが、「征服者」旅団長マヌエル・マルケスは1812年にその任務に復帰した。偶発的にもフランスが取り戻そうと試みるその地域のポルトガル主権と防衛は、パラ州とベルナンブーコ州の兵士を中心として、およそ1300人からなる分遣隊によって保証された。

ポルトガルの占領は、フランス領ギアナの住民には親切なものだった。報復をせず、生命と財産の安全、司法裁判システム（ナポレオン法典）を有効に維持することを保証した。フランス軍がポルトガル本国の住民に対して、街や村を略奪し、炎上させた暴力や残忍な無数の行為とはとても違った状況だった。ポルトガル当局によるフランス植民地住民に対する取り扱いの穏健さは、フランス軍が新たにポルトガル本国に侵入することが予見されたからであり、摂政ジョアン王子の政府はこのような寛大な振る舞いで、ジュノーの軍隊による残忍な行為に苦しめられた本国の臣下たちに対して、新たなフランス軍侵入の復讐の激情から回避させるために貢献するものであった。

ポルトガル統治者はギアナにある資源を利用する一環として、異国植物園ラ・ガブリエルにある植物をブラジルに移植することを進めた。エティエンヌ＝ポール・ジェルマンの管理の下、特にセイロン原産のものなど、東洋種（クローブ、シナモン、ナツメグ、コショウ）が順応していた。そのフランス人植物学者は植物の移送に同行し、ベルナンブーコとリオデジャネイロの植物園に導入するための世話をするように命じられた。

植物（園）所有問題は平穏ではなく、プロヴェンサ伯爵ルイス・ブルボ

ン（将来のルイ18世）は、1813年10月15日付け文書にてその所有権を主張した。彼の見解では、その植物園はフランス国家ではなく、自分の「ポケットマネー」で創設したルイ16世の相続人に属するものであるからだとした。フランス王座に対するその主張は、何らかの言い訳にもならなかった。フランス革命以来、その植物園は国有財産に組み入れられているので、したがって、植物園所有権を申し立てる権利があるという特段の理由はなかった。

占領計画の初期におけるグラン・パラ知事に対し戦争省が送った司令（1808年3月22日）に明らかであるオプションには、フランスに返還される時にフランスがその再建を諦めるようにカイエンヌの全面破壊が描かれていたが、フランス領ギアナをブラジルに編入するポルトガル政府の突発的な計画の痕跡はない。ギアナをポルトガルが占領している間、その領域をグラン・パラ州に組み入れることを好むマシエル・ダ・コスタとマヌエル・マルケスの意見が優勢な非公式グループが結成された。

占領の目的は、まず第一に、フランスがアメリカ大陸の自国植民地を失うことでフランス皇帝ナポレオンに屈辱を与えることだった。将軍ユーグが軍法会議にかけられ、終身刑が宣告されたこと。和平会議が開始されるためのために相当な交換条件を得られるように、特にユトリヒト条約（1713年4月11日）で定められた境界線を決定的にフランス側に認めさせること。そして、アマゾン地域での拡張主義の願望を捨てさせ、同様にブラジル南部地域とヨーロッパにおける正確な国境線を確定することを目指したのは事実だった。

1808年5月1日の宣戦布告は、1795年の分離された平和の締結以来、ポルトガルに対するスペインの不忠実な行為についての厳しい忠告を含んでいる。ポルトガルに対するフランスによる脅迫と侵攻政策をスペインが協力していることを批判し、特にオリヴェンサを占領し屈辱的な条約が締結されることになった1801年の紛争におけるスペインの役目を激しく非難

している。しかし、不思議なことに、ジュノーの軍隊が協力したスペイン軍参戦については言及せず、またスペイン国王に対して宣戦布告をしていない。

この態度について二つの仮説を提示することができる。一つ目は、摂政ジョアン王子は主要な敵との戦いに集中する方を選び、ポルトガル領アメリカ（ブラジル）のほとんどの国境線に接するスペインの軍隊と敵対することを意図しなかった。二つ目の可能性は、フランス・スペイン同盟と対ポルトガル政策の主要な責任者と見なされたゴドイ失脚の素早い認識の結果かもしれない。摂政ジョアン王子は、1808年8月29日付けの手紙で、妻カルロッタ・ジョアキーナ（訳者註：カルロッタ・ジョアキーナはスペインからポルトガル王室に嫁いだスペイン人）による、スペイン統治権を維持するために保護と援助の要請に答えた。「スペイン国王とフランス帝国の内部に引き抜かれて導かれてしまった王室家族を保護すること」。リオデジャネイロ到着後に刊行された声明書に明らかなように、「フランス軍を通過させ、ポルトガルに侵入するために結合したスペインの行為に対する正当な不快感を表したが、この処置をせず、むしろ誠実なスペイン人が必ず持つに違いない悲しい感情の正しさを認めたかった。状況から、スペインの王子たちの利益と安全にあまりにも反する行動を実行することを余儀無くさせられた」⁽¹¹⁾。

ヨーロッパにおける事柄もまた当然のことながらブラジル南部国境線に対して重要な反響があった。スペインがフランスと同盟し共にポルトガルに侵攻しているのも、摂政ジョアン王子の政府は、スペイン副王国プラタがポルトガル軍に占領される条件で、リオデジャネイロの宮廷に服従すべきだとブエノスアイレス市参事会に連絡することを決定した。

(11) Pub. in Ângelo Pereira, *D. João VI Príncipe e Rei. A Retirada da Família Real para o Brasil. 1807*, Lisboa, 1953, pp. 223-224.

ポルトガル宮廷の新しい本拠地ブラジルにおいて、政府と王室行政機関の組織化とほとんど平行して、イベリア半島においてその時までポルトガル人統治者たちが携わっていた政治状況を根本から変えるような事が起こっていた。

フォンテンプロー条約と、そして必要であればジュノーを援助できる予備軍を創設するという理由を出して、ナポレオンはスペインにおよそ10万人を駐留させるために、ポルトガルを占領するためのフランス軍がスペインを通過する口実を利用した。フランス分遣隊はフランスとエブロ川の間位置する要塞や町を体系的に占領を始めた。

ゴドイは、フランス皇帝の属国となりつつあったスペインを導いていた仕掛けに気づき、ナポレオン・ボナパルトの本当の意図を感じとった唯一の統治者だった。多くの間違いや卑しい行為をしたものの、ゴドイはポルトガル宮廷の例にならない、スペイン王室家族を安全にしようと努めた。さらにバレアス諸島かメキシコに王室を緊急に移すことを進言し、同時に秘密裏にイギリスに支援を要請した。平和主義者カルロス4世の声明でこの計画の実現化がなされた。フランス・スペインの紛争（1808年3月16日）に直面し、中立の立場を採った。またマドリッド近郊アランフェス宮殿に宮廷を直ちに移し、フランス軍が不在でありその後の命運の最終決断ができるセヴィーリャに向かう準備をした。

スペインの国家の自治を深刻に悪化させた酷い状況の中で、スペインの統治者らによる危険で間違った戦略的オプションが採られているにもかかわらず、ゴドイの計画は適した答えとして浮上した。その間、逃亡の可能性は、国家の重要な利益の周辺に王室家族が結束することを予想させた。起こったのはまったく反対のことだった。王妃 MARIA・ルイーザは、長男、アストゥリアス公を嫌っていた。その王位継承者は、今回はゴドイを憎み、彼を倒すために激しい陰謀を企てていた。深く割れた宮廷の真ただ中で、権威がなく、無気力で、病気のスペイン国王が、お互いに屈服さ

せようとしていた二つの対立するグループを無意味ながらも仲裁しようとしていた。

王位継承者に最も親しい協力者である聖堂参事会員エスコイキス、インファンタドとサン・カルロスの公爵たちは、特にゴドイがブルボン王朝を「横領者」ナポレオンに譲る準備をしているという噂を広めた。これらの出来事は、アランヘスの暴動（3月17-18日）を起こす原因となった。また、やっとのことで命は助かったがゴドイの酷い不人気も暴動の理由だった。19日、カルロス4世は息子に譲位したが、21日には結果としてのこの決定は無効とみなされた。23日、皇帝ナポレオンの義理兄弟で臨時代理人である將軍ミュラが、強大な軍隊の先頭に立ってマドリードに到着すると、スペイン新国王としてフランスが認識することを期待していた民衆によって大歓迎された。翌日、新国王は意気揚々として宮殿に入った。

二つのグループは、暴動と二人の国王の存在から、ブルボン家を王位から追放し、罫を仕掛け、自分の家族の誰かと交代させることに決めたナポレオンの支持を得ようとしていた。臨時政府を立ち上げたフェルナンド4世は、集合はブルゴスに取り決められていたにもかかわらず、バイヨナに最初に到着した（4月20日）。26日には、ゴドイが収監されたがすぐに解放された。30日には、カルロス4世と王妃が囚われの身から自由になった。

「ヨーロッパの暴君」の強制によって、特にアントニオとカルロス両王子などのまだスペインにいた王室家族のすべてのメンバーをフランスへ移送することが命じられた。マドリード市民がその要求を知ったとき、市民は王子たちが出ていくことを妨げようとオリエンテ宮殿に集まった。フランス軍との衝突は避けられなかった。ミュラは、群衆が散会するように命じ、主として大砲を放つことを利用すると、有名な「5月2日」の虐殺の結果となり、翌日にはゴヤによって描かれて永久に名を留めることになったモンクロアの銃殺があった。スペイン国民が侵略者に対して武器を手に

持った一方で、スペイン国王たち（父と息子）は承認を勝ち取ろうとするナポレオン・ボナパルトを前にして剣で闘った。

フランス皇帝は自分の目的、つまり南隣の国の支配を達成するために、スペイン王室の主要な人物の間に存在する憎悪に巧みにつけ込んだ。スペインのブルボン家の深刻な亀裂を利用し、何のためらいもなく思いのままに脅迫し、父がまだ王と見なされていたのでフェルナンド7世に王位から降りるように強制した。続いて、優柔不断なカルロス4世がスペイン王位をフランス皇帝に譲るように説得した。そして皇帝は、新しい属国スペインの王位に、当時ナポリ王だった（1806-1808）自分の兄ジョゼフ・ボナパルト（1768-1844）を就かせた。純粋なスペイン人為政者たちは戦争終結（1814）までフランス領土（ヴァランセ）に囚われた。このように、ボナパルトがポルトガル侵入するのを最も刺激し、支持した人たちが捕虜となった（特に、責任の順番にゴドイ、王妃マリア・ルイーザ、カルロス4世）。彼らは、略奪戦略における指揮官から捕虜に変貌した。ナポレオンの崩壊とスペイン王室家族の解放の後に、フェルナンド7世はマドリードに堂々と帰還したが、カルロス4世とゴドイは故郷に戻る条件がなく、余生を国外で過ごした。カルロス4世はローマで死去（1819）、ゴドイはパリで死去（1851）。バイヨーナの議会（6月15日から7月7日）は憲法を承認し、同日、ホセ1世（1808-1813）が宣誓し、7月9日に自分の新しい首都に入った。

マドリードの虐殺と外国人国王の強制により、民衆はフランス人に対して蜂起し、『独立戦争』（1808-1814）と呼ばれるものに発展した。この大きな出来事は特にポルトガルで重要な影響があった。スペインの師団はポルトガル領土を捨て、様々な地点でフランスに抵抗する反撃があるポルトガルを制御する任務をジュノーの軍隊に託した。また、ポルトガルとスペインの関係に大きな重要な変化が認められ、共通の敵に対して同盟し、イベリア半島におけるイギリス軍干渉の要請もなされた。しかしながら、本テ

キストのテーマはブラジル国境線に関するものなので、ポルトガルとスペインの本国の事柄の展開については接近しない。

スペイン王室家族の取監やその他の出来事についての知らせがリオデジャネイロに着くと、大きな動揺が起こった。ポルトガルとブラジルの王妃カルロッタ・ジョアキーナ・デ・ブルボン¹²は、カルロス4世の娘でフェルナンド7世の姉であり、ナポレオンの手が届かないところにある王朝の最も重要なメンバーとなっていた（もう一人、その甥ペドロ・カルロス・デ・ブルボン・イ・ブラガンサもリオデジャネイロの宮廷に住んでいた）。この新しい状況は、摂政ジョアン王子が、スペインのプラタ地方を併合する計画を実現することをモラル、政治的に阻んだことだった。

8月19日、カルロッタ・ジョアキーナは、ポルトガル本国の国民に対して声明書を送り、王室家族のメンバーは自らの権利のために戦うことを阻害された状態にあるが、和平が訪れるまで自らを防衛受託者であると考え、と表明した。同日、スペインの二人の王子が、「スペインとインドの王位」のために、ブルボン家の諸権利に対応、保存、防御するための支援を要請する要望書をポルトガル摂政王子に渡した。また同日、摂政王子ジョアンは向けられた要望に対して好意的に返答した⁽¹²⁾。

摂政王子ジョアンは将来のパルメーラ伯爵であるペドロ・デ・ソウザ・イ・オルステインを、国王が囚われているために行政権を行使していたスペイン中央政府に向けた全権大使に任命した（1812年4月11日）。そのポルトガル全権大使は、カルロッタ・ジョアキーナの摂政政治への権利を擁護すること、オリヴェンサの返還を要求することを主な任務とした。3年間にわたり影響力のある人物と交渉し、憲法制定議会（1810年9月24日から憲法公布日1812年3月19日まで勤めた）がカルロッタ・ジョアキーナをポルトガル摂政政治の配偶者で共同運営者と認めた。更に私設秘

(12) Pub. in idem, *ibidem*, pp. 219-225.

書ジョゼー・プレザが展開した努力にもかかわらず、目指した目的のすべてを達成することができなかった。

いわゆる「自由党」は憲法規定によって選ばれた摂政議会を採用し、王子を補佐する公爵、フェルナンド7世の寵臣、摂政職の一人と同じ意見となった。この方策によって戦略的、商業的利益を共にして力をあわせることができる一時的なスペインとポルトガル王室であるが、両国の併合を望まないイギリスの支援を当てにしたものだった。カルロッタ・ジョアキーナを支持するいわゆる「反革命党」は、カルロッタ擁護派の重鎮である第4軍団司令官フランシスコ・バレステロス将軍が囚われてセウタに追放された痛手に対する復讐に必要な支持を集めることができなかった⁽¹³⁾。

スペイン本国での出来事とリオデジャネイロで出された声明は、プラタ地方の副王国独立支持グループ（将軍ベルグラノー、商人サトゥルニーノとニコラス・ロドリゲス・ペーニャ、大卒学位保持者のファン・カステリ、マヌエル・アルベルティ、イポリト・ヴィエイテス、マヌエル・デシリゴエン、パッソ兄弟など）が、カルロッタ・ジョアキーナ・デ・ブルボンにプラタ地方の将来の独立王国の王位を与える雰囲気を作った。実に、パルメーラ伯爵の証言によると、王子妃カルロッタ・ジョアキーナは、カデイスの議会においてアメリカ大陸のスペイン植民地を代表する議員が構成されたいわゆる「アメリカ党」からの大きな支持を得ていた。その党は、継承に関する議論において、すでにアメリカ大陸に住む王室家族の一人を望んでいるのでカルロッタ・ジョアキーナを全面的に支持することを明らかにした⁽¹⁴⁾。

決定の複雑なプロセスの後に、ポルトガル摂政ジョアン王子はプラタ地

(13) Correspondência de D. Pedro Holstein para D. Carlota Joaquina (Cádiz, de 1 de Setembro de 1811 a 4 de Novembro de 1812), pub. in *ibidem*, pp.225-252.

(14) Carta do conde de Palmela a D. Carlota Joaquina (Cádiz, 15 de Junho de 1812), pub. in *ibidem*, pp. 249-252.

方の事柄について中立を宣言し、配偶者共同運営を希望する支持者たちを支持しないことに決めた。ポルトガルはスペインと和解して、両国の軍隊はイギリスの支援を得ながらイベリア半島でフランス軍と戦闘していた。このような状況にあって、スペイン王室家族が囚われている間、スペイン摂政政治に関して、ブラジルの王子妃カルロッタ・ジョアキーナの権利を支持することが完全に適切であるならば、もう一つの細心の慎重を要する事業は、インド州のスペイン帝国の分離プロセスにポルトガル本国が入り込むことだった。しかし、ジョアンは、体制攪乱であるとみなしたプラタ地方のグループを信用しないだけでなく、自分の妻カルロッタ・ジョアキーナの衝動的で専横な性格を知っているの、自分の妻をブラジル南部国境線の近隣にあるスペイン領の王位につかせる危険を冒すことを意図しなかった。

1810年4月以降、アメリカ大陸のスペイン領での状況は深刻に悪化した。カラカス（フェルナンド7世の権利擁護委員会）での4月19日の動向の後に、ブエノスアイレスで5月革命（25日）が勃発し、副国王ヒダルゴ・シズネイロを廃位させ、現地軍司令官の陸軍大佐サアヴェドラによって指揮された第一議会に交替した。ウルグアイを独立させて勝ち取るうとしていたゲリラ軍指揮者アルティーガス、ソレーとロンドーたちを通じて、動乱がラ・プラタ川周辺に飛び火した。モンテヴィデオ参事会の知事エリオと東岸の住民たちが、ブエノスアイレスの併合主義者の考えに抵抗したので、ブラジル南部の国境線まで軍事活動と暴力が波及した。

摂政ジョアン王子は自国領土の近辺での無秩序状態の拡張を我慢することが出来ずに、国民がポルトガルの干渉を望み、ウルグアイ東岸の平穏を乱すゲリラを放逐することが望まれたモンテヴィデオ地方を平和にするように、リニャーレス伯爵を通じてリオグランデドスル総司令官に出撃指示を出した。ポルトガルの軍事干渉は、モンテヴィデオの包囲をしていたロンドーの軍隊と、同時にアルティーガスの軍隊を退却させた。

ロドリゴ・デ・ソウザ・コウティーニョは1812年1月26日に死亡した。フェルナンド・デ・ポルトガルの職務代理の後に、海軍・海外領土と外務と戦争の大臣を兼務するようになった第5ガルヴェイアス伯爵ジョアン・デ・アルメイダ・デ・メーロ・イ・カストロに代わった。スペイン領にてフランス軍とイギリス、ポルトガル、スペイン同盟軍との間の戦争の火がまだ燃っていたので、プラタ地方の紛争の平和解決を交渉することが彼に託された。1812年5月26日のブエノスアイレスとプラタ連合県の協定は、プラタ地方の平和の再構築とウルグアイの安全保障を目論み、将来のリオ・パルド伯爵ディオゴ・デ・ソウザの軍隊がリオグランデスル国境まで退却することが取り決められた。

1814年1月18日のゴウヴェイアス伯爵の死と、ヨーロッパにおける戦争の展開により、摂政ジョアン王子は、イギリスの軍事支援に頼ることになったフランス軍の度重なる侵入の結果である、ポルトガルの事柄に対するイギリスの過度な干渉を減少させる戦略を段階的にとても慎重に描くようになった。

1814年初頭、ナポレオンは敗北の瀬戸際にいた。ロシアで敗れたフランス軍は自国で戦争による被害を感じる時がきた。将来のウエリントン公爵（1814）のアーサー・ウェルズリーに指揮された連合軍が、疲弊した残留ナポレオン軍に対する厳しい反撃で敗走させていた。

ヨーロッパの状況は、国家の重要ポストにおいて、イギリス人を前に独立した立場を取れるような人物と交代を始める時期であると摂政ジョアン王子によって解釈された。そこで、摂政ジョアン王子はイギリス人と「親イギリス党」メンバーによって嫌悪されていたアントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードを外務・戦争省に選ぶことを決めた。イギリス人に最も嫌悪されている政治家の任命の可能性で、イギリス大使はイギリス政府が新しい統治者と公式コンタクトを維持することをアントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードに許可していなかったことを摂政ジョア

ン王子に伝えることになった。このイニシャティブはストラングフォード卿の全責任によるものであったが、イギリス外務省の支持を得られる可能性があることを確信した上でのことであった。摂政ジョアン王子は抜け目なく妥協したものの、1814年2月はじめに、アラウジョ・デ・アゼヴェードを海軍・海外領土大臣に任命し、厚かましい提案の多くに妥協を拒否したことでイギリス人に同様に嫌われていた人物であるアギアル侯爵をポルトガル王国の職と外務・戦争省の大臣の職を兼ねさせた。その後、速やかに、アラウジョ・デ・アゼヴェードは摂政の主要な顧問と政策決定者になった。突然、イギリスは、ポルトガル閣僚の中でイギリスの利益に好意的なメンバーを一人も有さなくなった。イギリス外交官の要請による2月14日に実現された新大臣との面会で、イギリス外交官はロンドンの（実在しない）命令だと言い訳をする状況を作り、突然の変更ながらもフェルナンド・ポルトガルとは交渉できないので、アラウジョ・デ・アゼヴェードも外務大臣に任命されるべきではないと示唆した。政権構成は摂政の独占の特権であるので、この提案について議論することは早々に拒否された。

ストラングフォードは、以上のことを知らなかったが、彼の努力は無駄だった。その時、摂政ジョアン王子はイギリス政府を前に、強力な立場をとる条件にあると感じ、すでに自らの決断をしていた。2月20日、父の精神障害により1811年に国家を率いていた将来のジョージ4世（1820-1830）であるイギリス摂政王子に対して、ポルトガル内政に耐えられないほど干渉してくるのでストラングフォードをリオデジャネイロの宮廷から退去させるように、摂政ジョアン王子は正式に要請した。意に反して、イギリス政府は、約12年にわたりリスボンとリオデジャネイロの宮廷で多くの仕事をポルトガルのためにしてきたストラングフォードを異動させることを余儀なくされた。12月31日付けの書簡を通じて、イギリス摂政は、ポルトガルの摂政によって「その大使の振る舞いが適当であるとみなされ

なくなってしまった⁽¹⁵⁾」状況を嘆いている。

摂政ジョアン王子の次の戦略の一步は、フンシャル伯爵ドミンゴスをロンドンの宮廷からローマの宮廷に異動させることであった。摂政ジョアン王子の決断の実現を避けることを目指す、あらゆる言動をとる者たちの策略によって、そのプロセスは、はかどらないものであった。実際に、イギリスに長年住んでいたそのポルトガル外交官は、困難な状況の中で、特に効果的に行動してきたが、もはやポルトガル利益とイギリス利益を区別することができず、自国の立場の擁護を損ねた。伯爵の称号に報いる仕事だと見られたが、ゴウヴェイアス伯爵によって除外されて外務・戦争省で兄を継げなかった事実で恨みが増幅した。当時、ドミンゴスはポルトガル大使というよりむしろイギリス大使であることを、摂政ジョアン王子はすでに感じていた。

予見できたように、西側と東側戦線における一斉敗北はフランス軍の行く手をなくしてしまった。ナポレオン1世は4月14日に辞任し、エルバ島に追放され、ルイ18世（1814-1824）の後ろ盾でブルボン王朝の復活が実現した。フランスと同盟強国との間の協定は4月23日に署名され、正式に終戦となり、1792年1月1日に存在した状態にフランス国境を戻すことを含めて平和の条件が律せられた⁽¹⁶⁾。

全権を与えられて作成された古い文書（1810年のもの）を見てみると、ドミンゴスはパリ会議においてまだポルトガルを代表することができており、5月8日にパリ協定にポルトガルが加入する証書に署名し、戦闘停止が規定された⁽¹⁷⁾。1814年5月30日の同盟強国とルイ18世の間の平和条約はフンシャル伯爵ドミンゴスによって署名され、10条はフランス領ギア

(15) Pub. in Coronel José Baptista Barreiros, *Ensaio de Bibliografia do Conde da Barca*, Braga, s.d., pp. 54-55.

(16) Pub. in *Collecção dos Tratados, Convenções.....* t. IV, pp. 468-472.

(17) Pub. in *ibidem*, t. IV, pp. 466-467.

ナのフランスへの返還を予定したが、オリヴェンサのポルトガルへの返還は保証されなかった。ポルトガル外交官ドミンゴスはすべての署名した代表者に宣誓書を配布させた。宣誓書には、1713年のユトレヒト条約で定められたことによると、南米大陸（ブラジル）北部地域における2国の宮廷の領域にある国境線はオイアポケ川に位置すること、いかなる不明瞭もなくフランスの承諾なしにギアナを渡さないようにとのポルトガル宮廷の明確な命令があったことが主張されていた。2国の宮廷の間でのその事柄について意見の相違があることが認められたので、同条文の2項はイギリス国王を調停者として任命し、二国間で友好的な解決策を見出そうとした⁽¹⁸⁾。

摂政ジョアン王子は、条約の10条の作成は受け入れられないものとみなした。ドミンゴス・デ・ソウザ・コウティーニョが厳しく非難されることになった欠陥、つまりスペインのオリヴェンサ返還義務がないことが理由で、摂政ジョアン王子は条約批准を拒否した。

ドミンゴス・デ・ソウザ・コウティーニョはパリを離れ、数ヶ月後にはロンドンの職もシプリアノ・リベイロ・フレイレと代わり、結局、意に反してローマに行き、1817年まで滞在し、イエズス会を復興させた教皇勅書のピオ7世による8月7日の公布に反対するポルトガルの仕事に携わった。ドミンゴスはさらに一時的に摂政ジョアン王子の息子ミゲルによって持ち上げられ、フンシャル侯爵になったが（1830）、当時は大きな政治的影響を受けていた時期であり、摂政ジョアン王子の顧問の一人として1814年に決定的に消え失せた。それ以降、摂政ジョアン王子は、ポルトガルの立場を熱心に擁護することを保証し、イギリス利益に歩み寄ることをやめる大臣や外交官を慎重に選んだ。

アゼヴェードによって描かれたポルトガルの外交関係の新たな枠組みの

(18) Pub. in *ibidem*, t. IV, pp. 474-509.

もとで、6月16日に指示が出され、ポルトガルの政治外交界において昇進中の人物バルメーラ伯爵によって指揮され、ジョアキン・ローボ・ダ・シルヴェイラとアントニオ・サルダーニャ・ダ・ガマを補佐役とする代表団がウィーン会議に派遣された。

同月29日、昔のポルトガル・ロシア友好を回復する条約や協定一式を完結するように、ロシア宮廷にマリアルヴァ侯爵を全権公使とする特許状に署名された。7月29日、ジョゼー・ルイス・デ・ソウザ・ボテーリョがマドリッド宮廷にて信任状を提出した。しかし、7月22日にパリで、バルメーラ伯爵がルイ18世の外務大臣ベネヴェント王子と文書の交換を始めた。すべての外国に対して以後ポルトガルで禁じられる商館もしくは商業団体を除いて、文書で暫定的に2国間の外交、商業関係を取り決めることを目指したものであった。ポルトガルとフランスの間での外交、商業関係刷新のための前提的取り決めは、8月1日に完了し、1815年9月16日の勅令でジョアンによって批准された。

このようにポルトガルは、戦時中に行っていたイギリスに全面的に依存することから逃れようと、多方面の外交関係の枠組みを構築しようとした。イギリスは、ポルトガル政治における舵取りの変化を完全に気づいており、駐リスボン大使に、獲得していた特権を強化しようと元外務大臣で最も威信のある外交官の一人であるジョージ・カニングを任命した。

ウィーン会議は1814年10月1日に始まり、百日天下（3月1日から6月18日）を終わらせることになった、ウエリントンがウォータールーの戦いでボナパルトを破った（6月18日）9日前の1815年6月9日に条約に署名されて、各国の作業が終わった。

オーストリア首都における作業の過程で、ポルトガルの重要な4個の事項のひとつは、フランス領ギアナに関するものであった（ほかの3個はオリヴェンサの返還、戦争と奴隷交易の賠償についてであった）。ルイ18世の新しい外務大臣、以前の総裁政府にいたタレイランは、1797年に決め

られた国境線をもとにして、失われた南米植民地を取り戻そうと努めた。パルメーラによって指揮されたポルトガル使節団の猛反対があり、激論の後に、1815年5月11日から12日にかけて署名されたフランス領ギアナ引き渡しに関する両国全権の間での文書の交換により調整された協定へと至った。その中で、1814年5月30日のパリ条約10条は、強国（オーストリア、イギリス、プロシア、ロシア、スウェーデン）によって署名されたが無効であり、いかなる効力もないと表明し、フランス領ギアナの返還は、ポルトガルがユトレヒト条約で定められていたと常に認める国境線である北緯4度と5度の間に位置するオイアボケ川の河口までが効力があると定めた⁽¹⁹⁾。この協定のふたつの条文は、ヨーロッパ7強国の間で1815年6月9日に確定したウィーン会議の最終議定書に、106条と107条として組み込まれた⁽²⁰⁾。

ウィーン条約が承認されたにもかかわらず、ポルトガルは相互平和の署名を待った。そして、添付文書を通じて、ポルトガルが1818年1月21日に、フランスが2月10日に批准した1817年8月28日のパリ協定では、オイアボケ川からオランダ領ギアナまでの北緯2度24分にポルトガル国境線が定められた。同様に、フランス領ギアナとポルトガル領ギアナの国境線を決定的に引くために双方の代表が指定されることになった⁽²¹⁾。第1条の定めにしたがって、3カ月以内にフランスへの返還を進めるために、当時、ポルトガル軍分遣隊の撤収作業が始まった。1818年1月、摂政ジョアン王子は国境線画定作業のためにふたりの代表を任命したが、ルイ18世は決してその約束を果たさなかった。

すでにブラジルが独立していた1836年に問題が再燃したからには、ポルトガルの警戒は無分別ではなかった。ルイス・フィリペ・オルレアン

(19) Pub. in *ibidem*, t. V, pp. 51-55.

(20) Pub. in *ibidem*, t. V, p. 183.

(21) Pub. in *ibidem*, t. V, pp. 428-431.

治世には、オイアポケとアマバー・ペケーノの間を含む領域を軍が占領した。この問題は19世紀終わりまで長引き、1900年12月1日付けスイスの仲裁確定によってブラジルに有利に解決した。

1815年終わり、ヨーロッパの全体的平和が完結した。ポルトガルとスペインの間での未解決国境線問題（オリヴェンサ）があったが、摂政ジョアン王子は1815年12月16日の法令を承認し、ブラジル州を格上げし、威厳を与えてブラジル王領とした。以後、諸王領をポルトガル、ブラジルとアルガルヴェ連合王国と呼ぶことに決定した⁽²²⁾。翌日、国家顧問で海軍・海外領土大臣アントニオ・デ・アラウージョ・デ・アゼヴェードにバルカ伯爵の称号を授与する王令を出した。

1816年3月20日、ポルトガルの女王マリア1世が死去すると、摂政ジョアン王子がリオデジャネイロの王宮にてジョアン6世（1816-1826）として任命された。戴冠式は1818年2月6日にならないと実施されなかった。ジャン＝バティスト・ドブレのリトグラフを通じて戴冠式の光景を知ることができる。アルティーガスのゲリラが自由に活動していたラ・プラタ川東岸地方の状況悪化で、ジョアン6世はその地方を軍事的に干渉し、ブラジル王領に併合し、国境線はラ・プラタ川まで広がることになった。

1816年3月30日、ポルトガル、スペインとフランスで厳しい戦闘に数年間参加し、よく訓練されて規律と忍耐力のある5千人の兵士によって構成された王室志願兵師団がリスボンからリオデジャネイロに到着した。ロドリゴ・ローボ師団長の小艦隊に護衛されて、14隻の商船で移送された。本国からの軍隊は陸軍司令官ジョアン・カルロス・フレデリッコ・レコールによって指揮され、参謀部補佐には歩兵隊大佐ジョアン・カルロス・デ・サルダーニャと将来のサモダンイス伯爵フランシスコ・デ・パウラ・

(22) Pub. in *ibidem*, t. V, pp. 248-250.

アゼレードがいた。遠征軍はふたつの旅団から構成され、それぞれは、将来のアヴィレス伯爵の旅団長ジョルジェ・デ・アヴィレス・ジュザルテ・デ・ソウザ・タヴァーレスと、旅団長フランシスコ・オーメン・デ・マガリャンイス・ケヴェード・ピザードが指揮した。さらに、4 個の軽騎兵大隊、2 個の騎兵大隊、1 個の砲兵大隊も参加した。ポルトガル師団は、司令官ジョアキン・シャヴィエール・クラードが指揮するリオグランデドスル地方の 2 千人の兵力に支持された。ポルトガル・ブラジル軍は様々な前線からウルグアイに進出し、アルティーガスの軍勢を撃破し、1817 年 1 月 20 日、勝利をおさめてモンテビデオに入った。

特に、セテ・ポヴォス・ダス・ミッソニス地区などの奥地の平定と最後の反乱分子の追放の後、ラ・プラタ川東岸地方の代表者たちはシスプラティーノ州の正式名称で、ポルトガル、ブラジルとアルガルヴェ連合王国に加入すると誓い、ジョアン 6 世を正当な自分たちの君主と認めた。シスプラティーノ州の連合王国への加入条約は、ジョアン 6 世の名代としてラグーナ男爵、ウルグアイ東岸の大統領（ファン・ホセ・ドゥラン）と議員（ララニャガ、リヴェラ、ガルシア・デ・ルニガ、ビアンキ、ロレット・デ・ゴメンソール、シュカロ、シメロ、ヴィシラク、アラゴン、ラゴ、ペレス、シルヴァ、ガルシアとスランビ）によって、1821 年 7 月 31 日に署名された。

3. 結 論

ブラジル最北東部とカイエンヌ南部の間の国境線問題に関してフランスが仕掛けた敵対行為は、イベリア半島の 2 王国の政治、外交的反応と軍事能力を試してみるための口実と、本当の意味での「観測気球」として利用された。挿話的な出来事から抜き出された推論から、ナポレオンはふたつのイベリア半島の王国は軍事的に非常に弱いとの結論に早急に達した。し

たがって、ナポレオンの強力な軍隊にとってみると、両国は簡単な捕虜だと彼には思われた。しかし、ふたつの要素を見くびり、イベリア半島を支配する彼の戦略において致命的として露わになった。そのひとつは、フランスのイデオロギーと干渉に対するポルトガルとスペイン国民の深い敵意。もうひとつは、特にブラジルにおける最低限の領土の境界線をも譲らない、リスボン宮廷の出来る限りの限界までの頑な抵抗であった。リスボン宮廷は、マドリッド条約署名（1750）に導いた交渉において採られた戦略に類似したように、ポルトガル領アメリカ（ブラジル）の領土統一を維持するために、アジア（ティモールとソロル）もしくはアフリカ（プリンシベ島）の領土交換を提案する方をむしろ選んだ。

参考文献

1. 史料

[LOPES, José dos Santos], *Descrição geográfica da costa Guyana portuguesa* [1792-1794], Biblioteca da Ajuda, 54/XI/27, n.º 9.

Collecção dos Tratados, Convenções, Contratos e Actos Públicos celebrados entre a Coroa de Portugal e as Mais Potências... compilados, coordenados e anotados por José Ferreira Borges de Castro, 8 vols., Lisboa, 1856-1858.

LIMA, José Eugénio de Aragão e, *À Tomada de Cayenna pelas Tropas do Pará Ajudadas pelas dos brigues Voador e Real João combinadas com as da fragata ingleza A Confiança. Ode oferecida ao Príncipe Regente...*, Rio de Janeiro, 1810.

2. 書籍

ALMEIDA, Luís Ferrand de, *Alexandre de Gusmão, o Brasil e o Tratado de Madrid (1735-1750)*, Coimbra, 1990.

BRANDÃO, Fernando de Castro, *História Diplomática de Portugal: Uma cronologia*, Lisboa, 2002.

BRAZÃO, Eduardo, *A Diplomacia Portuguesa nos séculos XVII e XVIII*, 2 vols., Lisboa, 1979-1980.

CASTRO, Luciano de, *A Questão do Amazonas nos Tratados de Paris e de Madrid [1797 e 1801]*, Porto, 1945.

- CARVALHO, Delgado de, *História Diplomática do Brasil*, São Paulo, 1959.
- CORTESÃO, Jaime, *Alexandre de Gusmão e o Tratado de Madrid*, 9 vol., Rio de Janeiro, 1952-1960.
- FARIA, Ana Leal de, *Arquitectos da Paz. A Diplomacia Portuguesa de 1640 a 1815*, Lisboa, 2008.
- FERREIRA, Mário Clemente, *O Tratado de Madrid e o Brasil Meridional*, Lisboa, 2001.
- GOES FILHO, Synesio Sampaio, *Navegantes, Bandeirantes, Diplomatas. Um Ensaio sobre a Formação das Fronteiras do Brasil*, São Paulo, 1999.
- MACEDO, Jorge Borges de, *História Diplomática Portuguesa. Constantes e Linhas de Força. Estudo de Geopolítica*, vol. I, Lisboa, 1987.
- MAGALHÃES, Basílio de, *Expansão Geographica do Brasil Colonial*, 2ª ed. aumentada, São Paulo, 1935.
- MAGALHÃES, José Calvet de, *Breve História Diplomática de Portugal*, Mem Martins, 1990.
- MALAFAIA, Eurico de Ataíde, *O Brasil e a Fronteira da Guiana Francesa – Notas Históricas – (1500-1900)*, Lisboa, 2002.
- MANSUY-DINIZ SILVA, Andrée, *Portrait d'un homme d'État: D. Rodrigo de Sousa Coutinho, Comte de Linhares 1755-1812*, 2 vols., Paris, 2002-2006.
- MOREIRA, Rangel, *Esboço Histórico das Nossas Questões de Fronteira*, São Paulo, 1913.
- PEDREIRA, Jorge e Costa, Fernando Dores, *D. João VI, o Clemente*, Lisboa, 2006.
- REIS, Arthur C. F., *Limites e Demarcações na Amazônia Brasileira*, 2 vols., Rio de Janeiro, 1947-1948.
- SILVA, Joaquim Caetano da, *L'Oyapoc et l'Amanoze. Question brésilienne et française*, 3ª. ed., 2 vols., Paris, 1899.
- SOARES, Teixeira, *História da Formação das Fronteiras do Brasil*, Rio de Janeiro, 1972.
- VIANNA, Hélio, *História Diplomática do Brasil*, Rio de Janeiro, 1958.

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

- 第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。
- 2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

- 第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。
- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

- 第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第 5 項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文，(2)研究速報，(3)展望・解説，(4)設計・製図，(5)抄録（発表作品の概要を含む），(6)その他（公開講座記録等）

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査

読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

（リポジトリへの公開の停止及び削除）

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学言語文化研究所紀要『拓殖大学語学研究』執筆要領

1. 発行回数

『拓殖大学語学研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、6月末日締切－10月発行
(2)	原稿は、10月末日締切－3月発行

2. 使用言語

用語は、日本語又は日本語以外の言語とする。ただし、日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に言語文化研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という。）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行33字×27行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで32行。1行の語数は日本語33文字分。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

①	日本語論文による原稿	20,000字（1行33字×27行）以内	} A4縦版・ 横書
②	日本語以外の言語による原稿	20,000字（ダブルスペース、20枚）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。

- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学言語文化研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、執筆者の意向を尊重して脚注、後注とも可能とする。
- (2) 引用・典拠の表示は各言語の一般的な方式に従うものとする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学 語学研究』執筆予定表を、指定された期日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学 語学研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその

旨を執筆者に通達する。

- (5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中の原稿は、紀要に投稿することができない。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三枚を行う。この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、言語文化研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	調査報告：	専門領域に関する調査。
②	資 料：	原稿区分の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
③	書 評：	専門領域の学術図書についての書評。
④	紹 介：	専門領域に関するもの。

以上

執筆者紹介（目次掲載順）

阿久津 智（あ く つ ・ さ と る）外国語学部教授 日本語学
永江 貴子（な が え ・ た か こ）外国語学部教授 現代中国語学，中国語教育学
久米井敦子（く め い ・ あ つ こ）商学部准教授 中国近現代音楽史，中国語教育
坂田 貞二（さ か た ・ て い じ）拓殖大学名誉教授 ヒンディー語学・文学，北インドの民間伝承
平山 邦彦（ひらやま・くにひこ）外国語学部教授 中国語学，現代中国語文法
保坂 芳男（ほ さ か ・ よ し お）外国語学部教授 英語教育，英語教育史
見上 晃（み か み ・ あ き ら）外国語学部教授 英語教育，英語教育工学
浜岡 究（はまおか・きわむ）言語文化研究所非常勤講師 ブラジル植民史，ポルトガル語学

拓殖大学 語学研究 第143号 ISSN No. 1348-8384

2020年（令和2年）10月23日 印刷

2020年（令和2年）10月30日 発行

編集 拓殖大学言語文化研究所編集委員会

編集委員 佐野正俊 阿久津智 岩崎光一 大野英樹 小林敏宏 末延俊生
永江貴子 平山邦彦 廣澤明彦 藤本淳史 村上祐紀 渡邊俊彦
本橋朋子 濱松法子 中村かおり

発行者 拓殖大学言語文化研究所長 佐野正俊

発行所 拓殖大学言語文化研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番地14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 株式会社 外為印刷
